

輸出品デザイン法

解釈と実務

通商産業省通商局デザイン課

輸出品デザイン法

解釈と実務

通商産業省通商局デザイン課

はじめに

輸出品デザイン法は、輸出品のデザインと輸出品に附される商標の模倣を防止することを直接の目的としている。デザインまたは商標については、すでに意匠法や商標法があり、輸出品についての不正競争については、輸出入取引法や不正競争防止法があり、また輸出貿易管理令による規制もあるのに、さらに新らたにこの法律の制定をみたのは、いわゆるデザイン模倣問題が輸出貿易においていかに深刻な問題を生じているかを示すものである。

デザイン、とくに海外のデザインの模倣の問題は、まことに根の深いものがある。輸出市場との間において生活様式に大きな断層を有しているわが国の、しかも海外市場を直接自分の眼で見、自分の手で開拓することのできない中小企業が輸出品を生産する場合、どのようなデザインが売れるかを知ることが極めて困難である。その上、企業間の生存競争の極めて激しいことは、業者をもつとも安易なデザインの模倣への途に走らせる大きな要因であつて、それだけに問題の解決は容易ではなかつたのである。

ところがデザイン模倣に対する海外の態度は極めて厳しい。この問題は絶えず国際的な問題となり、安値とともに日本商品に対する輸入制限の口実となる例も少くなかつた。そしてわが国の輸出を着実に伸して行くためには、どうしてもデザイン模倣問題を解決し、進んではわが国の独自のデザインで売込むように努力することが必要となつているのである。

デザイン模倣の防止については、すでに繊維品、陶磁器などにみるように、輸出入取引法に基いて業者の自主規制が行われ、相当の成果を収めている例も多い。これらの業界がその内部にある困難を克服して輸出品のデザインを規制し、紛争の解決に当つていことは、まことに喜ばしい。またデザ

イン模倣は商業倫理の問題を含むだけに、業者の自主的な規制をまつて始めて十分に解決されたいものであるが、業界の自主的なまとまりをまつことには、限度があるのでこの法律が制定されたのである。

デザイン模倣の問題の解決には、一般の人々のデザイン尊重に対する態度も改めなければならないし、わが国の商品のデザインを向上することも積極的な解決策であつて、この法律のみがこれに対する唯一の処方箋ではないが、この法律の趣旨が広く理解され、その目的に役立つことを念ずるものである。

本書は、この法律を解説して実務に資することを目的とするものであるが、この法律の理解のためには、まずそのできた背景を具体的に知る必要があるので、第一部としてわが国におけるデザイン模倣問題をとりあげて、その現状を明らかにした。

ついで第二部ではこの法律の内容について、まず概要を述べた後、逐条解説に移っているが、逐条解説においては、法律条文の解釈のみならず、政令、省令、告示はもとより、認定機関の業務規定の内容についても解説を加え、実務の参考に供した。

巻末には、この法律およびこれに基づく政令、省令、告示、関係他法令、認定機関業務規定を掲げたが、この法律に関し、海外からの照会が多い現状に鑑みその英訳を添付した。

本書の執筆は、デザイン課の関係者の協力によるものであるが、この法律の立案と本書の完成には、新井真一前デザイン課長、青柳忠一日用品課長をはじめ齊藤英雄、片山石郎、矢野俊比古、杉浦博、神谷和男、杉山弘、福川伸次の諸事務官の懇篤な教示に負うところが極めて大きい。この機会に右の諸氏に深甚なる謝意を表する次第である。

昭和三十四年十二月

目次

第一部	わが国におけるデザイン模倣問題	一
——	輸出品デザイン法制定の背景——	
第一章	輸取出引におけるデザインの問題	一
一	デザインとは	一
——	デザインの近代概念——	
二	わが国におけるデザイン問題の発端	三
——	デザイン模倣問題——	
三	むすび	八
第二章	デザイン等模倣の現況	九
一	海外デザイン等の模倣に対する苦情の発生状況	一四
二	苦情の性格とその特徴	一四
(1)	工業所有権に関する侵害抗議	一六
(2)	不正競争行為に関する抗議	一七

三	苦情処理の現況と問題点	一七
(1)	苦情処理と海外への影響	一八
(2)	模倣防止対策と問題点	一九
第三章	輸出品デザイン法の制定	二九
第二部	輸出品デザイン法の逐条解説	三七
	法律の概要	三七
	逐条解説	三八
第一章	総則	三八
第二章	デザインの登録	四九
第三章	デザイン等の認定	八五
第四章	認定機関	一〇七
第五章	雑則	一三二
第六章	罰則	一四五
附則		一四九
参照法令		一五三

○輸出品デザイン法	一五三
○輸出品デザイン法の施行期日を定める政令	一六七
○特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（抄）	一六七
○輸出品デザイン法施行令	一六八
○輸出品デザイン法施行規則	一七三
○認定機関指定基準規則	一八九
○デザインの登録の区分を定める省令	一九二
○輸出貿易管理令（抄）	一九三
○輸出品デザイン法施行規則第九条第九号の規定により通商産業大臣が指定する品目および数量を定める告示	一九四
○輸出貿易管理令に基き、仕向国における特許権等を侵害すべき貨物を指定する告示	一九五
○輸出品デザイン法第三条第一項の登録および同法第十五条の認定を行う認定機関の名称、住所、登録および認定の区分ならびに登録および認定の業務を行う事業所の所在地についての告示	一九七
○財団法人日本輸出雑貨センター登録認定業務規定	二〇一

○財団法人日本機械デザイン・センター登録認定業務規定	二一四
○輸出品デザイン法施行令別表第一に掲げる品目の解釈について	二二七
○現行意匠法	二三〇
○改正意匠法	二三七
○現行特許法(抄)	二六二
○改正特許法(抄)	二六三
○現行商標法(抄)	二六四
○改正商標法(抄)	二六九
○現行実用新案法(抄)	二七八
○改正実用新案法(抄)	二七八
○輸出入取引法(抄)	二八〇
○不正競争防止法(抄)	二八三
○輸出検査法(抄)	二八六
○通商産業省設置法(抄)	二八七
○パリ同盟条約	二八八
○EXPORT COMMODITIES DESIGN LAW	終りから

第一部 わが国におけるデザイン模倣問題

― 輸出品デザイン法制定の背景 ―

第一章 輸出取引におけるデザインの問題

一 デザインとは ― デザインの近代概念

デザインとは、「およそ商品は人間生活の用に供するものではないか」という、本源的で素朴な商品の本質への問いに対決するものである。そしてこの商品の本質に立ち返つてみて、新しく商品を創造し、改造しようとする考え方、発想、計画、プロダクト、プランニングがデザインなのである。

商品が人間の用に供されるものということ、これほど明白なことはないはずであるが、それを新しく問題にしなければならぬ点が重大なのである。

商品は種々の観点から興味のある問題を包蔵し、かつて経済学はこのための膨大な業績を今日まで展開してきているが、人間と商品という視点から（これこそデザインの視点であるが）商品を考えてみると、またいろいろの問題が再発見される。

たとえば、商品は、固定化の性向をもつ場合がある。それは使用する人間の側の伝統性、雷同性、

社会生活の封建性のためである。人は、鍋釜は所詮あのような形態と機能でしか鍋釜とは思えないと固定的に考えがちである。また商品が工場生産されるようになると、機械の非人間性が無遠慮に商品を人間に強要してくる。人間性が必然的に一貫せざるを得なかつたハンドワーク製品と、機械生産という生産過程の分化による人間性の貫徹の切斷、——それは、産業革命直後においてもつとも甚しかつたが、醜惡な商品の氾濫を招来した。

このような場合、商品は人間の用に供するものであるという問題に再び立ち返らざるを得ないのである。「人間の」という点にアクセントをおきながら。

人間の生活自体も、考え方も、社会環境も動いてゆくし、また技術、材料、エネルギーも革新されてゆく。それら商品を取りまく諸要因の総合の上に、複雑で厄介な人間性を要求しながら、商品とは何ぞやという問題と終始対決してゆくのがデザインングなのである。

このようなデザインの本質論からみて、今日われわれは二つの面に対して、二つのデザインに関する俗論と戦わなければならない。その一つは形態、色彩等の「外觀裝飾」という最も根づよく一般化されているデザイン概念への戦い、他の一つは実用、機能のみに依存し、「最も機能的であるものは美しい」という独断への戦いである。

商品のデザインとは、機能と形態の融合した商品の総合的な性質である。それは簡潔に「商品の使

い勝手」ともいえる。人間の用に供されるためには、商品はその機能性のほかに形態、色彩が重要な要素でなければならぬ。しかもその形態、色彩が、商品の機能と必然的に結びついていなければならない。また、その機能にしても、人間生活の便宜に率直に適合していなければならない。

さて、このようなデザインの考え方は、欧米先進諸国では一九三〇年頃からすでに確立して、企業はデザイン活動を極めて重要視し、デザインをその市場支配の有力な武器と考え始めてきた。基礎的な資材商品を除いては、世界の商品経済は今や人間の精神活動の所産の売買であつて自然物のそれではない。いいかえれば、原料価格が最終価格の大きな割合を占めている商品の経済——自然的な要素の強い経済——から離脱しつつあるともいえるが、それを可能ならしめる大きな要因の一つは、本質的な意味におけるデザインである。少くとも、欧米諸国の企業はそのようなつきつめたデザイン観念に立つており、これに対する大きな資金投入を惜しもうとしない。

このようなデザインの本质観念の点では、日本は極めて立ち遅れている。

二 わが国におけるデザイン問題の発端——デザイン模倣問題

わが国の場合、デザイン問題は、デザインの本质に即して起つてきたというよりも、貿易問題から、その意味ではほかから起つてきたとみられる点にデザインの後進性を指摘することができる。貿

易におけるデザイン問題とは、まず例のデザイン模倣問題である。

わが国の輸出商品がデザインを模倣しているという海外からの抗議は、遺憾ながら跡をたたない。この三年近くの間に在外公館等を通じての公式の抗議件数は、一一〇件をこえている。三十億ドルに上る日本全体の輸出規模からみれば、極めて取るにたらないものではあるけれど、この小さな穴の破壊力は実に大きい。しかも注意を要することは、これらのデザイン模倣の抗議は、そのバックに日本の輸出が包蔵するその他の諸問題の随伴させているのが通例であることである。たとえば、仕向国における輸入制限や関税引上げなどの問題が起る場合、わが国のデザイン模倣がその一つの口実——この口実は極めて一般にアピールするのであるが——として利用されている。わが国の経済発展が貿易の拡大を通じてのみ可能であるということからも、まさにこのデザイン模倣問題は日本貿易の大きな病根といわねばならない。

ところで、このデザイン模倣問題であるが、デザイン盗用は不正な取引に違いないけれども、だから模倣してはならないというような簡単な解決では何ともならない問題であることは、この実相を少し掘り下げれば容易に理解される。この問題は深く中小企業の輸出の実態につながっていると共に、また広く日本産業のデザイン観念の安易さにも起因しており、そのいずれも短期に打開し得る性質のものではない。

デザイン模倣の現況については別に後でくわしく述べられるが、ここで簡単にその態様を観察してみると、その多くは外国のバイヤーのデザイン指示によつて、日本の中小企業が生産し、輸出した場合である。外国政府から模倣した日本のメーカーの名前を知らせてきても、それだけで当該者を発見するのに相当の調査をしなければならぬほどの名もない中小規模の企業である。このような中小企業に、注文を受けたデザインが模倣によるものであるか否かを調査する能力のあり得るはずがない。しかもこれらの中小企業者は毎日のかせぎに追われ、同様な中小企業仲間のはげしい競争にさらされている。そのような中小企業者が、バイヤーの指示注文に食いついて行かない方がむしろおかしいとも考えねばならないであろう。たとえ、第一の業者が拒んだとしても、無数に併存する第二、第三の同業者がその注文に応じないでいるだろうか。デザイン模倣とは、実はこのような中小企業の輸出の実態の一つの現象にはかならないのである。かつて政府は、バイヤーの誘導による此の種模倣事例を防止するため、デザインクレームについては一切バイヤーがその責任をおう旨の保証書をバイヤーからとるように指導をしたが、上述の実態を理解すれば、この指導が実効をおさめ得るものでないこともおのずから明らかであろう。

さらにここで注意しておかねばならぬことは、デザイン模倣の抗議を受けた日本の中小企業者がその模倣したはずのデザインの経済価値そのものを、自分の手中におさめ得たかどうかの点であるが、

それは指示注文したバイヤーに収奪されていることになる。すなわち、わが国の中小企業者はその無限の勤勉によつて、ぎりぎり一杯のコストでこれをバイヤーに引き渡したに過ぎないのであつて、デザイン模倣呼ばわりされながら、肝心の経済価値は他人にもつてゆかれていのである。不当といわざるを得ない。

しかし、また経済とは、その自己の原則で動く生物であつて、不当が現実として働いている経済合理性にも視点をあわせてみなければならぬ。と言うのは、日本の輸出が、器用で、勤勉で、価格において世界市場にゆうに競争し得ることを特徴としているがゆえに、あえてバイヤーは買おうとするのであるからである。この特徴こそ日本の輸出を、特に中小企業の雑貨、繊維等の軽工業品輸出を成立せしめ、拡大してきたものであらう。それはデザイン模倣という、プライオリに悪である点さえ除けば、世界市場で *Poor men* のための商品提供者としての意義をもつていたともいへなくはない。

しかし、今日このような輸出が国際的に種々の問題をひきおこしてきたこと、このような輸出がすでに限界にたつてきたこと、むしろ国際貿易は相互に高度の商品交換によつてのみ拡大の期待されること等については多くをいう必要はないであらう。いわんやその高度な商品輸出をもて、世界市場がむしろ日本に求めているものを提供しうる豊かな可能性を日本がもっているにおいておやである。

海外のデザイン模倣に関連して、その共通の基盤から発生している別の局面、国内相互のデザイン模倣問題にもふれておく必要がある。これはある日本の業者が輸出に成功した場合、ただちに第二、第三

の業者が同一または類似デザインの商品を、前者よりも安価に輸出し、仕向国市場を混乱におとし入れてしまう事例である。これは通常過当競争といわれているが、この場合デザインになんらの類似性がなければ、これは異なる商品とみるべきであつて、それ等相互の競争はかならずしも過当とはいひえないのではないか。ともあれ、この国内相互のデザイン模倣は、仕向国の輸入業者に不測の損害を与えるばかりか、この事態を逆に利用されてわが国業者の買い叩かれる結果を生んでいる。われわれは輸出すべく店内から市場にだしてしまえば、もう真似られるのを覚悟しなければならないのである。相互模倣―買い叩かれ―薄口銭、この環境でデザインを創造する努力も余裕も生まれるはずがない。

この国内相互の模倣は、前に述べた海外デザインの模倣とは違い、わが国業者の悪意の模倣が多い。(この場合でも、仕向国のバイヤーの指示によることも、もちろん存在するが)模倣をさほど大きな罪惡とは感じていないのである。菓子箱をもつて行つて、先日はおかげでもうけさせていただきましてと笑つてすますようなぐあいである。これは前に述べたデザインという無体の財産に対する敵しゆくな観念の欠如に基いている。デザイン模倣は重大な窃盗だという実感が湧かない、このベースが問題なのである。

このことはさらに、およそデザインに対して特別のコストを投入していないこと、したがつて、デザインは無料で提供しているという商品取引の実態にもさかのぼらねばならない。資材と努力との製

品のみの取引に過ぎなく、デザインという人間の高度の精神活動の所産としての商品観念が成立して
いないのである。こうみてくると、海外デザインの模倣で述べた日本業者の「善意」の強調も崩壊し
てくるのであつて、この「善意」は容易に「悪意」に移行してゆくものであろう。たまたま「善意」
であつたのに過ぎないのであつて、いつでも「悪意」の模倣が用意されていたともいえる。

つまり、デザイン模倣は中小企業の輸出の実態に根ざすとともに、もう一つ重大な別の要因として、
わが国におけるデザイン観念の問題を指摘しなければならないのである。われわれはさきにみたデザ
インの本質、欧米諸国の商品経済がとうとうとしてここ三十年間に展開してきたデザインの考え方、
およびその真摯な努力におもいを到さねばならない。

三　　む　　す　　び

以上デザインの本質的な考え方とわが国輸出貿易におけるデザイン問題のあらわれ方について概
観した。デザインについての行政は、日本経済の現実にくしくしながら、進めて行く必要があるのであ
るが、その方向としては、まず現実の問題処理として輸出品のデザイン問題をとらえること、それと
並行しながらデザインの本質問題の追究を続けてゆくべきであると考える。前者の施策としては、消
極的にはデザイン模倣の防止、積極的にはデザインによる輸出の高級化対策、後者の施策としてはさ
しあたり産業界に対するデザイン観念の確立という、間接的な啓蒙施策からおし進めてゆかなければ

ならないのであろう。本書では、これらのうちデザイン模倣防止策、なかんずくその一施策としての輸出品デザイン法について解説を加えることとしよう。

第二章 デザイン等模倣の現況

わが国輸出品の海外デザインの模倣と国内業者間の他人のデザインの模倣は、輸出品デザイン法の制定を必要とさせるにいつた事由であるが、ここで、その内容と問題点を概説することとしたい。

(注)

(一) ここでいう海外デザイン等の模倣に係る苦情は、すべて在外公館ならびに在日外国公館を通じ正式にわが国に対し申し入れのあつたものであり、また説明に用いた基礎的な資料は、昭和三十二年一月から同三十四年九月末日までの間に発生した海外よりの苦情について行つた基礎調査に基いたものである。

(二) 「仕向地別デザイン等模倣に関する苦情一覧表」(別表一、二)は、苦情の発生状況を期間別、商品別、仕向地別に苦情の種類を一覧的に表示したものである。

また、この一覧表を、昭和三十二年一月―昭和三十三年十二月までと昭和三十四年一月―九月までとに分けてそれぞれ別表としたのは、最近における苦情の内容を過去二年間のものと比較対照するのに便利であると考えたためである。

模倣に関する苦情一覧表

リカ	欧 洲	北 米	中 南 米	カ ナ ダ
レトリア)				
				○縫目リボン(カナダ)
		○陶磁器(米 国) ○陶器像(イタリア)		
筆(英国)			▲パーカー万年筆 (アメリカ)	
		○時計(西 独) ○猿 (デンマーク) △蛇 (米 国)		
		○スプーン、フォーク (デンマーク) ○銀製洋食器(々)	○食卓用刃物(ドイツ)	
○理髪用いす (米国)	○理髪用いす(米 国) △◎釣 具(米 国) ○椅 子(スウェーデン) ○ 々 (々) ○◎ライター(西 独) ○魔 法 瓶(米 国)	○陶磁器用転写紙(米国) ○ 々 (々)	○◎ライター(西 独)	
○プロジェクター (米国)	○スライドヴィユーア (米国) ○プロジェクター(々)			
		▲ミ シ ン(米 国)	△ミ シ ン(英国)	
		○電 気 計 器(米国)		
		○◎▲シャワーヘッド (米国)		○ボールベアリング (英国)
			△鮭 缶 詰(カナダ)	
2	2	18	6	3

工業所有権として仕向地において登録されているもの

(別表1)

仕向地別デザイン等

商品分類	仕向地	件数	東南アジア (暹州を含む)	中 近 東	ア フ
織	一次製品	4	○生地(スイス) ○糸染綿布(オーストリア)	△毛織物(英国)	●綿布(ブ)
	二次製品	3	△ナイロン靴下(英国)	△ナイロン靴下(フランス)	
陶磁器製品		2			
雑	文房具	5	△万年筆用ペン先(西独) ▲パーカー万年筆(米) ▲" (")		○▲万年
	玩具	3			
	金属製洋食器	3			
	包装容器	2		○オーデコロン外装箱 (フランス) ○サンガラス(イタリア)	
貨	その他	18	△蓄音機針およびケース(スイス) ●▲練函みぎ(フランス) △ブツレンゲ(英国) ○△ヘアーピン(ドイツ) ○スナツボボタン(英国) △剃刀(西独)	△蓄音機針(英国) ○△薬品アスプロ(英国)	
機	光学機械	6	○スライドビューア(米) ○8ミリ映写機(") ○8ミリ撮影機(スイス)		
	ミシン	2			
	計器類	2	△体温計(英国)		
械	その他	11	△自転車用転車マークおよびネームプレート(英国) ○△金属製鉛函(英国) ○△スウィッチギヤー(英国) ○△" (")	△自転車用ベル研磨剤 (英国) △" (") ○△バッテリー(") ○△" (") △自転車ベル(西独)	
農水産	缶詰	2	△魚類缶詰(米)		
計		63	21	11	

注(1) 本表は昭和32年1月より昭和33年12月31日までの苦情一覧表である。

(2) () 内に示された国はデザイン模倣について苦情を提起した国である。

(3) 印の表示 ○印 意匠、△印 商標、◎印は機能が問題となったもの ●▲◎印

倣に関する苦情一覧表

洲	北 米	中 南 米	カ ナ ダ
	○毛織捺染スカーフ (スイス)		○毛織捺染スカーフ (スイス)
器(西 独)	○陶 磁 器(米国) ○ 〃 (〃) ○ 〃 (西独)		
尺 エーデン)	◎電話番号インデックス(米国)	▲パーカー万年筆 (米国) △鉛 筆(西独)	
	○金属洋食器 (デンマーク) ● 〃 (米国) ○ 〃 (〃)		
		△自動車部品包装 箱(米国)	
カン(西独)	◎可 撓 性 櫛(米国) ○▲トランプカード (〃) ○魔 法 瓶(〃) ○金 物(〃) ○◎マジックインク (〃) ○玩具(大砲)(英国) ○ 〃 (積木)(〃) ●児童用ランプ (米国) ●◎ひげそり器 (スイス) ◎釣 具(米国) ▲◎釣具(フランス)	●◎ひげそり器 (スイス)	
	○写真機(スウェーデン)		
		▲ミ シ ン(米国)	
			○ジーガニ(カナダ)
	○コンデンサー高音 スピーカー(米国)		
3	21	5	2

ある。

した国である。

つたもの ●▲◎印 工業所有権として仕向地において登録されているもの

(別表2)

仕向地別デザイン等模

仕向地 商品分類		件数	東南アジア (濠州を含む)	中 近 東	欧
織 維	一次製品	3	○綿 布(スイス)		
	二次製品	1	○人造絹糸リボン (スイス)		
陶 磁 器		4			○陶磁
雑 貨	文 房 具	8	△万年筆ペン先 (西独) △ " (") △鉛 筆(") ○▲万年筆およびシ ャープペンシル (西独)		▲計算 (スウ)
	玩 具	0			
	金属洋食器	3			
	包 装 容 器	5	○針 包(英国) ○自動車部品包装箱 ○ " (ベルギー)	○自転車部品包装 箱(英国)	
	そ の 他	19	▲裁縫ばさみ(西独) ▲蓄音機針 (フランス) ●◎ひげそり器 (スイス)	○ベビーポウダー (英国) ○ヘアートニック (") ○タルコムポウダ ー (")	○バリ
機 械	光 学 機 械	3	△双 眼 鏡(西独)	△双 眼 鏡(西独)	
	ミ シ ン	1			
	計 器 類	1			
	そ の 他	1			
計		49	13	5	

注(1) 本表は昭和34年1月より同年9月末日までの苦情一覧表で

(2) () 内に示された国はデザイン模倣について苦情を提起

(3) 印の表示 ○印 意匠、△印 商標、◎印は機能が問題とな

一、海外デザイン等の模倣に対する苦情の発生状況

デザイン等の盗用に関する海外からの苦情申入件数は、昭和三十四年九月末日現在において一二件に上り（別表一、二参照）、苦情の対象は意匠関係のもの五六件（全件数の五〇・九％）、商標関係のもの三三件（同二九・五％）、特許関係のもの三件（同二・七％）、商標および意匠関係のもの一件（同九・八％）、商標および特許関係のもの二件（同二・七％）、意匠および特許関係のもの六件（同五・四％）、および原産地の虚偽表示関係のもの一件となつてゐる。

商品別に苦情の発生率をみると、雑貨は全体の五八・九％（六六件）を占めて第一位であり、ついで軽機械が同二四・一％（二七件）を示し、繊維は同九・八％（一一件）とくだり、ついで陶磁器は同五・四％（六件）、農水産物（加工食品）は、一・八％（二件）となつてゐる。

さらに、苦情の発生傾向をみると、昭和三十四年一月―九月間の発生件数は、四九件（全体の四三・七％）で、過去二年間に発生した六三件に比し著増を示していることに注目される。

二、苦情の性格とその特徴

苦情の対象となつたデザイン等の法律上の性格についてみると、それは次の二つに区別される。す

なわち、(1)仕向地における工業所有権(権利化されているもの。)を侵害するという抗議内容のもの二八件(全体の二四・二%) (2)不正競争行為に該当するという抗議内容のもの八八件(同七五・八%)とである。

上記(2)の内容は、(i)商品そのものについてのいわゆる「周知デザイン」(そのデザインを見れば、それが何某の取り扱いに係る商品であるということが需要者の間に広く知られているデザインのことである。)に関する苦情五二件(全体の四四・八%) (ii)商品のデザインではなく、商品に附される商標であつて「著名な商標に係る営業上の利益を害するおそれがあるもの」に関する苦情二八件(同二四・二%) いわゆる「広く認識せられる他人の商品の容器包装の表示と類似のものを使用し他人の商品と混同を生ぜしめるおそれのあるもの」に関する苦情八件(同六%)等となる。

以上によつてみると、海外の苦情は、仕向地において権利化されているものを侵害するという抗議よりもむしろ国際的に商慣習上尊重されるべき権利を侵害するという抗議が、圧倒的に多いことが、その特徴の第一である。したがつて、これらの苦情の対象は、後に述べるようにわが国の現行法においては規制の対象とならないものが多いことに問題があるのである。

次に、どんな場合に苦情が起りやすいかをみると、その原因は、いろいろあるが、苦情の大部分のものが海外のバイヤー等により輸出商品のデザイン等が指定されるいわゆる「柄指定」の場合に発

生しており、これが海外からの苦情の第二の特徴である。

このような現象は、特に雑貨について顕著であり、しかも、仕向市場が北米市場に集中されている。雑貨の市場は一般的にいってバイヤーズ・マーケットであり、わが国の輸出雑貨のデザインが海外のバイヤーによつて「柄指定」をうけることはやむをえないことではあるが、海外の一部の不徳のバイヤーによつて行われる不正競争行為の道具に容易に供せられることについては、大いに反省を要する点であつて、たとえ、バイヤーによる「柄指定」の場合であつても、侵害問題を起した場合には、行為の結果としてみれば、それは海外の工業所有権その他尊重されるべき無体財産権を侵害することになる。

次に、「柄指定」に基く苦情の発生状況をみると、

(1) 工業所有権に関する侵害抗議

工業所有権侵害に関する苦情件数二八件の中二二件が「柄指定」によるもので、その七八・六%とその大部分を占めている。商品別にみると、雑貨一九件、軽機械二件、繊維一件である。一、二の事例をあげると、万年筆（米国パーカー社、英国メントモア社の商標権等）、金属洋食器（米国インタナショナル・シルバー社の意匠権）、釣具（フィッシング・リール）（仏国ミツチエル社の商標権、特許権）、ミシン（米国ユニバーサル社の商標権）、洋かみそり（西独カール・シュリツパ

1・ゾーリンゲン社の商標権、意匠権）のごとくである。

(2) 不正競争行為に関する抗議

不正競争行為に関する苦情件数七四件（苦情の申入件数は、八八件であるが、現在調査中のものおよび調査不能のため照会中のものが一四件あるので、この分を差し引いた件数である。）の中「柄指定」によるものは、四三件（五八、一％）で、その過半数を占めている。商品別にみると、雑貨二六件、繊維七件、軽機械六件、陶磁器四件である。さらに、これを抗議の内容別に分けると、周知のデザインに関するもの一四件、容器包装に関するもの五件、原産地の虚偽表示に関するもの一件となつている。一、二の事例をあげると、スイスの綿プリントの意匠、西独のローゼンタールの陶磁器裝飾模様、デンマークの木製家具の意匠、英国の化粧品品の意匠、西独の“CARL ZEISS” “REICH” 英国の“ASPRO”等の商標、フランスの化粧品、ベルギー、米国の自動車部品外装箱等の容器包装、洋かみそりの MADE IN GERMANY のごとくである。

三、苦情処理の現況と問題点

さて、以上述べた海外よりの苦情は、どのように取り扱われ、処理されているか、その実状と海外への影響、さらに、デザイン等模倣防止の対策とその問題点等について概説したい。

(1) 苦情処理と海外への影響

工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日の「パリ」同盟条約（昭和一三年）により、同盟条約締結国の国民は、わが国において工業所有権（広義の工業所有権をいう。）に関し登録請求権、不正競争差止請求権および原産地名使用権ならびに特別な場合には損害賠償請求権が与えられている。

したがつて、これら苦情の解決は、本来当事者間の話し合いまたは私人間の法的な争を通じて確保すべきものであるが、現状においては苦情の大部分が仕向国において工業所有権という明確な權利にまではなつていないものの侵害に関するものであり、また、工業所有権の權利化の概念に関する彼我の認識の相違から、相互の話し合いによつてはなかなか円満な解決を期待しえられない過去の経験に基いて外交ルートを通じて日本政府に対し、行政的な措置による解決を求めてきている。

国としては、この種私権保護の問題に直接介入することは問題もあるが、わが国の輸出貿易全般にわたり好ましくない影響をおよぼすおそれがあると認められる場合には、当然苦情に関し円満な解決をはかるべきで、従来からこのような観点から、この種の問題について慎重な配意のもとに行政的措置が講ぜられ、行政指導による解決が続けられ、わが国輸出貿易における国際的信用の確保

のため努力されている。昭和三二年一月から同三四年九月末日までに処理された苦情に関する行政的な処置は、大略次表のとおりである。

デザイン等の苦情処理概況

処 理 区 分	昭和 34. 1～9	昭和32. 1～昭和33. 12
1 輸出承認基準に追加したもの(双眼鏡)	2	0
2 商標権者の承諾を えていないものにつ いては輸出承認を行 わないこととしたも の(ミシン)	1	0
3 業者および業者団 体に対し警告を行つ たもの	15	46
4 当該クレームが海 外で係争中で静観し たもの	2	2
5 陶磁器意匠センタ ーで「留柄」指定を 行つたもの	3	3
6 利害関係人の示談 解決にゆだねたもの	6	1
7 調査の結果問題と ならないものと判定 したもの	6	7
8 現在調査中のもの	9	1
9 調査不能のため資 料要求中のもの	5	1
10 輸出者に対し戒告 措置をとつたもの	—	1
11 輸出者に対し輸出 停止措置をとつたも の	—	1
計	49	63

- このような行政的な処置やデザイン等の模倣防止に関する施策等一連の国の努力は、わが国輸出商品の海外デザイン等の模倣を口実としてわが国に対しガットの自由化をはばむ西欧諸国の憎悪感を緩和し、あるいは、米国における輸入制限運動の阻止等に少なからぬ効果をおさめている。
- (2) 模倣防止対策と問題点

次に、デザイン等模倣防止に関する措置は、どうなっているか概説したい。

海外デザイン等の模倣防止に関する措置は、第一には輸出貿易管理令の規定により行われている。

仕向国においてデザイン等侵害問題を発生したもので、将来再び侵害問題を発生する可能性のあるものについて、その予防的措置を講じているものである。その内容は、同令別表第一の二一一項において、仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権もしくは著作権を侵害し、または侵害するおそれがあるものとして通商産業大臣が指定する貨物の輸出に際しては、輸出前に通商産業大臣の承認をえなければ輸出することができないこととなっている。現在、指定されている貨物は、（別添通商産業省告示第三百四十二号参照）(イ)仕向国における特許権を侵害すべき貨物について三 (ロ)仕向国における意匠権を侵害すべき貨物について六四 (ハ)仕向国における商標権を侵害すべき貨物について一一 (ニ)仕向国における著作権を侵害すべき貨物として四、である。

次に、輸取出引の秩序を確立するため必要であるとの見地から輸出入取引法は、わが国の輸取出引に対して国際的信用を確保するため不公正な輸取出引を禁止している。（同法第三条）すなわち、この法律によれば海外の工業所有権を侵害するおそれのある貨物の輸取出引は、わが国輸出商品の国際的信用を著しく害するおそれがあるので、仕向国の法令（制定法のほか判例法をも含む。）で保護される工業所有権を侵害するおそれのある貨物の輸取出引（契約より船積迄の一切の商行為

をいう。)(同法第二条条第一号)は、禁止されている。したがつて、これに違反した行為に対しては、通商産業大臣は、行為者を戒告し(同法第四条第一項)または国際的信用を著しく害するものと認める場合には上記戒告処分にかえて一定期間仕向国と輸出貨物を限定して輸取引の停止処分(同法第四条第二項)を行うことができるとされている。

さらに、同法は、デザインの模倣防止に関する措置は、業者間の良識に基くデザインに関する協定によつて自主的に規制することが望ましいことをしようようしている。特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸取引におけるデザイン等の協定については、輸出業者間の協定(同法第五条、第五条の二)、生産業者間の協定(同法第五条の三)、輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約の設定(同法第一条第二項)が、行えることができるとされている。なお、通商産業大臣は、上述の意匠協定のみでは輸取引の秩序の確立または輸貿易の健全な発展に対し生じている著しい支障を除去することが困難であると認めるときは、通商産業省令で、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸取引における意匠の取引条件について輸出業者の遵守すべき事項を定めることができることとされている。(同法第二八条第一項第二項) 現在意匠の協定は、次のように、繊維、陶磁器、雑貨および光学機械について実施されている。

(注)

(一) 纖維品に関する意匠協定（昭和三十一年十月一日発効ただし、絹織物の協定は昭和三十四年一月二二日発効）

(イ) 意匠協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

(ロ) 意匠の定義 繊維意匠とは、組織、染糸、捺染、絞染または押型によつて繊維品にほどこされる意匠をいう。

(ハ) 意匠施用の貨物 機械捺染の綿、絹、スフおよび人絹織物。手捺染の綿、絹、スフおよび人絹織物、綿、

スフおよび人絹のマドラスハンカチーフ（連製品を含む。）、綿およびスフ織物（人絹交織を含む。）のネイティブクロス、綿ハンカチーフ類（連製品を含む。）、ダマスク・テーブルクロスおよびダマスク・ナプキン（ダマスク・テーブルクロス地およびダマスク・ナプキン地を含み、使用繊維を問わない。）

(ニ) 仕向地 全地域

(二) 陶磁器に関する意匠協定（昭和三二年一月一日発効）

(イ) 意匠協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

(ロ) 意匠の定義 意匠とは、ハに掲げる輸出貨物（他資材と結合された場合を含む。）の形状、この貨物に施された模様もしくは色彩、またはこれらの一部または全部を含む意匠をいう。

(ハ) 意匠施用の貨物 洋食器（組物）、洋食器（ばら物）、喫煙用具（組物）、食器、食卓用品および台所用品、裝飾用置物および花瓶、喫煙用具、家庭用品および工芸品、玩具、人形、

(ニ) 仕向地 全地域

(三) 雜貨関係の意匠協定

石油洋灯に関する意匠および実用新案についての協定（昭和三三年七月一五日発効）

(イ) 意匠、実用新案の協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

(ロ) 意匠、実用新案の定義 意匠とは、石油洋灯の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に係る工業的考案をいい、実用新案とは、石油洋灯の形状、構造または組み合せに係る実用ある型の工業的考案をいう。

(ハ) 意匠施用の貨物 石油を燃源とする卓上ランプ、吊ランプ、壁掛ランプおよびこれらの部品

(ニ) 仕向地 全地域

細足コップに関する意匠および実用新案についての協定（有効期間 昭和三十三年一月一日）
同 三十四年二月三十一日

(イ) 意匠、実用新案の協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

(ロ) 意匠、実用新案の定義 意匠とは、細足コップの形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に係る工業的考案をいい、また実用新案とは、細足コップの形状、構造またはこれらの組合せに係る実用ある型の工業的考案をいう。

(ハ) 意匠、実用新案の施用貨物 細足コップとは、足付または台付のコップ一切をいう。

(ニ) 仕向地 全地域

照明用裝飾硝子器具および硝子製化粧用具に関する意匠および実用新案についての協定（有効期間 昭和三十三年二月三十一日）
同 三十四年二月三十一日

(イ) 意匠、実用新案の協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

(ロ) 意匠、実用新案の定義 意匠とは、照明用裝飾硝子器具および硝子製化粧用具の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に係る工業的考案をいい、実用新案とは、照明用裝飾硝子器具および硝子製化粧用具

の形状、構造またはこれらの組み合わせに係る実用ある工業的考案をいう。

- (イ) 意匠、実用新案の施用貨物 照管用硝子器具とは、シャンデリア、ランプパーツおよびそれらの部品をいい、硝子製化粧用具とは、香水吹、香水瓶およびそれらの部品をいう。

- (ニ) 仕向地 全地域

ロザリーに関する意匠および実用新案についての協定（有効期間 昭和三年一〇月一日 同 三五年 九月三〇日）

- (イ) 意匠、実用新案の協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

- (ロ) 意匠、実用新案の定義 意匠とは、ロザリーの形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に係る工業的考案をいい、実用新案とは、ロザリーの形状、構造または組み合わせに係る実用ある型の工業的新案をいう。

- (ハ) 意匠、実用新案の施用貨物 ロザリー（同部分品を含む。）

- (ニ) 仕向地 全地域

喫煙具に関する意匠、実用新案および商標についての協定（有効期間 昭和三年一月一日 同 三五年 一月三十日）

- (イ) 意匠、実用新案の協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約（同法第一条第二項）

- (ロ) 意匠、実用新案および商標の定義 意匠とは、喫煙具の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に係る工業的考案をいい、実用新案とは、喫煙具の形状、構造または組合せに係る信用ある型の工業的考案をいい、商標とは、自己の生産、製造、加工、選択、証明、取り扱または販売の營業に係る喫煙具であることを表示するため文字、図形もしくは記号またはこれらの組み合わせを使用した標章をいう。

- (ハ) 意匠、実用新案および商標の施用貨物 喫煙具とは、シガレットライター、金属製シガレットケース、コンピネーションライターケースおよびそれらの部分品をいう。

(二) 仕向地 全地域

(※) 前記(1)の品目中シガレットライターおよびその部品ならびにシガレットケースについては、組合員の自主協定のみではこの目的を達成することが困難であるので、アウトサイダーについても規制を行うため昭和三十三年一月四日に同法第二十八条第二項の規定に基きアウトサイダー規制命令を出している。

(四) 光学機械に関する意匠協定(有効期間 昭和三十四年九月一五日) ただし、八ミリ映写機については、(有効期

間 昭和三十三年一月一―九日)

(イ) 意匠協定の種類 輸出組合員の遵守すべき事項を定める規約(同法第一条第二項)

(ロ) 意匠の定義 意匠とは、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 輸出意匠適用貨物の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合に係る工業的考案

(2) 輸出意匠適用貨物の形状、構造またはこれらの組合せに係る実用ある型の工業的考案

(3) 自己の製造、加工、取扱または販売の営業にかかわる輸出意匠適用貨物であることを表示するため、文字、図形もしくは記号またはこれらの結合を使用した標章

(イ) 意匠の適用貨物 輸出意匠の適用貨物とは、携帯用写真機(ただし、ボディーのみの場合を含む。)(三
五ミリフオーカルプレキシヤッターカメラ、三五ミリレンズシヤッターカメラ、二眼レフレックスカメラ、
一眼レフレックスカメラ、スプリングカメラ、その他の携帯用写真機。)、固定焦点カメラ、極小型写真機、
八ミリ撮影機(ただし、ボディーのみの場合を含む。)、交換レンズ、八ミリ撮影機用レンズ、電気露出計、

八ミリ映写機である。

(二) 仕向地 全地域

これらの意匠は、輸出に際して第三者的機関による認定をへる仕組みになつてゐる。すなわち、織維の意匠については財団法人日本織維意匠センター（昭和三〇年三月設立）、陶磁器の意匠については同日本陶磁器意匠センター（昭和三十一年七月設立）、雑貨の意匠については同日本輸出雑貨センター、および光学機械の意匠については同日本機械デザインセンター（昭和三四年一〇月設立）が、各意匠協定に基づきそれぞれ関係団体より意匠に関する認定業務を委託されている。

各センターは、輸出商品に関するデザインを認定する場合には、他人の意匠権、当該センターに保全登録されている他人のデザインを侵害すると認めるものについては勿論認定を行わないし、また、海外において問題を起した海外のデザインで権利化されているものについてはこれを「留柄」に指定し、また権利化されてはいないが商慣習上尊重されなければならないものはこれを海外の周知的なデザインとして記録し、いづれも認定を行う際判断の重要な資料として取扱つてゐる。海外のデザイン模倣防止についてセンターの役割りはすこぶる大きく期待されており、現在すでに財団法人日本織維意匠センターならびに同陶磁器意匠センターの業績に対しては、英国をはじめ諸外国のひとつく賞讃しているところである。

デザイン等に関する関係業者間の協定は、デザインの模倣防止に関しこのように有効であるが、協定締結の必要性はたかく認められながらも実際には協定の締結が困難である商品の場合、協定は締結されてもアウトサイダーの規制がぜひと必要であるが実施が困難である場合がある。またスピーディーな処理を必要とし、しかも内容が複雑な輸取出引においては、仕向国の法令で保護される工業所有権の有無の確認等については、資料等の制約から万全を期し難いうらみがある。

さらに、特に問題点として考えられるのは、他人の工業的考案権の尊重に対する態度の問題である。西欧諸国においては、工業的考案が商品化された場合に、そこに工業所有権が発生するものであるという觀念に徹している。したがつて工業所有権法による登録の意味は、権利の発生要件ではなく権利の挙証要件と考えられている。この点わが国においては、工業所有権は、登録により発生するとしており、觀念的に著しい相違がある。他人の考案権がたまたま権利化されていないことを奇貨としてこれを盗用し、平穩かつ、公然とこれを実施してなんら恥としない一般的風潮は、その基因がその辺にあるところに問題があるう。海外の苦情の基本的な問題は、わが国輸出商品がデザイン等について国際的商慣習を尊重しない態度をつよく非難している点にある。たとえば、スエーデンの特徴的なデザインを真似たわが国製家具が、北米市場でひんしゆくをかつたり、原産国よりの憎惡をうける等の事例は、この辺の事情を如実に物語っているものといえよう。

また国内の某輸出万年筆の銘柄品が、そのデザインの模倣品により十二分の一の低価格で不正な競争をしていられ、ついに海外市場を失つたという事例や某地の新考案によるグッドデザインのたんすや鏡台が、東京の一流百貨店で売り出されるとたちちに他の地でこれを模倣した悪質廉価な商品が並列して売られるような事例は、枚挙にいとまがない。有形無形の資本を投入してえた新デザインも、こう無惨に真似られてはたまつたものではない。

このような新考案は、無体財産として商業徳義上他人が十分尊重するということが社会通念として確立されなければならない。わが国輸出品に、独特のデザインを振興することが今後の輸出を左右するかぎであるならば、デザインに関する商業倫理の高揚こそ急務ではあるまいか。

ここに注目すべき問題として、識者に紹介したい問題がある。それは、最近全国的に考案権の保護に関する自主的な振興運動が伸展してきていることである。この運動は、商業倫理を郷土的結合によつて振興し、他人の考案権を尊重しようとするもので、昭和二八年以降静岡市や小田原市において検討し実施されてきた。今日にいつてようやく中小企業間の一部にこの運動の基本的理念に対する認識と運動推進の必要性が逐次確認され、各地に考案保護を目的とする団体が設立されてきた。しかしながら、一つの商品が各地で生産されるような場合には、考案権の保全効果を均等におよぼす観点から考え方の基準を調整することが必要であらうし、また紛争の調停が円満に実施されなければならない

等いろいろ問題があろう。

国としても、この種の運動が健全に伸展することが勿論望ましいことであり、運動の進展上必要な施策に関しては十分に検討されねばならない。現在設立されている団体は、日本染織意匠保護協会（京都府）、肥前陶磁器工業協同組合連合会考案権登録審査委員会（長崎県）、山中漆器商工業協同組合考案保護審議会（石川県）、会津漆器加飾協会考案保護審議会（福島県）、奈良県工芸協会（奈良県）、山形県意匠保護協会（山形県）、静岡市考案保護審議会（静岡県）、遠州織物工業協同組合保全登録審査委員会（静岡県）、山梨県研磨宝飾考案保護審議会（山梨県）、香川県意匠奨励保護協会（香川県）および神奈川県考案保護審議会（神奈川県）（以上順序不同）等である。

第三章 輸出品デザイン法の制定

前述のように、デザインの模倣には外国デザインの模倣と日本国内の他の業者のデザインの模倣との二とおりがある。前者は輸出貿易におけるわが国の国際的信用をそこない、仕向国に關稅引上げ、輸入制限等の口実を与えるし、後者は業者相互の安売りによる過當競争を招来し、いずれもわが国輸出貿易の健全な発達を阻害することになり、も早このまま放置するのは許されない状況にある。このよ

うな判断の下に、昨年半ば頃から、この問題解決のために新たな立法措置の必要があるか否かについて通産省の関係局課の間でいろいろ検討された結果、結局その必要性が認められ、輸出デザイン法案として三十四年二月七日国会に提出され、一部修正のうえ三月二十七日衆参両院において可決成立、四月六日公布された。この法律は、公布後六カ月以内に施行するよう附則で定められていたが、特定貨物に指定すべき貨物の検討、手続的事項の検討等に暇取つたため、十月一日ようやく施行されることとなり、万年筆等三貨物は同日付で、また携帯写真機等四貨物は十一月十一日付でそれぞれ特定貨物に指定されたので、これら七貨物については指定の日以降この法律による規制が加えられることとなつた。

この法律制定の過程において常に問題となつた点は、(1)現在、意匠法等工業所有権関係の法令や貿易関係の法令があるのにもかかわらず、さらにデザイン模倣防止を目的とする法律を新たに制定する必要があるのか②輸出入取引法等による業者の自主的規制をもてしては模倣防止の目的は達成できないのか③輸出品デザイン法案の中には、デザインの登録という制度があるが、この登録と工業所有権制度における登録との関係はどういうことになるのか、両者が競合するようなおそれはないのかということであつた。

- (1) 現存するいろいろの法令の運用をもてしては、デザインの模倣防止は不可能だろうか。

まず、この方面の基本的法令である意匠法等工業所有権関係の諸法令ではどうか。たしかに、意匠法による登録を受けておけば、そのデザインは意匠権という権利として保護される建前になっている。しかし、これは実際に意匠の模倣が行われてしまった後に、その行為の差止請求とか、これによる損害賠償の請求とかができるのであり、しかもこれには訴を提起して裁判で争うという手順が必要である。現実の問題として、中小企業者はこれに要する訴訟費用や時間等の負担に耐えられない。また、意匠の登録出願をしても、現状では登録になるまでに三カ月から六カ月位はかかるので、その間に真似をされて輸出されてしまえばどうしようもない。中小企業者にとつては、権利の設定自体よりは、模倣を事前に防止してくれる制度の方が実際の役にたつわけである。現行の工業所有権関係の法令は、この要請に百パーセント応えるものとはいえない。

次に不正競争防止法はどうか。同法は、保護の対象が主として商標や商号に限られること、救済手段が訴訟によること、事後的救済であること等において難点があるし、また新しいデザインを保護することはこの法律では不可能である。

さらに貿易関係の法令としては、輸出入取引法と輸出貿易管理令とがある。輸出入取引法では、仕向国の法令によつて保護されている工業所有権を侵害するような貨物の輸出は不公正な輸出入取引としてこれを禁止し、このような行為に対しては行政上の制裁を加えることになっているが、これは

一たん侵害行為があつた後の事後措置であつて、未然にこれを防止する方法はない。これに対し、輸出貿易管理令では、仕向国の工業所有権を侵害すべきものとしてあらかじめ通商産業大臣が指定した意匠や商標等を附した貨物を輸出する場合には、事前に輸出承認を受けなければならないことに定められているが、万般の意匠等をあらかじめ指定してそれとの抵触関係を一々通商産業大臣が審査することは不可能なので、おのずからこれには限度がある。

(2) 業者の自主的規制によるのでは、デザインの模倣防止はできないのであろうか。自主的規制策の典型的なものとしては、前述のごとく、輸出入取引法に基くいわゆる意匠協定がある。これは、たとえば輸出組合の組合員が互いに話し合つて、特定の貨物を輸出する場合には、一定の機関（たとえば意匠センター）によつてその貨物のデザイン等が内外の他人のデザイン等に抵触しない旨の認定を受けた後でなければ、輸出しないことを協定する制度であり、それぞれの貨物についての専門家である業者自身が他から強制されず自主的に行うものである点、弾力性のある運用が可能である点等からみて、甚だすぐれた制度である。ただ、この制度はあくまで業者の自主的発意にまつものであるから、協定が締結されない場合にはどうしようもなく、国としては法的に協定の締結を強制することはできない。また、インサイダーは規制できても、アウトサイダーは規制できない。アウトサイダーにも効果をおよぼすためには、輸出入取引法の規定によるアウトサイダー規制

命令が必要であるが、これが発動には一定の要件が必要であるし、命令が出せる場合でも、手続が煩瑣となつて実情にそわない。このような理由からして、取引法等による自主的規制には限界があると判断された。

(3) 次に工業所有権法における登録との関係についてはどうか。輸出品デザイン法の中心は輸出におけるデザイン等の事前認定という点にあるが、認定を適確、迅速に行うための手段として、デザインの登録という制度が設けられている（もちろん、登録は受けたいと思う者だけが受ければよいのであつて、義務ではない）。新しいデザインは認定機関に申請して登録を受けることができ、登録を受けているデザインについてはその所有者だけしか認定が受けられないことになつてゐるから、登録が実質的には登録を受けてゐる者に輸出にあつての独占的な地位を与えることは否定できない。もちろん、登録は将来認定を行う際の基準となる一種の確認行為であつて、意匠権の設定のような権利の設定行為ではないが、この両者の登録がともに意匠の新規性を登録の基準とする限りにおいて、矛盾競合する場合にはこれをどう調整するか、という問題はこの法律立案の当初からの大きな問題であつた。

この法律では、この点は工業所有権優先、特許庁の登録優先の思想でつらぬくこととされた。特許庁による審査は歴史的にも古く、長い専門的経験を有する審査官によつて慎重に行われるもので

あり、かつ、國際的にも広く認められた権利の設定に係るものだからである。

したがつて、他人の登録意匠等と同一のデザインはこの法律による登録は受けられないし、登録意匠と同一のデザインは、その意匠権者が申請する場合には、登録が受けられるようになってゐる。

また、認定機関に一たん登録になつたデザインでも、それと同一のデザインが他人によつて後に特許庁に登録されたような場合には、先の認定機関への登録は取り消されることになつてゐる。次に、同一デザインについて認定機関と特許庁の両方に同時に登録申請をした場合、一方で登録になり他方で拒絶になつたときはどうか。特許庁では登録されたが認定機関では拒絶の決定を受けたという場合には、登録意匠と同一のデザインについてはその意匠権者は認定機関への登録を受けられるのだから、異議の申立によつて、または新たな登録申請によつて登録が受けられるし、また登録は受けなくても後の認定の段階においてそのデザインについては登録と同一の効果を期待することもできる。認定機関では登録されたが特許庁では拒絶の査定を受けたという場合には、そのデザインの登録があるために認定が受けられなかつた者からの異議の申立によつて、または認定機関の職権によつてその登録を取り消す道がある。

實際上問題が起ると思われるのは、登録自体の矛盾競合よりもこれに基く認定に関連してであるが、この場合の認定機関の責任については、一般の民法上の損害賠償の原則にしたがつてこれを

論すべきものと考える。

このように、既存のデザイン模倣防止の方法にはそれぞれ長所と短所があり、内外デザインの模倣を未然に防止するという目的のためには必ずしも十分とはいいがたいので、新たな法的規制の必要性が認められ、輸出品デザイン法が制定されたわけである。この法律は、特定の貨物については（原則として）民間の認定機関によるデザイン等の認定を受けた後でなければ、これを輸出してはならないことを定めたものであつて、見方によつては、現在輸出組合のインサイダーが輸出入取引法に基いて行っている意匠協定によるやり方を、特定の貨物について全業者に強制したものだともいうことができる。

第二部 輸出品デザイン法の逐条解説

法律の概要

この法律による規制の内容自体は、きわめて簡單明瞭であり、政令で定められた特定の貨物は、そのデザインおよび商標について、認定機関による認定を受けた後でなければ、輸出してはならないことを定めただけのものである。そして、このような規制のやり方は、一部の輸出組合が（輸出入取引法に基いて）自主的に組合員の遵守すべき事項を定めて、意匠等の事前認証制度を行つてゐるそのやり方とほぼ同様のものであり、ただ輸出組合の場合には自主的に協定に参加した者のみが認証を受ける義務を負うだけであるのに対し、この法律による場合はおよそ特定貨物の輸出を行う者はすべて認定を受けなければならないというのがその相違点である。今少しくわしく法律の構成をみると、次のようになる。

一 輸出入貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要であり、かつ、業者の自主的規制をもつてしては模倣を防止することが困難と認められる貨物は、輸出入取引審議会にはかつた上、政令でこれを特定貨物に指定する。（法第二条第二項、第三十六条）

二 特定貨物は、その指定後二カ月を経過した後は、そのデザインおよび商標について、認定機関の認定を受けた後でなければ、輸出してはならない。(法第十五条)

三 認定の便宜および国内業者の考案した新規デザインの保護を目的として、デザインの登録制度を設ける。(法第三条第一項)

四 登録および認定の基準を定める。(法第三条第二項、法第十六条)

五 認定機関の指定基準その他認定機関に対する監督について規定する。(法第四章)

六 その他(法第五章、第六章)

第一章 総 則

本章では、第一条においてこの法律の目的を、第二条において「デザイン」および「特定貨物」という二つの用語の定義を規定している。

(目的)

第一条 この法律は、輸出品のデザインの登録^(三)及び認定^(四)を行うとともに、あわせて輸出品に附される商標の認定を行うことにより、これらの模倣^(五)を防止し、もつて輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的とする。

「一」 本条は、この法律の目的について規定したものである。デザインの模倣防止に関する法令としては、すでに意匠法、実用新案法等工業所有権関係法令、不正競争防止法、輸出入取引法、輸出貿易管理令等があるにもかかわらず、さらに新たにこの法律が制定された理由については、第一部で詳しく説明したので、ここでは繰り返さない。この法律の直接の目的は、輸出品のデザインについては登録および認定、輸出品に附される商標については認定、という制度を設けることによつて、デザインおよび商標が模倣されることを輸出にあたり事前に防止しようということにあるが、究極的な目的としては、これによりわが国商品の国際的信用の失墜と国内輸出業者相互間の過当競争による輸出秩序の混乱とを防止し、もつて輸出貿易の健全な発達に寄与することをねらいとしている。

なお、この法律については、それが「べからず読本」で、業者に対して義務を課したり禁止を命じたりする面ばかりが強く、積極的な指導奨励面に欠ける憾があるとの批判が強い。しかしながら、せっかく新しいデザインを考案しても、それがすぐ他人に真似されてしまうような体制の下では、新規なデザインを創作しようという意欲は湧いてこない。この意味で、まず、デザインの模倣が行われなような体制を整えることは、すなわち新規デザイン考案奨励策の第一歩をなすものといいうるであらう。

「二」 輸出品といつても、この法律でそのデザインおよび商標について認定を受けることを強制され

るのは、第二条第二項の規定により政令で特定貨物として定められた貨物を輸出する場合についてである。

〔三〕 本法におけるデザインの定義については、第二条第一項の説明を参照

〔四〕 第三条第一項の規定により認定機関が行う登録または第三十五条第一項、第二項の規定により通商産業大臣が行う登録をいう。

認定は特定貨物のデザインと商標の両者について受けることが義務づけられているのに対し、登録の制度はデザインについてのみ認められている。その理由としては

(1) この法律で、模倣防止の対象としたのはデザインが主であり、商標は従であつて、どちらかといえれば付随的に考えられている。

(2) 第二条第二項の解説で説明するように、デザインと商標とはその本質が異なるので、登録基準等も一本に統一することは不可能であり、立法技術上の困難が伴う。

(3) 商標はデザインと異り、商標それ自体に何らかの価値（たとえば美的価値）があるのではなくて、それが出所表示の機能を果すという点において意味があるのである。したがつて、ある標章が特定の出所を表示する商標（権）として認められるか否かの判断は、いわば一つの社会的な取り決めともいうことができる性質のものであるので、このような行為すなわち商標の登録は、唯一のオ

ソーリテイをもつた機関——特許庁のみが統一して行つた方が社会的にみて妥当と思われる。
等をあげることができる。

〔五〕 第十五条の規定により認定機関が行う認定または第三十五条第一項、第二項の規定により通商産業大臣が行う認定をいう。

〔六〕 デザインまたは商標の模倣には、次の二つの態様がある。その第一は外国デザイン等の模倣であり、第二は日本国内の他の業者のデザイン等に対する模倣である。前者は、わが国輸出品の国際的信用をそこない、ひいては仕向国における関税引上、輸入制限等に格好の口実を与えることにもなり、も早これ以上放置するを許されない。次に後者については、折角ある業者がよいデザインを考案して輸出しても、国内の他の業者がこれを真似て、しかもより安値で輸出すれば、バイヤーとしても安心ができず、あるいはまた買い叩かれ、結局過当競争の弊を招来することになる。私権としての工業所有権の保護ももちろん必要ではあるが、本法では、むしろわが国輸出品の国際的信用の維持と国内における過当競争の防止という国家的な要請の達成をその目的としているのである。

(定義)

第二条 ^{〔一〕}この法律で「デザイン」とは、物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合又は物品の^{〔二〕}有する機能^{〔三〕}に基いてこれらが^{〔四〕}変化する場合におけるこれらの^{〔五〕}変化の状態であつて、外観を通

〔六〕 して識別することができるものをいう。〔七〕

2 〔八〕 この法律で「特定貨物」とは、輸出貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要であり、

かつ、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の規定による適法な共同行為をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認められる貨物であつて、政令で定めるものをいう。〔九〕

〔一〕 本条では、この法律において特別の意味をもつて使われている「デザイン」および「特定貨物」という二つの用語の定義について規定している。本条で定義するデザインに該当しないものについて登録の申請をしても受理されないし、また輸出にあつて認定を受ける必要もない。なお、この法律により規制を受けるのは、デザインまたは商標一般ではなくて、特定貨物のデザインまたは商標のみである。

〔二〕 第一項におけるデザインの定義は、一口にいえば、現行意匠法において意味している意匠プラス「動く意匠」だといふことができる。すなわち、「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」は、現行意匠法第一条「物品ニ関シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ為シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得」から推定される意匠の定義とほぼ同様だといえる。第一項で「物品の……」となつてゐるから、抽象的にある形状、ある模

様、ある色彩等そのものが物品と離れてデザインなのではなくて、これらが物品に具現化され、物品と不可分の関係におかれてはじめてデザインとなる点に注目すべきである。これに対し商標は、それが附された商品がいかなる品質を有するか、またはいかなる営業者から出るものであるかを表示する目的を持った標章であり、そのため物品と離れ、物品の外にあり、むしろ物品に附着せしめられるという性質を持つており、この点においてデザインと本質的に相違する。

〔三〕 「物品の有する機能……変化の状態」とは、いわば動く意匠のことである。「物品の有する機能」とは、たとえば、玩具の象という「物品」があり、その象の鼻がゼンマイで動くような仕掛になつていれば、そのゼンマイ仕掛が「機能」である。

〔四〕 「これら」とは、「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」を指す。

〔五〕 前の設例において、ゼンマイ仕掛により象の鼻の形状が変化し動いてゆく場合に、その変化する状態そのものをもデザインと観念するわけである。現行意匠法の意匠には、この概念までは包含されていらない。新意匠法(第三十一回国会で成立し、昭和三十五年四月一日から施行される)では、第六条(意匠登録出願)第五項で「意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載し

なければならぬ。」として、動く意匠について一出願で完全な権利がとれるようにしてはある。しかしこの場合は、意匠登録を受けるのはあくまで「変化の前後にわたるその物品の形状……」であるから、ここでは意匠は、映画のフィルムの一駒一駒という静止した状態の連続として把握されるのである、このような考え方においては時間的要素は考慮されないのではなからうか。たとえば、象の鼻が最初の一秒間に全行程の二分の一を動き、残りの二分の一行程を三秒間で動く、というようなことは輸出品デザイン法におけるデザインの定義においてはじめてとりあげられるものと考えられる。

〔六〕「外観を通じて識別することができる」は、「物品の形状、……これらの結合」と「物品の有する機能……変化の状態」の両方にかかる。したがって、後者についていえば、物品の機能、構造それ自体にどれほどすぐれた考案がなされていたとしても、それが物品の内部にかくれており、外部からそれと識別されない限りは、そのこと自体はデザインとはいえない。実用新案権の多くはこのような構造、機能をもつ物品の型についてとられていると思われるので、それらの中のあるものは、すなわち機能に基づく作用が外観を通じてそれと識別できるものは、この法律でいうデザインに該当するところとなる。

〔七〕もちろん、いままでに述べたのは、あくまでもこの法律においてはデザインをこのように定義するといふのであつて、デザインの学問的な定義、または現在のデザイン界で使われている定義が以

上のようなものだという意味ではない。むしろ最近の用語例としては、デザインとは、単に物品に附加された装飾というようなものではなく、機能と形態との融合美などといわれているほどその機能という点に重点がおかれているようである。

〔八〕第二項は「特定貨物」を定義したものであり、指定の方針としては、デザインの規制のときは、できるだけ業者の自主的規制にまっすべきものであるという根本的な考え方に立っている。ある貨物が特定貨物に指定されるか否かは、国民の自由を制限しまたは国民に義務を課すか否かという点において重要なことがらなので、政令制定については本項でもかなりの条件が付されているが、さらに第三十六条で、この政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、その道の専門家によつて構成されている輸出入取引審議会（通商産業省設置法に基いて設けられている通商産業省の附屬機関）に諮問しなければならないことになっている。

〔九〕「輸出貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要」である貨物としては、輸出にあたり海外においてデザイン模倣に関する苦情が頻発しており、そのため仕向国において輸入制限、関税引上等わが国の輸出貿易が阻害されるような事態が起つているかまたは起るおそれのあるような貨物、輸出にあたり国内業者相互間のデザイン模倣を通じ輸出秩序が混乱しまたは混乱するおそれのある貨物等が考えられよう。

「一〇」「輸出入取引法の規定による適法な共同行為」とは、輸出業者が意匠に関して締結する協定（輸出入取引法第五条第一項）、または意匠に関して輸出組合が定めた組合員の遵守すべき事項（輸出入取引法第十一条第二項）に基いて輸出業者または輸出組合員の行う共同行為を指す。この共同行為の中には、輸出入取引法第二十八条の規定に基き通商産業大臣が行うアウトサイダー規制も含まれるものと解すべきであろう。

現在、綿糸布輸出組合、絹化繊輸出組合、繊維製品輸出組合、陶磁器輸出組合、雑貨輸出組合および機械輸出組合が意匠について組合員の遵守すべき事項を定めて、自主的にデザイン模倣の防止策を構じている。すなわち、まず、それぞれの組合で財団法人たる日本繊維意匠センター、日本陶磁器意匠センターおよび日本輸出雑貨センター等を設立し、機械の場合は組合の中に意匠審査委員会を設け、組合員は、これら意匠センター等によつて、特定の貨物についてはそのデザインが他人のデザインを模倣したものでない旨の認定を受けた後でなければこれを輸出してはならない、という定めを設けて自主的規制を行つているのである。

「一一」「……その目的を達成することが困難であると認められる貨物」とは、輸出入取引法に基く現存の意匠協定をもつてしては、デザインの模倣防止という目的を達成することが困難と認められる貨物のことをいうのであり、この場合、何らかの事情で、意匠協定の締結ができないため協定自体が存在しないケースをも含むものと解する。また前述のごとくアウトサイダー規制自体は「適法な共同

行為」ではあるが、この方法は実質的にはかなり手続が煩瑣であり、またはアウトサイダー規制命令の発動が不可能な場合もなり、目的達成が必らずしも容易とはいえないので、アウトサイダー規制を要するような場合には、むしろ特定貨物に指定する方が実情に即しているのではあるまいか。

「一二」 輸出品デザイン法施行令（昭和三十四年政令第三百十号。以下施行令という。）第一条の別表第一により次の七品目が特定貨物に指定された（今後の情況に応じ逐次追加されてゆくであろう）。

- (1) 金属板製のペン先を有する万年筆
- (2) 軟質塩化ビニール製のおもちやであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの（浮袋およびボールを含む。）

(3) 家具（金属製のものを除く。）およびその部品

- (イ) 机ならびにその甲板、前板、戸および脚
- (ロ) 卓子ならびにその甲板、ぬき、幕板および脚
- (ハ) いすならびにその座、背、ひじ掛および脚
- (ニ) 腰掛ならびにその座および脚
- (ホ) たんすならびにその天板、前板、戸および脚
- (ヘ) 食器戸棚ならびにその天板、前板、戸および脚
- (ト) 飾棚ならびにその天板、前板、戸および脚

(4) 二枚以上の撮影レンズを有するか、またはバルブ、タイムおよびインスタント以外のシャッターの公称速度のシャッターを有する携帯写真機（組立暗箱のもの、航空撮影用のもの、水中撮影用のものその他特殊の用途に用いるものを除く）ならびにそのボディおよび撮影レンズ

(5) ハミリ撮影機ならびにそのボディおよび撮影レンズ

(6) ハミリ映写機およびその映写レンズ

(7) 電気露出計

以上のうち万年筆については外国のデザインまたは商標の模倣が大部分であり、最近ではパーカー万年筆の矢羽型クリップの商標模倣問題がやかましい。空気入れビニール玩具はこの二、三年急速にアメリカへの輸出が伸びてきた商品であるので、デザイン模倣も輸出にあたつて国内業者相互間の模倣がその中心をなしており、過当競争防止の観点からもなんらかの規制が要望されていたところである。家具については、机、卓子、いす、腰掛等は外国（主として北欧）デザインの模倣防止を、また、たんす、食器戸棚、飾棚等日本的なものについては国内業者相互間の模倣防止をねらいとしたものである。またカメラ等の場合は、外国デザインの模倣防止が主たるねらいとなつている。カメラ以外の三貨物は、昭和三十四年十月一日に、カメラ等四貨物は十一月十一日に特定貨物に指定されたので、前者は十二月一日以降、後者は昭和三十五年一月十一日以降そのデザイン等について認定機関の認定を

経た後でなければ輸出できないことになる。（法第十五条参照）

第二章 デザインの登録

本章は、デザインの登録に関して規定している。第三条、第四条では、デザインの登録を受けられる者の資格と登録の基準、第五条から第十条まででは、登録申請から登録までの手続と登録の有効期間、第十一条、第十二条では、登録の取消について規定している。

第二部の冒頭で述べたように、この法律の骨子は、(1)特定貨物を輸出する場合には、そのデザインおよび商標について認定機関の認定を受けなければならない (2)その認定を受ける前に、あるデザインが自分のデザインであることをはっきりさせておきたいと思う者は、あらかじめ申請して認定機関の登録が受けられる、という点にある。したがって、登録の意味は、(1)認定機関の立場からみれば、自分が認定の業務を行う場合の資料の提供をあらかじめ受けておくことになるし、(2)登録を受ける者の立場からみれば、将来自分が認定を受ける際に短時日で審査をしてもらえるし、また、あらかじめあるデザインを自分のものとして登録しておけば、他人はそのデザインの特定貨物については認定を受けられないから、実質的に輸出を独占することができるということになる。もつとも、登録はあく

までも認定のための便宜的手段にすぎないのだから、登録による利益を受ける必要がないと思う者は、登録を受けないで、いきなり認定の申請をしても、もちろんかまわないのである。

(デザイン)の登録

第三条 日本国内で特定貨物の製造、加工、集荷、販売又は輸出の事業を営む者は、通商産業省令で定める区分に従い、通商産業大臣が指定する者(以下「認定機関」という。)に申請して、その事業に係る特定貨物のデザインについて登録を受けることができる。

2 認定機関は、前項の申請(以下「登録申請」という。)に係るデザインが次の各号の一に該当するものであるときは、同項の登録をしてはならない。

- 一 登録申請前に日本国内で公然知られたデザイン(実用新案法(大正十年法律第九十七号)第一条の登録を受けている実用新案(以下「登録実用新案」という。)(若しくは同法第二十六条において準用する特許法(大正十年法律第九十六号)第七十三条第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法(大正十年法律第九十八号)第一条の登録を受けている意匠(以下「登録意匠」という。))と同一のデザイン、前項の登録を受けているデザイン及び特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインを除く。又はこれに類似するデザイン

〔一七〕 他人の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザイン

〔一八〕 当該デザインの使用が他人の商標権（^{〔一九〕}標章権及び団体標章権を含む。）を侵害することとなる

デザイン

〔二〇〕 前項の登録を受けている他人のデザイン又はこれに類似するデザイン

〔二一〕 次条の規定により記録されているデザイン又はこれに類似するデザイン

〔二二〕 特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されている他人のデザイン

又はこれに類似するデザイン

〔一〕 本条は、第一項でデザインの登録を受けることができる者の資格、第二項でデザインの登録の基準について規定している。この法律で重要な条文の一つである。

〔二〕 「日本国内で……を営む者」となっているから、外国にいる者は、外国人でも日本人でも登録を受けることはできない。前に説明したように、登録は認定を受けるための前段階としての便宜的手段であるから、外国においておよそ認定を受けることの予想されないこれらの者に登録の道を開く必要はないと考えられるからである。また、これらの者が日本で自己のデザインにつき工業所有権としての権利を主張したいなら、わが国の特許庁に意匠権等の登録の申請をすればよいし（ただし、工業所有権保護同盟条約加入国、相手国が工業所有権に関し相互保護の立場をとる国等の国民である場合に

限られる。）、認定機関も、第四条の規定により、仕向国の工業所有権等を侵害するおそれのあるデザイン等についてはこれを記録しておいて、登録または認定の審査を行う際のチェックの材料とするから、實際上支障はないと考えられる。なお、上述の外国人等が日本国内にエージェントを持つ場合において、そのエージェントが特定貨物の製造、加工、集荷、販売、輸出等の事業を営む者であるときは、そのエージェントは登録を受ける資格があるものと解すべきであらう。

〔三〕「特定貨物の製造、加工、集荷、販売又は輸出の事業を営む者」とあるから、日本国内にいてもアイデアとして（ペーパー）デザインを売ることを業としているデザイナーのごときは登録が受けられないし、外国人であつても日本国内で上記の事業を営んでいる者は登録を受けることができる。

〔四〕デザイン等の登録および認定を行うには、それぞれの特定貨物のデザインについてかなりの専門的な知識を必要とするから、登録および認定を行う機関も、一定範囲の特定貨物のグループごとに別々に定めた方が業務の適確かつ、迅速な運営を行うのに便利である。「通商産業省令で定める区分」とは、どの特定貨物についてはどの認定機関に登録の申請をしたらよいかという特定貨物と認定機関との結び付きを明確にした区分のことである。デザインの登録の区分を定める省令（昭和三十四年通商産業省令第百八号。以下「区分を定める省令」という。）により、万年筆、空気入れビニール玩具

および家具の三貨物については財団法人日本輸出雜貨センターが、またカメラ等四貨物については財団法人日本機械デザイン・センターがそれぞれ登録の業務を行うように定められた。

〔五〕 デザインの登録および認定を行うのは、原則として、国ではなくて民間の公益法人である。特定貨物が政令で定められると、認定機関になろうとするものは第二十条の規定（後述）により指定の申請をするが、この指定を受けた者が「通商産業大臣が指定する者」である。

〔六〕 デザインの登録の申請をしようとする者は、輸出品デザイン法施行規則（昭和三十四年通商産業省令第九十五号。以下「施行規則」という。）第二条で定める一定の様式のデザイン登録申請書二通を認定機関に提出しなければならない。申請書には、登録を受けようとするデザインの図面（三面図または透視図）または写真を添付し、要すればデザインの内容を説明した文章を記載することになっている。

〔七〕 「その事業に係る特定貨物のデザインについて」登録を受けられるとは、たとえば、万年筆の製造、販売等の事業を営む者は万年筆のデザインについて登録を受けられるという意味であつて、自己の事業に係らない他の特定貨物たとえば陶磁器のデザインについては、（たとえ登録を申請しても）登録を受ける資格はないのである。

〔八〕 登録のもつ意味は前に述べたとおりであるので、このような行為である登録は、意匠権の設定のような権利の設定行為でないことは明らかである。一般に登録とは、一定の法律事実または法律関

係を行政庁等に備える特定の帳簿に記載することをいうとされており、この法律でも申請に係るデザインが申請者のものであるという事実を認定機関等に備える登録台帳に記載することをもつて登録といつているのである。この意味の登録は、その主たる効果が、これらの事実の存否を公に表示し、またはこれを証明することにあるのであるから、公証という行為のカテゴリーに含まれるものであろう。ただ、登録自体はこのような公証行為であるが、この登録には法令の規定によつて特別の効果が附着されている場合が多いので（たとえば、建設業を営もうとする者は、建設業法によつて登録を受けなければならぬとされている）、制度の全体をみると、それがあたかも許可制度等と実質的に差異のない結果となる場合も出てくるのである。この法律でも、ある人がデザインについて登録を受けると、そのデザインの特定貨物については他の者は輸出ができなくなるので（第十六条第一項第一号ニ参照）、登録に伴つて反射的利益が生じてくる。

なお、前に述べたように、本条で登録が受けられるのはデザインについてであるから、商標の登録を申請しても受理されない。

〔九〕 第二項各号は、登録拒絶理由を掲げたものであるから、これらに該当しないデザインについて申請があつた場合は、認定機関は登録をしなければならないのである。大ざっぱにいえば、自分の所有するデザインは自分のものとして登録が受けられ、海外で所有者のあるデザインや公知公用のオー

ペン・デザインは登録が受けられないことになる。

登録の基準は、意匠法等におけるそれと大体同じであるが、次の点において相違している。

(1) 本条第二項第六号の周知デザイン（後述）は、その本人（所有者）から申請があれば、この法律では登録になるが、意匠法ではたとえその本人からの出願であつても登録にならない。

(2) この法律では、登録は先願主義になつてゐるので、たとえ他人のデザインを盗んだものの申請であつても、盗まれたデザインがいまだアイデアの段階であつて商品化されておらず公知の状態になつていないならば、登録されてしまう。これに対し意匠法では、冒認による意匠は登録を受けられないことになつてゐる。意匠法の例にならうべきであろうが、輸出入取引における迅速性の要請と認定機関の現段階における能力とを考えると、やむを得ないところである。模倣防止のためには、新しいデザインを考案したら、いまだ商品化の段階にいたつていなくても、ただちに登録申請をしておくのが安全であろう。

「二〇」「日本国内で」公知になつたデザインは登録を受けられないが、海外で公知になつたデザインでも、それが日本国内で公知にならなければ登録を受けられる。昭和三十五年四月一日から施行される新しい意匠法（以下「改正意匠法」という。）では、海外公知意匠と同一または類似の意匠は登録が受けられないことになつてゐるのに、この法律ではその例にならわかつたのは、認定機関にこの

ような要求をするのは、時間的にも能力的にも無理だと考えられるからである。

「一一」 「公然知られた」とは、公開的というほどの意味であり、そのデザインが秘密の範囲を脱出したこと、不特定多数の人に知られ得る状態におかれたことを意味し、必ずしも不特定多数の人によつて現実に知られたことを要しない。したがつて、少数の者が知つている場合であつても、これらの者が秘密を保つ義務を持たない者である場合は、公然知られたということになる。なお、「公然知られた」のほかに「公然用いられた」を加えて規定されていないのは、デザインは外観で判断されるものであるため、公然用いればすべて公知になるからである。

「一二」 第二条第二項のデザインの定義から推測できるところ、登録実用新案であつてデザインとしての機能を果すものの存在も予想されるからである。

「一三」 「同法第二十六条において準用する特許法第七十三条第三項に規定する権利に係る実用新案」とは、いまだ実用新案の登録は受けていないが、特許法第七十三条第三項の規定の準用により、出願公告のとき以後実用新案権の効力を生じたとみなされる実用新案のことである。（参考 現行特許法第七十三条第三項「出願公告アリタルトキハ其ノ出願ニ係ル発明ニ付出版公告ノ時ヨリ特許権ノ効力ヲ生シタルモノト看做ス」）

「一四」 この法律において、デザインの同一・類似についての判断は、同一特定貨物の品目の中におい

てのみ行うのではなく、類似貨物については、それが特定貨物であろうとなかろうと、すべてこれらのものとの間について類非判断を行うべきものと解すべきであろう。たとえば、ビニール玩具が特定貨物であつた場合には、類非判断にあたつてはゴム製玩具との類非をもみるべきである。

〔二五〕「特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザイン」とは、商標におけるいわゆる周知商標に類似した觀念であるが、これについては第六号の説明参照。

〔二六〕一行目からここまでの括弧書の意味。大ざっぱにいつて、登録実用新案または登録意匠と同一のデザイン、本法により認定機関に登録を受けているデザインおよび周知デザインは、当然公知のデザインであるが、特に括弧書の規定により、第一号の公知のデザインから除外されている。したがつて、これらは（第一号に関する限り）認定機関への登録を受けることができるわけであるが、他方第二号、第四号および第六号の規定により、他人の登録実用新案または登録意匠と同一または類似のデザイン等は登録を受けられないことになっているから、結局自己の登録実用新案もしくは登録意匠等と同一のデザインまたは自己の登録実用新案もしくは登録意匠等のみ、類似するデザインだけが認定機関への登録を受けられることになる。すでに特許庁に登録を受けているデザインについても、本人がさらに認定機関への登録を希望する場合には、あえてその道を閉す必要もないと考えられるからである。

〔二七〕この法律の規定による登録と実用新案法、意匠法等の規定による権利の設定を意味する登録

とが矛盾・競合することはないか。これは、法律案立案の当初から大きな問題であつたが、この法律では、この点を特許庁の登録が優先するという原則でつらぬいている。けだし、特許庁の有する審査・登録の能力に基本的な權威を認めたからである。したがつて、申請に係るデザインが他人の登録実用新案、登録意匠と同一または類似のデザインである場合は、認定機関の登録は受けられないこととした。

「一八」 本号も第二号と同じ考え方に立つている。商標に限つて「他人の登録商標と同一又は類似のデザイン」としなかつたのは、デザインとちがつて商標は、物品と一体化しているものではないので、他人の登録商標を使用しても、その登録商標に係る指定商品（商標法では商品をその用途、品質その他を標準にして七十類に区別し、その類別内においてその商標を使用すべき商品を出願者に指定させることにしている。）以外の商品について使用するときは商標権侵害にはならず、上記「」書のような規定のしかたでは、申請者にとつて酷な場合が生じるからである。

なお、第二項各号を通じ特許権との抵触関係を考慮しなかつたのは、現行意匠法では、実用新案権と意匠権、商標権と意匠権との抵触関係は調整しているが、特許権と意匠権との抵触関係は考慮していないので、この法律でもその先例にならつたのである。実体的に考えても、新しいデザインを内容にもつている特許出願が出願公告される前に、他人がそのデザインを別に認定機関に登録申請したときにはじめて両者の抵触関係が生じるのであつて、実際上かかるケースはきわめてまれだと考えら

れる（特許出願が出願公告された後は、そのデザインは公知デザインであるから、第一号該当デザインとして登録拒絶理由に該当することになるので、特に特許とデザインとの抵触関係を調整する必要はない。）。

〔一九〕 営利を目的としない法人、たとえば、工業協同組合、民法上の公益法人等が、その業務に係る商品につき標章を専用しようとするときは、商標法第二十六条の規定により標章の登録を請求することができる。これを「標章権」という。標章はこれを商標とみなし、商標法中商標に関する規定が適用される。

〔二〇〕 同業者および相互に密接な関係を有する営業者の設立した法人であつて、団体の営業上の共同の利益を増進することを目的とするものは、その傘下の団体にその営業に係る商品に標章を専用させるため、その標章につき団体標章の登録を受けることができる。（商標法第二十七条）これを「団体標章権」という。団体標章は商標法に別段の規定のある場合を除いてこれを商標とみなし、商標法中商標に関する規定が適用される。

〔二一〕 すでに認定機関に登録を受けている他人のデザインやこれに類似するデザインについて申請しても登録を受けられないのは当然であらう。自己の認定機関への登録デザインにのみ類似するデザインは登録を受けられる。（第三条第二項第一号括弧内）ただし、自己の認定機関への登録デザインと同一のデザインを再び認定機関へ登録し、登録の有効期間三年（第八条参照）を実質的に延長する

ことができると解すべきではない。登録の有効期間を更新しようとする者は、第八条第二項の規定による登録更新の申請によらなければならない。

〔三三〕 本号は、外国の工業所有権等を侵害するようなデザインは登録を受けられない旨を規定したものである。いかなるデザインがこれにあたるかという点、第四条に規定するデザインであるが、問題となるのは、たとえばある人が自己の登録意匠と同一のデザインを認定機関に登録申請した場合、たまたまそのデザインが仕向国においてすでに工業所有権となっており、したがって認定機関の記録デザインとなつてゐるときのことである。この場合には、自己の登録意匠と同一デザインでありながら、認定機関への登録が受けられないという不都合が生じるが、各国の工業所有権制度が世界的に統一されていない現状では、やむを得ないところであろう。輸出入取引法でも、仕向国の工業所有権を侵害する貨物の輸取出引はこれを不公正な輸取出引として禁止しているので、前記の場合にも登録は受けられないものと割り切つてゐるのであらう。

〔三三〕 本号は、特許庁にも認定機関にも登録は受けていないが、あるデザインが特定の者によつて長年使用された結果、そのデザインの商品を見ればそれが何某の扱うどんな品質のものだということが一目でわかるような他人のデザインやこれに類似するデザインのことである。たとえば、サントリの角びんは、あのびんのかつこうで寿屋のサントリーであることがすぐわかる。このように出所表

示機能を持つにいたつたデザインは、そのデザインの商品の取扱者、品質等と密接に結びついているので、輸取出引秩序の維持という点からいつても、その本人には登録の道を開いてやる必要がある。これは、商標の周知商標に相当するものであるし、また、不正競争防止法の保護の対象になるようなものでもある。同法では、他人の商品と混同を生じさせる行為をした場合には、権利者に対し差止請求権、損害賠償請求権を認めている。以下説明の便宜上、本号のデザインを周知デザインと呼ぶことにする。このように周知デザインの登録を（その本人に対しては）認めた点は、前述のごとく新規性を登録の要件とする意匠法と大きく相違するところである。

〔二四〕 「特定の者」は、日本国内にいる者に限る必要はなく、外国にいる者の使用するデザインであつても、それが日本国内の需要者の間で周知の状態になれば本号に該当する。

〔二五〕 いかなる場合においてデザインが「需要者の間に広く認識」されたものと認めるべきかは、困難な事実認定の問題であるが、必ずしも全国的に認識されることは必要としないのであつて、需要者の間に相当広く知されたときをもつて周知デザインの成立があつたものと解すべきであらう。

（デザイン等の記録）

第四条 認定機関は、その業務に係る特定貨物について、次に掲げるデザイン及び商標を当該特定貨物が輸出されるべき仕向国別に記録しておくものとする。

一 仕向国の法令により保護される工業所有権を侵害すべきデザイン又は商標^{〔六〕}

二 外国における特定の者が使用するものとして仕向国内の需要者の間に広く認識されているデザイン又は商標^{〔八〕}_{〔九〕}

デザイン又は商標

〔一〕 本条は、前条第二項第五号または第十六条第二項（デザインおよび商標に関する仕向国別の認定）の判断をする場合の資料として、認定機関がその取扱に係る特定貨物について記録しておくべきデザインおよび商標について規定したものであり、わが国商品の輸出にあつて外国の工業所有権等の侵害を未然に防止することを目的としている。従来から海外デザイン等の模倣については諸外国からかなりの件数に上るクレームの申入れがあつたが、その中には仕向国の法令により工業所有権として保護されているものを侵したというケースももちろんあるが、その大部分はいまだ法律上の権利とまではなつていないものの模倣に対する苦情である。たとえ権利となつていないものでも、他人のデザインを模倣することはもとよりよくないことであり、商業道德の上からみて非難されるべきはいうまでもないが、この程度のデザインまでも認定機関の記録デザインたらしめ、したがつて法律上輸出にあつて事前規制を加えることは、(1)法令上工業所有権となつていないデザイン等についてはどの程度のものまでを事前に記録しておく、保護の対象とすべきか判断に迷う (2)権利侵害の問題のご

ときは本来当事者間の争いによつて私権の確保に努めるべき性質のものであり、一方の国のみが仕向国のデザイン侵害のおそれある貨物の輸出を事前にチェックするという輸出品デザイン法のごときは他国にはその例を見ないところであり、いわば一種のサービス行政とみられる面もある、等の理由から、本条では記録デザイン等の範囲を仕向国の工業所有権を侵害すべきデザイン等と周知デザイン（後述）との二つに限定したのである。

デザイン等は仕向国別に記録することになつてゐるが、これが特に意味を持つてくるのは認定の場合においてであつて、登録の場合は、たとえ全世界中わずか一国の工業所有権を侵害するデザイン等であつても、およそ登録は受けることができないのである。

〔二〕 本条の規定により認定機関が記録し保有しておかなければならないのは、デザインおよび商標であるが、商標の登録は認められていないから、第三条第二項第五号では本条により記録するデザインおよび商標のうち前者のみを掲げている。後者（商標）は、第十六条第二項の認定の際に意味をもつことになる。

〔三〕 認定機関は、（自己の取り扱う）特定貨物ごとに、その貨物が通常輸出されると考えられる仕向国別に、本条各号に該当するデザインを記録しなければならない。たとえば、万年筆が特定貨物である場合、万年筆のAというデザインがアメリカおよびカナダの工業所有権を侵害すべきデザインだとすると、万年筆の登録および認定を行う認定機関はAなるデザインの下にアメリカおよびカナダと

いう仕向国を記載して本条の規定による記録を行わなければならないのである。

〔四〕 認定機関の記録義務は、これを百パーセントの完璧さをもつて期待することは無理である。工業所有権について日、英、米等のように登録制度をとっている国もあれば、ソ連、中共等のようにとっていない国もある。登録制度のある国の中でも、アメリカのように公開制度をとっている国もあれば、イギリスのように繊維その他一部の商品については公開していない国もある。このほか、資金的、人的等諸種の事情からみて本条各号に該当する海外のデザインおよび商標をあらかじめ百パーセント収集し、記録し、整備しておくことはかなり困難であろう。収集の方法としては、公表されている海外の工業所有権関係公報等入手し記録することはもちろんであるが、不注意の輸出で一度は海外の工業所有権等を侵害したため仕向国から抗議があつたデザイン等でわが方でもなるほどと認めざるを得ないようなもの（たとえば従来意匠センターで留柄^{トメガラ}として保有しているようなもの）は逐次これを記録してゆくべきであらうし、またあらかじめ仕向国の事業者団体等から好意的に送ってくる当該国の意匠権を持つデザイン等も（それが信用し得るものである限り）記録すべきであらう。なお、輸出貿易管理令別表第一の二一一の項に該当するデザインや商標のうち特定貨物に係るものがある場合は、それらは当然本条による認定機関の記録デザインに移されるべきであり、別表第一の二一一の項の規定による告示より除かれることにならう。

〔五〕 「工業所有権」とは、狹義においては特許権、実用新案権、意匠権および商標権を指すし、広義においては産業上利用し得べき一切の精神的所産に関する財産権を指す。したがつて、右の四つの権利のほか商号権、不正競争禁止権、原産地名使用权等をも含むものとされている。工業所有権保護同盟条約第一条第二項には「工業所有権ノ保護ハ發明特許、実用新案、工業的意匠又は雛形、製造標又ハ商標、商号及原産地ノ表示又ハ出所ノ称呼並ニ不正競争ノ防止ヲ目的トス」とあり、同条第三項には「工業所有権ハ最モ広キ意味ニ之ヲ解スベク本来ノ工業及商業ノミナラズ農産業及採取産業ノ範圍並ニ葡萄酒、穀物、煙草葉、果実、畜類、鉱物、鉱泉、麦酒、花卉、穀粉ノ如キ一切ノ製造品又ハ天産物ニモ及ブモノトス」と規定してあるが、その趣旨は、これらのうち自国で工業所有権として法律上の権利保護を与えているものについては、同盟国の国民に対してもまた同様の保護を与えるということだと思われる。わが現行法制上工業所有権という語は、特許、実用新案、意匠および商標の四つの権利を指す狹義に使われているので、輸出品デザイン法第四条第一号の「工業所有権」もこれらに対応する四つの権利に限定して解すべきであろう。なお、仕向国の著作権を侵害すべきデザインを記録デザインの対象としなかつたのは、（それが必ずしも登録制度をとつてはいないので）万般の著作権の存在自体を認定機関があらかじめパーセント知悉していることは、事実上不可能だからである。

〔六〕 「侵害すべき」とは、仕向国において工業所有権となつてゐるデザインまたは商標そのものず

ばりのほか、これらに類似するデザインまたは商標をも含む。

〔七〕 記録すべき「デザイン又は商標」は、認定機関が自分のところで扱っている特定貨物の品目についてのそれに限られる。ただし、ある特定貨物（たとえばビニール玩具）のデザインが仕向国のゴム製玩具の意匠権を侵害するおそれのあるものである場合は、たとえゴム製玩具は特定貨物に指定されていなくても、このようなデザインは認定機関において記録しておかなければならない。

〔八〕 本号は仕向国における周知デザインまたは周知商標を指すものであり、第三条第二項第六号が日本国内における周知デザインであるのに対応する。

〔九〕 「外国」と「仕向国」との関係は、次のとおりである。たとえば、外国（フランス）のAという人が専ら使用しているものとして仕向国（インドネシア）内の需要者の間に広く認識されているデザインがあつた場合、フランスとインドネシアとの間が、丁度ここの外国と仕向国との関係にあたる。「外国」の方が「仕向国」より概念が広いから、さきの例において、フランスのAではなくてインドネシアのBが専ら使用するデザインも、もちろん本号に該当する。

（登録申請の競合）

第五條^{（一）} 同一又は類似のデザインについて異なつた日に二以上の登録申請があつたときは、最先の^{（三）}

登録申請者のみがそのデザインについて第三条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受け
ることができる。

〔三〕
2 同一又は類似のデザインについて同日に二以上の登録申請があつたときは、認定機関が行う公
正な方法によるくじにより定めた一の登録申請者のみがそのデザインについて登録を受けること
ができる。

〔四〕
3 登録申請が取り下げられ、又は登録申請について第七条第一項の決定〔五〕があつたときは、その登
録申請は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

〔一〕 本条は同一または類似のデザインについて二以上の登録申請があつた場合において、いずれを
登録するかについて規定したものである。

〔二〕 第一項は、同一または類似のデザインについて異なつた日に二以上の登録申請があつたときは、
最先の登録申請者のみが、そのデザインについて登録を受けることができる旨を規定している。しか
し、本項の適用のあるのが他の登録要件を具備している場合であることはいうまでもない。また、本
項は登録申請と登録申請との間においてのみ適用されるのであつて、先願が取り下げられたり、拒絶
査定を受けたりした場合には、その後願に対しては、本項の規定の適用はないのである。すなわち、

この場合には、二以上の登録申請が競合していたことにはならないのである。（第三項は、この点を念のため規定したものである。）したがつて、本項により申請が後願であることを理由としてする拒絶査定は、必ず先願が登録された後かまたは先願について拒絶査定が確定した後において行わなければならない。

〔三〕 第二項は、同一または類似のデザインについて同日に二以上の登録申請があつたときは、認定機関の行うくじにあつた者が、そのデザインについて登録を受けることができる旨を規定している。この点については、申請者間で協議をさせ、その協議によつて定められた者のデザインのみを登録することにし、協議が成立しない場合等にはいずれも登録を拒絶することにしては、という考え方もあろう。しかし、(1)輸出取引における迅速性の要請を重視する。(2)協議が整わない場合、両者ともに拒絶査定をする、(前と同一のデザインにつき)再申請を早くしてきた者の方は、本条第三項の規定により、登録が受けられることとなり、著しく不合理である。という理由から、ただちにくじによらせることとしたのである。

〔四〕 第三項は、〔二〕でも触れたごとく、第一項の先願権等は登録申請の段階においてのみ存在し、先願となつている登録申請が取り下げられ、または拒絶査定を受けたときは、もはや先願権は残らない旨を規定したものである。たとえば、二以上の登録申請が日を異にしてされたときは、第一項の規

定により後願の登録申請は拒絶されることになるが、先願の登録申請が取り下げられ、または拒絶査定を受けたときは、第三項の規定により先願は初めからなかつたものとみなされるので、その後願の登録申請は後願ではなくなり、したがつて、登録を受けることができることになるわけである。

〔五〕「第七条第一項の決定」とは、登録拒絶の決定である。改正特許法、同実用新案法、同意匠法では、いずれも先願が取り下げられ、または無効にされた場合についてのみ規定し、拒絶査定があつた場合については規定していないのに、この法律では（改正商標法の例にならい）、登録拒絶の決定の場合を加えたのはなぜか。特許や意匠ではもつぱら新規性を登録の要件としているから、登録拒絶の査定を受けたような先願と同一内容の後願につき登録を認める理由は存在しない。これに対し、この法律におけるデザインの登録は必ずしも新規性のみを登録の要件とはしていない。たとえば、ある人が自己の（特許庁への）登録意匠と同一のデザインを認定機関に登録申請したところが、それと同一のデザインを他人がそれより前に認定機関に登録申請していたとする。先願者である他人は、第三条第二項第二号該当を理由に登録拒絶の決定を受けるであろうが、第五条第三項の規定がないと、同条第一項の規定により登録意匠権者たる後願者も、後願を理由として登録を受けられなくなるおそれがある。これが、第三項に「又は登録申請について第七条第一項の決定があつたとき」をそう入した理由である。

(登録及び通知)

第六条^(一) 認定機関は、登録申請が次の各号に該当すると認めるときは、その登録申請に係るデザインについて登録をしなければならない。

- 一 登録申請者が第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を有すること。
- 二 登録申請に係るデザインが第三条第二項に規定する登録拒絶理由に該当しないものであること。

三 登録申請が競合するとき、登録申請に係るデザインが前条の規定により登録を受けることができるものであること。

2 登録は、登録台帳^(二)に次に掲げる事項を記載することによつて行う。^(三)

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 登録申請の年月日及び登録申請番号

三 登録の年月日及び登録番号

四 デザインの内容^(四)

3^(五) 認定機関は、登録をしたときは、その登録を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

「一」 第一項は、認定機関は、登録申請が第一号から第三号までの各号に該当していると認めるときは、ただちに職権をもつて申請に係るデザインの登録をしなければならないことを規定したものである。

「二」 登録台帳の様式は、施行規則第三条に定められている。

なお、登録台帳の公開、非公開については、特に規定を設けず、第二十五条の認定機関の業務規定において業界の実情に応じ適宜定めさせることとした。ただし特定の貨物では、輸出デザインが即国内向デザインとして通用するものもあるので、台帳を公開すると、これを国内向デザインに模倣されるおそれがあるからである。（日本輸出雑貨センターの業務規定では、原則として公開、ただし、登録を受けた者の希望により非公開となつている。この場合でも、利害関係者に対しては閲覧させることとしている。）

「三」 先に述べたように、意匠法等工業所有権関係法令における登録とこの法律における登録とは、「登録」の意味が異なる。現行意匠法においても改正意匠法においても、意匠権は（設定の）登録により発生すると規定されており、登録という処分が、意匠権を設定すべき旨の査定（意匠登録をすべき旨の査定）を意匠原簿に記載（登録）することによつて完成するものであることを明らかにしている。意匠権を設定すべき旨の査定がないのに、または法律上無効な査定に基いて意匠原簿に記載

しても、意匠権が発生するものではない。したがって、登録という処分は、意匠権を設定すべき旨の査定から意匠原簿への記載（登録）にいたるまでの一連の行為を指すものと解されるが、現行法ではこの意味の権利設定の行政行為を「登録」というとともに、さきの登録官吏の意匠原簿への記載をも「登録」といつているので混同のおそれなしとしない。本条第二項柱書で「登録は、登録台帳に次に掲げる事項を記載することによって行う。」と規定したのは、この法律における登録が後者を意味し、前者すなわち権利の設定行為を意味するものではないことをいつているのである。

〔四〕 デザインの内容としては、登録台帳の「デザインの内容」欄に（または別紙として）当該デザインの図面（三面図または透視図）または写真が記載されるし、動くデザイン等のごとく、図面や写真のみでは判別しがたいときは、文章でその内容についての説明が加えられよう。以上のほか別欄に、特定貨物名、登録の有効期限、登録更新状況、登録意匠等との関係その他が記入される。

〔五〕 第三項の登録の通知を受けた者は、第四十二条の規定により所定の登録手数料を十五日以内に認定機関に納付しなければならず、正当な理由がないのにその期間内に納付しない場合は、第十一条第一項の規定により登録を取り消される。

(登録拒絶の決定及び通知)

第七条^(一) 認定機関は、登録申請が前条第一項各号の一に該当しないと認めるときは、その旨を決定し、登録申請者に対し、理由を附して通知^(三)しなければならない。

2^(三) 認定機関は、前項の決定をしようとするときは、登録申請者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当の期間^(四)を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

〔一〕 本条は、登録拒絶の決定およびその通知に関する規定であるが、慎重を期する意味において、申請者に対し意見を申し出る機会を与えたものである。

〔二〕 登録拒絶決定の通知を受けた場合において、認定機関のその処分不服のある登録申請者は、第四十一条第一項の規定により、その処分をした認定機関を経由して、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

〔三〕 認定機関が登録申請されたデザインについて審査をした結果、それが第六条第一項各号の一に該当しないという心証を得た場合においても、なんら弁明の機会を与えず直ちに登録拒絶の決定をすることは、申請者に対して苛酷であり、また、認定機関の審査人(後述)といえども全く過誤なきは保し難いので、拒絶決定をする前に申請者に意見書を提出する機会を与え、かつ、その意見書を基に

して審査人に再審査をする機会を与えようというのが第三項の趣旨である。

〔四〕 日本輸出雑貨センターの場合は、業務規定で法第七条第二項の通知が到達してから一月以内に意見書を提出するよう定めてある。

三 (登録の有効期間)

第八条^(一) 登録の有効期間は、その登録をした日から三年^(三)とする。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新^(三)することができる。ただし、その登録をした日から十五年^(四)をこえて更新することは、できない。

〔一〕 本条は、登録の有効期間およびその更新について規定したものである。

〔二〕 登録に有効期間をおいたのは、たとえそれが権利の設定を意味するものではないにしろ、実質的には登録を受けている者に輸出を独占する地位を与えることになるが、いかに新規なデザインの考案者とはいえこれに永久的な輸出独占を許すことは、かえつてこれにつづく新しいデザインの創作を奨励することにならないからである。けだし、新しいデザインもある程度は従来のものでデザインを基礎とし、そのアイデアをとり、一部を模倣することにより創作されるものだからである。

登録の有効期間を三年と定めたのは、元來輸出品のデザインの経済的価値の寿命は一般的にはかな

り短かく、せいぜい三年程度と考えたからである。

〔三〕 登録の有効期間の更新の申請をしようとする者は、施行規則第四条第一項に規定するデザイン登録更新申請書に所定の手数料をそえて認定機関に提出しなければならない。登録の有効期間の更新をしたときは、認定機関はその旨を申請者に通知する。（施行規則第四条第二項）

〔四〕 輸出品のデザインのように変遷のはげしいものはその経済的命数も短かいが、まれにはその命数がさらに持続する場合も予想されるので、このような場合には登録を受けている者が申請をすれば、十五年を限度として有効期間の更新を認めることとしたのである。

十五年を限度としたのは、どんなにすぐれたデザインであっても、十五年も独占的に輸出に使用した後は、そのデザインを一般に開放して利用させることがデザインの進歩のためにも望ましいこと、意匠権の存続期間（現行意匠法では十年、改正法では十五年）とのバランスがあること、等を考慮したからである。

（登録の効力の承継）

第九条^{〔一〕} 登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けたデザインについて、その登録を受けた者の地位を承継する。

〔一〕 本条は、登録の効力の承継に関する規定である。前述のごとく、この法律における登録は権利の設定を意味するものではないから、意匠権や実用新案権のように権利の譲渡ということは認められないが、相続、合併等包括的承継の場合においては、その登録を受けたデザインについて、その登録を受けた者の地位を承継することとしたのである。なお、営業の譲渡をした場合には、第十一条第一項（第三号）の規定により当該登録は取り消されることになるので、本条の規定では、営業の譲渡を受けた者は登録を受けた者の地位を承継することはできないことになる。

〔二〕 「合併後存続する法人」とは、合併をする法人の一方が合併後存続する場合であつて、いわゆる吸収合併によるものである。

〔三〕 「合併により設立した法人」とは、合併によつて新法人を設立する場合で、いわゆる新設合併によるものである。

（登録台帳の記載の変更等）

第十條 ^{〔一〕} 登録を受けた者は、^{〔二〕} 第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、^{〔三〕} 十日以内に、^{〔四〕} その旨を認定機関に届け出なければならない。

2 前条の規定により登録を受けた者の地位を承継した者は、^{〔五〕} 十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を認定機関に届け出なければならない。

3 認定機関は、前二項の規定による届出があつたときは、登録台帳の記載を変更しなければならない。

〔一〕 本条は、登録台帳の記載事項に変更があつた場合の届出義務について規定したものである。

〔二〕 「第六条第二項第一号に掲げる事項」とは(1)登録申請者の氏名または名称 (2)登録申請者の住所 (3)法人の場合はその代表者の氏名、のことである。「氏名又は名称」の変更といつても、それは、たとえば株式会社単なる名称の変更のような場合を指すのであつて、しばしば述べたように登録されたデザインは権利ではないから、本条の規定は譲渡等によるこれの移転に伴う名義の変更というようなことを予想して設けられたものではない。

〔三〕 到達主義によつて計算する。

〔四〕 施行規則第五条第一項で定める様式の登録台帳記載事項変更届出書を提出する。

〔五〕 「その事実を証する書面」とは、相続の場合には戸籍謄本または抄本、合併の場合には登記簿謄本または抄本を意味する。

〔六〕 施行規則第五条第二項で定める様式の承継届出書を提出する。

(登録の取消)

第十一條^(一) 認定機関は、次の各号の一に該当する場合には、当該登録を取り消すことができる。

一^(二) 登録が第三條又は第五條の規定に違反してされたことが明らかになったとき。

二^(三) 登録を受けたデザインが第三條第二項第一号から第三号まで又は第五号に該当するに至つたとき。

三^(四) 登録を受けた者が第三條第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を失うに至つたとき。

四 登録を受けた者が第四十二條第二項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

五^(六) 登録を受けたデザインがその者の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザインである場合において、当該実用新案権又は意匠権の存続期間^(七)が満了したとき。

2^(八) 認定機関は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、その登録を受けている者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

3^(八) 認定機関は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その登録を取り消した者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

〔一〕 本条は、登録の取消について規定したものである。あるデザインが登録に値するかどうかを判断する場合の登録基準が複雑困難であること、デザインの類似・非類似の判定がいちがいにより切れないこと等の理由から、認定機関の登録には絶対に誤りがないとは保証できないし、また、登録後の事情の変更によつて、登録をそのままにしておくのは妥当でない場合がおこつてくることもある。したがつて、第一項第一号から第五号までの一に該当するような場合には、認定機関は職権をもつて登録の取消ができることとしたのである。

〔二〕 第一号は、認定機関が登録をする際に登録の基準等に違反して登録をしたことが後になつて明らかになつた場合である。たとえば、申請時において公知のデザインを誤つて登録したり、同一のデザインについて先に登録申請をした者がいるのに、後から申請した者のデザインを登録してしまつたというような場合がこれに当る。

〔三〕 第二号は、認定機関のした登録が登録時においては登録基準にしたがつて正しく行われていたが、後発的理由によつてその登録を受けたデザインが後に登録基準に該当しなくなつた場合である。

第三条第二項第一号に該当するにいたつたときは、登録申請前に日本国内で公然知られたデザインに後になつて該当するにいたつた場合のことであつて、この規定自体が矛盾しているようであるが、

これは次のような場合のことである。たとえば、自己の登録実用新案または仮保護の権利に係る実用新案（実用新案法第二十六条で準用する特許法第七十三条第三項の規定参照）と同一のデザインをある人が認定機関に登録申請してきたとすると、それは第三条第二項第一号の括弧書によつて公知のデザインとはみなされないから、登録を受けられるが、そのもととなつた実用新案権が後に無効になつたり、または仮保護の権利が後に拒絶査定によつてなくなつた場合には、これらは登録申請前において公知であつたことになり、登録は取り消されるのである。工業所有権優先のたてまえから特に登録を認められたデザインは、その根拠になる工業所有権がはじめからないことになれば、認定機関の登録も取り消されるのは当然であろう。

第三条第二項第二号または第三号に該当するにいたつたときは、たとえば、認定機関に登録を受けたデザインが後に他人の登録意匠として特許庁に登録になつた結果、意匠権との抵触関係を生ずるようになつた場合のことである。この場合には、工業所有権が優先するというたてまえから、先に認定機関に登録されているデザインの登録が取り消されるのもまたやむを得ないであろう。このような事態をさけるためには、特許庁にも意匠法による意匠登録の出願をしておくほかはない。

第三条第二項第五号に該当するにいたつたときは、登録後になつて現に認定機関に登録されているデザインが、仕向国の工業所有権を侵害する等の理由で認定機関に記録（第四条）されたときのこ

とである。海外からのクレームを防止するためやむを得ないであろう。

〔四〕 第三号は、登録を受けた者が、日本国内で特定貨物の製造、販売等の事業を廃止したりして登録を受けることができる者の資格を失つたときである。

〔五〕 デザインの登録があつた場合は、第六条第三項の規定により、申請者は認定機関からその旨の通知を受けるが、登録を受けた者がこの通知を受けた日から十五日以内に所定の手数料を納付しないと、登録は取り消されることがある。

〔六〕 第五号は、第八条とのバランスからみて、登録の実質的な有効期間を十五年以内に限定する趣旨で設けられたものである。たとえば、近く意匠権の存続期間が終了する意匠権者がその登録意匠と同一のデザインを認定機関に申請して登録を受けると（第三条第二項第一号）、その意匠権の実質上の存続期間は（輸出に関する限り）さらに最大限十年の範囲内で延長されることになり不合理である。

〔七〕 実用新案権の存続期間は、現行法では登録の日から十年、改正法では出願公告の日から十年（ただし、登録出願の日から十五年をこえることができない。）をもつて終了する。意匠権の存続期間は、現行法では登録の日から十年、改正法では登録の日から十五年をもつて終了する。
〔八〕 第二項、第三項は、第七条第二項、第一項と同じく、登録の取消を受ける者に対し弁明の機会を与えようとする趣旨である。本条の登録取消の処分に対して不服のある者は、第四十一条第一項の

規定により通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

第十二条^(一) 何人も、登録を受けたデザイン又は登録を受けた者について前条第一項第二号又は第三号に規定する取消の理由^(二)があると認めるときは、認定機関に対し、理由を附してその登録の取消を請求^(三)することができる。

2 認定機関は、前項の請求があつたときは、その登録を取り消すかどうかを決定^(四)し、請求人に対し、理由を附してその旨を通知^(五)しなければならない。

〔一〕 本条は、前条第一項第二号または第三号の取消理由があるときは、何人も、認定機関に対し、その登録の取消の請求をすることができる旨を規定したものである。

この法律では、登録取消のやり方として三つの方法を規定している。その第一は、第十一条の規定による職権取消であり、その第二は、第四十一条の規定による異議の申立による取消である。本条は、その第三の場合であつて、第三者が認定機関に対し認定機関の行つた登録が後発的理由によつて取り消すべきものになつたとして取消の請求をするケースである。

〔二〕 「前条第一項第二号又は第三号に規定する取消の理由」とは、登録を受けたデザインが後発的理由によつて登録拒絶理由に該当するにいたつたり、登録を受けた者が後に登録を受ける資格を失う

にいたつたりした場合のことである。特にこの両号について第三者からの登録取消の請求を認めたのは、(1)これらは、いずれも後発的理由で登録の取消が必要となつたものであり、登録が登録時において誤つてされたものではないので、異議の申立をもつてしては争うことができない。(2)認定機関の能力も全知全能ではないので、上記両号に該当するような事項については、広く大衆審査に付することもある意義である、という理由に基づくものである。

〔三〕登録の取消の請求は、施行規則第六条で定める様式の登録取消請求書をもつてしなければならない。

〔四〕請求を正当と認めて、認定機関が登録の取消をしようとするときは、第十一条第二項による手続を経なければならない。

〔五〕認定機関は、請求が正当であると認めれば自ら職権をもつて取り消し、正当でないと認めれば、取り消さない旨を理由を附して請求人に通知するが、請求人は、その決定に不服であれば、第四十一条第一項の規定により通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

(登録の消除)

第十三条^(一) 認定機関は、登録がその効力を失つたとき、又は登録を受けた者からその登録の消除^(二)の請

求があつたときは、当該登録を消除しなければならない。

〔一〕 本条は、認定機関の登録の消除についての義務を規定したものである。

〔二〕 「登録がその効力を失つたとき」とは、登録の取消処分を受けたとき、登録の有効期間が満了したとき、登録を受けた者が死亡し（自然人の場合）、または解散（法人の場合）したとき（相続または合併により、登録を受けた者の地位を承継した者が、第十条第二項の規定による届出をした場合を除く）等のことである。

〔三〕 「登録の消除」とは、従来の用法における「抹消」と同義語であり、登録されたデザインについての登録台帳の記載を消し除くことである。

（通商産業省令への委任）

第十四条 この章に定めるもののほか、登録申請の手續、登録台帳の様式その他登録に関し必要な手續的事項は、通商産業省令で定める。

〔一〕 本条は、登録に関する諸種の手續的事項については通商産業省令へ委任することを規定したものであり、施行規則と区分を定める省令とがある。

第三章 デザイン等の認定

本章は、この法律の根幹をなす部分である。その中でも特に第十五条が重要であり、特定貨物（政令で定められる）はそのデザインおよび商標について、認定機関の認定を受けた後でなければ、輸出してはならない旨を規定している。そして第十六条では、いかなるデザインや商標ならばこの認定にパスできるか——認定の基準——について規定しており、第十七条でこの認定の有効期間を定めている。第十八条は、この法律の趣旨から考えて本法の適用を除外してもよい場合について規定したものであり、第十九条では認定に関する手続的事項を通商産業省令に委任することを定めている。

（認定）

第十五条^{〔一〕} 一の貨物が特定貨物として定められた場合においては、当該貨物は、その特定貨物として定められた日^{〔二〕}から起算して二月を経過した後は、そのデザイン及びそれに附される商標^{〔三〕}（当該特定貨物の包装^{〔五〕}に附される商標を含む。以下第二十二條第七号^{〔六〕}、第三十五條第一項^{〔七〕}及び第三十七條第一項^{〔八〕}において同じ。）について、第三條第一項の通商産業省令で定める区分に従い、認定機関の認定^{〔九〕}（^{〔一〇〕}

を受けた後でなければ、輸出してはならない。

〔一〕 本条は、特定貨物の輸出は、そのデザインおよび商標について認定機関の認定を受けた後でなければ、行つてはならない旨を定めたものであつて、この法律の中最も重要な条文である。

〔二〕 「特定貨物として定められた日」とは、第二条第二項の規定により特定貨物を定める政令が公布され施行になつた日のことをいう。万年筆、空気入れビニール玩具および家具の三貨物は、十月一日付で特定貨物として定められたので、十二月一日以降は認定を受けた後でなければ輸出することができなくなるわけである。また、携帯写真機、八ミリ撮影機、同映写機および電気露出計の四貨物は、十一月十一日付で特定貨物に指定されたから、昭和三十五年一月十一日以降本条による規制が課されることとなる。

〔三〕 「特定貨物として定められた日から起算して二月を経過した後は」となっているのは、指定時にすでに船積直前にあるようなものを救済しようとする趣旨である。

〔四〕 「デザイン及びそれに附される商標」について認定を受けなければならないのであるから、ある特定貨物がデザインと商標の両者に関係がある場合には、そのいずれか一方について認定を受けていないときは、その特定貨物を輸出してはいけないのである。

〔五〕 石けん、香水等の化粧品類、くつ下、自動車部品その他の商品の中には、その商品自体ばかりでなくその包装に附される商標の模倣を防止するのでなければこの法律の目的を達成することが困難なものがかかなりあるので、包装に附される商標についても認定を受けなければならないことにしたのである。

〔六〕 第二十二條では、認定機關の指定基準の一つとして第七号において、「その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。」があげられている。

〔七〕 通商産業大臣がみずから登録および認定を行うことを規定した第三十五條第一項の柱書に、「通商産業大臣は、次に掲げる場合には、当該特定貨物のデザイン及びそれに附される商標について、登録及び認定を行う。」とある。

〔八〕 通商産業大臣の報告徴収権限を規定した第三十七條第一項には、「通商産業大臣は、……特定貨物の品目、デザイン……その特定貨物に附される商標に関し報告をさせることができる。」とある。

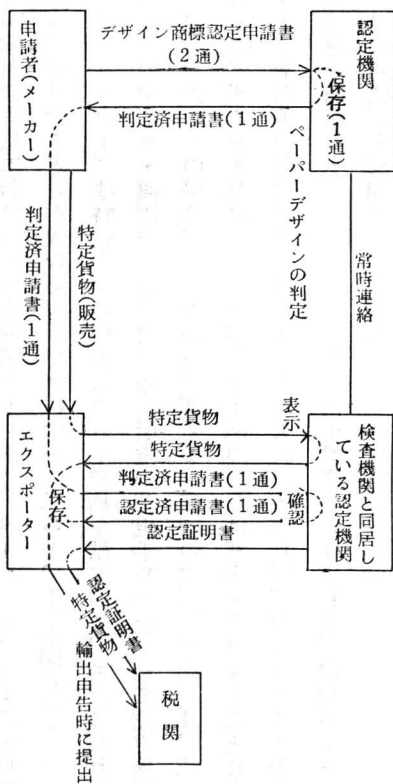
〔九〕 「第三條第一項の通商産業省令で定める区分」は、どの特定貨物についてはどの認定機關にデザインの登録申請をすべきかを定めた区分であるが、デザインおよび商標の認定も、この登録の場合の区分と同一区分にしたがつて、それぞれの認定機關がこれを行うことになる。この省令は前に記した区分を定める省令である。

「10」 一般に認定とは、一定の事実または法律関係の存否について、国または公共団体の機関が公の權威をもつて判定することであり、一種の確認行為だといふことができる。認定の直接の効果は、このように事実または法律関係の存否を公の權威をもつて判定することであるが、法令によつてはこれに特別の効果を附着させる場合もある。この法律でも、特定貨物は、そのデザインおよび商標について認定を受けた後でなければ、輸出をしてはならない旨の効果が本条によつて附着せられてゐるので、その附着せられた効果と認定の制度を全体としてみれば、一般的禁止を、認定を受けた者に対してのみ解除することになるから、この場合認定と許可とは實際上ほとんど同じ結果になる。なお、本条の認定という行為は、(1)認定申請者が提出する特定貨物のデザイン等の写真・図面等により認定機関が第十六条の認定基準に基き、主としてペーパー・デザインの段階で行う判定と、(2)実際にその特定貨物を輸出する場合に、現物のデザインが前の判定を受けたペーパー・デザインと同一であるか否かを照合する確認との二段階に分れるので、この両者の段階がおわつてはじめて認定という行為が完了したということになるのである（この点は、第十七条において認定の有効期間を算定する際に重要である）。そして、この前段階すなわちペーパー・デザインの段階における判定はバイヤーとの契約締結以前に、またはこれと並行して、ぜひ受けておく必要があるし（そうでないと、一たん生産に着手し、または生産をおわつてしまつてから認定がえられない場合も起り、不測の損害を招くおそれがある）、後の現物との照合は、（それが輸出検査法における指定貨物である場合は）検査機関が品質

検査を行う際に同時にこれと並行して行うことが便利であろう。

「一一」 本条の規定に違反して認定を受けなくて特定貨物を輸出した者は、一年以内の期間を定めて特定貨物の輸出停止を命じられることがあるし（第三十九条）、この命令に違反して特定貨物の輸出を行つた者に対しては罰則の適用がある（第四十三条）。

次に参考までに、認定申請から輸出までの手続について略述する。（施行規則、区分を定める省令、認定機関の業務規定等を参照）



特定貨物が輸出検査法における指定貨物であり、かつ、ペーパーデザインについての認定を申請する者と輸出検査を受ける者とが異なる場合の例についてみると、(右の図参照)

(1) 申請者(メーカー)は特定貨物の輸出について契約を結ぶ前に、またはこれと並行して、所定の様式によるデザイン・商標認定申請書二通に所定の認定手数料を添えて認定機関に提出する。

(施行規則第七条) この場合、申請書の「デザイン・商標の内容」の欄には、認定を受けようとする特定貨物のデザインまたは商標の内容を示す図面または写真を添付することになっている。認定機関では法第十六条の認定基準に基づき審査人がこれを審査して、認定すべきものと判定した場合に前記申請書一通にシールプレス(以下判定済申請書という。)して、申請者(メーカー)に返却する。残りの一通は認定機関で保存しておく。

(2) 申請者(メーカー)が特定貨物をエクスポーターに販売するときは、申請者(メーカー)は貨物に添えて前記判定済申請書をエクスポーターに引き渡す。エクスポーターは、輸出検査を受ける際同時に判定済申請書一通を検査機関に提出する。検査機関に常駐している認定機関の職員は、特定貨物の現物がシールプレスをしてある判定済申請書の図面または写真と同一のものであることを確認した場合には、判定済申請書の「上記のデザイン・商標について申請のとおり認定します。」とある箇所に認定年月日を記入し、記名押印して、エクスポーターに返却する。また、確認済の特定

貨物については、認定機関はその単位包装または外装の見やすい箇所に、認定済の旨の表示を附する。以上の確認があつてはじめて認定機関の認定という行為が完了したことになるのだから、法第十七条の認定の有効期間の算定は上に記した認定年月日から起算されることになる。認定機関はエクスポートターの請求に応じて認定証明書を発行することができるが（施行規則第八条）、船積が二回以上にわたる場合も予想されるので、認定を受けた数量の範囲内において認定証明書の分割発行が認められている。

(3) エクスポートターは、輸出申告の際前記認定証明書を税関に提出する。

以上があるモデルケースについての認定申請から輸出申告までの手続の概要である。輸出検査をメーカーが受ける場合には、上記手続はほとんど全部をメーカーで行い、エクスポートターは認定証明書をもらつて税関に提出しさえすればよいし、エクスポートターがはじめから自分で認定申請をする場合には、逆に上記手続は全部エクスポートターが行うこととなる。また、一度ペーパーデザインの段階で判定を受けたデザイン等と全く同一のデザイン等の特定貨物について、以後何回も契約があつて輸出されるような場合に、一々デザイン・商標認定申請書に図面や写真を添付して毎回認定機関に申請するのでは手続が煩瑣になりすぎるので、この場合には、最初にペーパーデザインについて判定を受けた際に返却された判定済申請書（これには図面または写真が添附されている）を添えて、デザイン・

商標認定申請書二通を直接検査機関（に常駐している認定機関の職員）に提出すればよい。しかもこの場合には、申請書の「デザイン・商標の内容」欄には図面や写真を添附する必要はなく、さきの判定済申請書に記入された認定番号を同欄に記入しておけばよい。検査機関における特定貨物の現物とペーパーデザインとの照合は、さきに添えて提出された判定済申請書の図面または写真によつて行うことができるからである。なお、特定貨物が輸出検査法の指定貨物でない場合には、現物との照合の事務も全部認定機関の事業所で、または認定機関の職員が出張して、これを行うことはいふまでもない。

（認定の基準）

第十六条^{〔一〕} 認定機関は、前条の認定（以下単に「認定」という。）の申請が次の各号に該当すると認めるときは、その申請に係るデザイン及び商標について認定をしなければならない。

一 当該デザインが次の一に該当すること。

- イ^{〔三〕} 当該デザインが登録実用新案又は登録意匠^{〔三〕}と同一のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該実用新案権者（当該実用新案権についての実施権者を含む^{〔五〕}）又は意匠権者（当該意匠権についての実施権者を含む^{〔五〕}）の製造、加工、販売その他の行為（当該実用

新案権又は意匠権についての実施権者^(七)にあつては、当該実施権の範囲内^(八)における行為に限る^(六)。に係るものであること。

〔一〇〕
ロ 当該デザインが登録をされているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該デザインについて登録を受けている者（その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む^(一)。）の製造、加工、販売その他の行為（当該デザインについて登録を受けている者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者^(二)にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る^(三)。）に係るものであること。

〔一一〕
ハ 当該デザインが特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物がその特定の者（その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む^(一)。）の製造、加工、販売その他の行為（その特定の者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者^(二)にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る^(三)。）に係るものであること。

〔一三〕 二 イからハまでに掲げる場合のほか、当該デザインが第三条第二項第二号から第四号まで及

び第六号に掲げるデザインに該当しないものであること。〔一四〕

二 当該商標の使用が他人の商標権（標章権及び団体標章権を含む。）を侵害することとならない

こと。〔一五〕

2 〔一六〕 認定機関は、申請に係るデザイン又は商標が、当該特定貨物が輸出されるべき仕向国につい

て、〔一七〕 第四条の規定により記録されているデザイン若しくは商標又はこれらに類似するデザイン若

しくは商標であるときは、〔一八〕 前項の規定にかかわらず、当該デザイン及び商標については、認定を

してはならない。〔一九〕 ただし、当該特定貨物を当該仕向国に輸出することについて、第四条第一号に

規定する工業所有権についての権利者又は同条第二号に規定する特定の者から承諾を得ていると

きは、この限りでない。〔二〇〕

〔二一〕 本条は、認定機関が行う認定の基準について規定したものである。第一項は、申請に係る特定

貨物のデザインについては第一号イ、ロ、ハ、ニの中のいずれか一に該当しており、かつ、（貨物に商

標が附されている場合には）商標が第二号に該当している場合には、認定機関は認定をしなければな

らないことを定めており、第二項は、デザイン等が仕向国の工業所有権等を侵害するものである場合

には、第一項の規定にかかわらず、認定をしてはならないことを定めている。

〔二〕 第一号イは、申請に係るデザインが登録実用新案または登録意匠（以下の説明では叙述を簡単にするため登録意匠についてのみ説く）と同一（類似の場合を含まず、この場合については第一号ニの説明参照。）のデザインであるときは、特定の場合については認定が受けられることを示したものである。その特定の場合とは、

(1) そのデザインの特定貨物が、意匠権者の製造したり、加工したり、販売したりしたものである場合である。この場合、認定を申請する者が意匠権者であるときはもちろん認定が受けられるが、意匠権者以外の者が申請する場合であつても、それが上記のデザイン（すなわち、一たん意匠権者の手を経たもの）であれば認定を受けられる。たとえば、申請したデザインに係る特定貨物が意匠権者Aの製造したものであれば、それがB、C、Dと転々流通した後Dが輸出にあたつて認定を申請した場合、たとえDが当該意匠権の実施権者ではなかつたとしても、Dは認定を受けることができるのである。ただし、この場合には、認定を申請する者は、その特定貨物が意匠権者Aの権利の行使に係るものであることを証する書面を認定機関に提出することが必要である。

(2) そのデザインの特定貨物が、当該意匠権についての実施権者の製造したり、加工したり、販売したりしたものである場合であつて、認定申請者との関係については(1)と同様である。

〔三〕 「登録実用新案又は登録意匠」と同一のデザインに限ることとし、特許発明と同一のデザインは除外した。これは、第三条の説明「一八」の後段でもふれたごとく、特許発明と意匠とが抵触するとは実際上はまれであるし、現行意匠法でも特許権と意匠権との抵触関係は考慮していないので、この法律でもその例にならつたためである。しかし、このままでは、特許発明と抵触関係にあるデザインが第三条第二項の規定により登録になつてしまうと、逆に特許発明と同一のデザインをもつ特定貨物につきその特許権者が認定を申請してきた場合認定が受けられないという不合理が生じるし、かつ、改正意匠法では特許権と意匠権との抵触関係を取り上げていることでもあるので、改正意匠法等が施行される昭和三十五年四月一日以降は、「特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和三十四年法律第二百二十九号、以下「整理法」という。）」で特許発明と同一のデザインをもいに織込むよう改正が加えられている。（後述）

〔四〕 イが適用されるのは、登録実用新案または登録意匠と同一のデザインの場合であつて、これらと類似のデザインの場合は除かれる。現行実用新案法または意匠法では、登録実用新案または登録意匠に類似する部分については、これを権利として使用することは認めていないので、たとえば、自己の登録意匠と類似する意匠が他人の登録意匠とも類似する場合には、その重複する範囲においては両者とも類似意匠の使用が不可能だということになつてゐる。この法律でも、この点を考慮して類似のデ

ザインについては除外したのであるが、改正意匠法では意匠権の範圍（使用権の範圍）も登録意匠に類似する意匠にまでひろげられたので、昭和三十五年四月一日以降は「整理法」でこれに応じた改正が加えられる。（後述）

〔五〕 ここに実施権者とは、実用新案権者または意匠権者以外の者であつて、これら権利者から登録実用新案もしくは登録意匠を実施（使用）することにつき許諾を受けている者または実用新案法もしくは意匠法の規定により法律上実施権を認められている者をいう。前者は意匠権者等との契約により生ずるものであり（現行意匠法第二十五条——特許法第四十八条を準用——。改正意匠法第二十七条、第二十八条）、後者は、たとえば、先使用による実施権（現行意匠法第九条、改正意匠法第二十九条）、無効審判の請求登録前の実施による実施権（現行意匠法第十条、改正意匠法第三十条）のようなものである。

〔六〕 まず「実用新案権者……又は意匠権者……の製造、加工、販売……に係るもの」について説明する。意匠権者（実用新案権者の場合もちろん同じ）の製造に係る場合とは、メーカーが意匠権者である場合、意匠権者の加工に係る場合とは、たとえば、繊維の捺染業者が意匠権者である場合、また意匠権者の販売に係る場合とは、たとえば、繊維の輸出商社が意匠権者である場合のことであつて、以上の場合には、意匠権者が自分で認定を申請する場合はもちろん、権利者以外の者が申請する場合で

も（メーカーが意匠権者のような場合は、意匠権者自身が認定を申請するよりはむしろ輸出業者等が申請する場合の方が多いのであろう。）認定を受けることができる。ただし、これらの場合には、認定を申請する者は、その特定貨物が意匠権者の製造、加工、販売その他の取扱に係るものであることを証する書面を提出すべきことは、前述のとおりである。

〔五〕〔六〕〔七〕〔八〕 次に実施権者の製造、加工、販売等に係る場合について説明する。実施権者の場合は、その実施権者の製造、加工、販売等に係る特定貨物一般が認定を受けられるのではなくて、製造、加工、販売等のうち実施権を有する範囲内の行為に係る特定貨物のデザイン等についてしか認定は受けられないのである。たとえば、あるメーカーがある登録意匠を有する商品の製造についてのみ実施権をもっている場合、そのメーカーが意匠権者との契約に違反して勝手に他に販売した特定貨物があつたとすれば、その貨物のデザインについては認定は受けられないし、また、国内向け販売にのみ限つて製造、販売についての実施権を得ている者が、輸出しようとして認定を申請しても、認定は受けられないのである。ただ現実には、製造についてのみ、または販売についてのみ、実施権を与えられているという場合は、その他のプロセス（すなわち販売または製造）において大体意匠権者の手を経るものであろうから、結局は認定を受けられるだろうし、また実際は製造、加工、販売等の全過程について実施権をえている場合が多いのではあるまいか。

〔九〕「その他の行為」としては、たとえば、貸与、無償譲渡等があげられる。

〔一〇〕ロは、申請されたデザインがこの法律による認定機関に登録されているデザインであつて、その特定貨物が登録を受けている者またはその者からそのデザインを使用することについて承諾を得ている者の製造、加工、販売等に係るものである場合は、認定を受けられることを定めている。イが登録実用新案または登録意匠と同一デザインの認定申請があつた場合であるのに対し、ロは認定機関に登録されているデザインの申請があつた場合を規定したものであつて、両者規定の内容はほとんど同様である。

〔一一〕「当該デザインに係る特定貨物を輸出するため」となっているのは、単に国内販売に限つて、製造、加工、販売等の承諾を得ている者の取り扱つた特定貨物が認定を受けて輸出されることを防ぐためである。イの実用新案権や意匠権についての実施権者の場合は、工業所有権優先の思想から考えて特にこのような限定をする必要はないと考えた。

〔一二〕ハは、周知デザイン（第三条の説明〔二三〕参照）についても、その特定貨物がそのデザインの所有者またはその者から使用について承諾を受けている者の製造、加工、販売等に係るものであるときは、認定を受けられることを定めている。イ、ロが特許庁、認定機関に登録されているのと同じデザインのについて認定申請があつた場合であるのに対し、ハはどこにも登録されていないが周知

となつてゐるデザインについて申請があつた場合についてイ、ロとほぼ同様の規定をしたものである。

〔二三〕ニは、認定を申請したデザインが先のイ、ロ、ハ中のどのデザインにもあたらない場合には、そのデザインが他人の登録実用新案もしくは登録意匠、認定機関の登録を受けてゐるデザインまたは周知デザインと同一または類似のデザインでないとき、またはそのデザインの使用が他人の商標権を侵害することとならないデザインであるときには、認定が受けられることを示してゐる。すなわち、いわゆるオープンデザインか新規性のあるデザインなら認定が受けられるわけである。

〔二四〕左に掲げるデザインは認定が受けられるのである。

(1) 公知あるいはオープンのデザイン（ニでは、第三条第二項第一号に掲げるデザインは除かれてゐる。）

(2) 第三条第二項第二号に掲げるデザイン、すなわち、他人の登録実用新案または登録意匠と同一または類似のデザイン、でないデザイン

(3) 第三条第二項第三号に掲げるデザイン、すなわち、そのデザインの使用が他人の商標権を侵害することとなるデザイン、でないデザイン

(4) 第三条第二項第四号に掲げるデザイン、すなわち、認定機関への登録を受けてゐる他人のデザ

インまたはこれに類似するデザイン、でないデザイン

(5) 第三条第二項第六号に掲げるデザイン、すなわち、日本国内で周知となつてゐる他人のデザインまたはこれに類似するデザイン、でないデザイン

〔一五〕 一号が特定貨物のデザインについて認定を受けられるケースを規定したのに対し、二号は特定貨物の商標について認定が受けられるケースを規定したものである。商標については、申請した商標を使用することによつて、他人の商標権を侵害することとならないときには、認定が受けられることとなつてゐる。デザインおよび商標の両者について認定を受けなければならないことになつてゐるから、いずれか一方の認定が受けられない場合でも、特定貨物の輸出はできないこととなる。

〔一六〕 第二項は、たとえ申請したデザインまたは商標が第一項に該当していても、それを附した特定貨物が輸出されるであろう仕向国の工業所有権を侵害するようなものである場合には、その国に輸出するときに限つて認定をしてはならないことを規定したものであり、その判定の資料として第四条の規定によつて認定機関が記録しているデザインまたは商標が使われるのである。

〔一七〕 たとえば、万年筆が特定貨物である場合において、そのXというデザインについて認定の申請があつたときは、

〔一八〕 その万年筆がA、B、C三国に対し輸出されようとするものであつたとすれば、

「一九」 第四条の規定によつてA国——Xデザイン、B国——Yデザイン、C国——Zデザイン、D国……と記録してあるリスト中のA、B、C三国の欄を見て、XデザインがA国の欄に記録されているXデザインと同一または類似（この場合は同一）であるときは、

「二〇」 第一項の規定にかかわらず、万年筆をA国に輸出する場合には、Xデザインの認定は受けられないのである。（B国、C国に輸出する場合は、認定を受けられる。）

「二一」 右の例で、XデザインがA国における意匠権となつている場合はその意匠権者、Xデザインが周知デザインである場合は、その所有者。

改正特許法等が施行される昭和三十五年四月一日以降は、さきにも触れたごとく、「整理法」第八条により、本条第一項第一号イは次のように改正される。

「イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第一二一号）第二十九条第一項の特許を受けている発明若しくは登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。」

改正の要点は次のとおりである。

(1) 特許発明に係る物品のデザインについても、当該物品が特許法により権利の行使と認められる行為に係るもの——すなわち、特許権者または実施権者の製造、加工、販売その他の取扱に係るもの——であるときは、認定が受けられることとなつた。

(2) 現在は、登録実用新案又は登録意匠と同一のデザインの場合に限つて認定が受けられることとなつてゐるが、改正後は登録意匠と類似のデザインについても、それを附した特定貨物が意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものである限りは、認定を受けられることとなつた。すなわち、改正意匠法で、意匠権の範囲（使用権の範囲）も登録意匠に類似する意匠にまでひろげられ、かつ、二つの登録意匠の類似範囲が重複する場合には、出願日がさきである意匠権が優先することに定められたので、このような類似デザインの特定貨物も「……意匠法により権利の行使と認められる行為に係るもの……」として、認定が受けられることになつたのである。

(認定の有効期間)

第十七条^(一) 認定の有効期間は、その認定をした日から六月をこえない範囲内において特定貨物の品

目^(四)ごとに政令で定める期間とする。

〔一〕 本条は、認定の有効期間を定めたものである。一たん認定を受けたデザインが、その後の事情

の変化により（たとえば、仕向国の工業所有権を侵害すべきデザインとして後になつて認定機関に登録されるにいたつたため）、今後は認定してはならないデザインとなつたとき、一たん認定を受けたがゆえに今後も永久に輸出ができるということではまずいので、認定に有効期間を設けたのである。

〔二〕 この法律で認定とは、第十五条の説明「一〇」で述べたごとく、認定機関が提出されたペーパー・デザインについて行ふ判定と、輸出検査時に上の判定を受けたペーパー・デザインと現物のデザインとが同一か否かについて行なう照合、確認とからなるので、「認定をした日から」とは、この照合、確認があつた日から、ということになる。

〔三〕 「六月をこえない範囲内において」としたのは、およそいかなる貨物でも、輸出検査と並行して行ふデザインの照合、確認を受けてから最大限六カ月以内には、当該デザインを附した特定貨物の船積、輸出を完了するであろうと予想したからである。

〔四〕 右の照合、確認は輸出検査と並行して行なうのが合理的であるが、貨物によつてはその検査は必ずしも積出港で行われるとは限らず、メーカーの段階で行われる場合もある。そのため貨物によつて輸出までに要する期間は長短まちまちなので、これらの事情を勘案して特定貨物の品目ごとに政令で最大期間を定めるようにしたのである。

〔四〕 施行令第二条の別表第二で、万年筆、空気入れビニール玩具および家具の三特定貨物について

は六カ月、カメラ等四特定貨物については三カ月と定められた。

(適用除外)

第十八条^(一) 第十五条の規定は、一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的とする特定貨物であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、適用しない。^(三)

「一」 第十五条の規定により、特定貨物は認定機関の認定を受けた後でなければ輸出してはならないことになつてゐるが、本条では同条の規定の適用を除外するケースについて規定してゐる。

「二」 施行規則第九条では、適用を除外する場合として次の十のケースを掲げているが、いずれも独立の商取引としては意味をもたない程度の場合と考えてよからう。

- (1) 受取人の個人的使用に供される特定貨物を国際郵便により輸出する場合
- (2) 一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的として特定貨物を税関に申告の上別送して輸出する場合
- (3) 一時的に入国して出国する者または永住の目的をもつて出国する者が本人の使用に供することを目的として、特定貨物を携帯し、または税関に申告の上別送して輸出する場合

(4) 本邦にある外国公館が送付する特定貨物を輸出する場合
 (5) 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節または本邦にある外国公館の館員の個人的使用に供される特定貨物を輸出する場合

(6) 本邦の在外公館に送付する公用の特定貨物を輸出する場合

(7) 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機が自己の用に供する特定貨物を輸出する場合

(8) 輸入された特定貨物を本邦において加工せず輸出する場合

(9) その輸出数量が少い場合にはその輸出が輸出品のデザインまたは商標の声価を害するおそれがないと認めて通商産業大臣が指定する品目に属する特定貨物であつて、通商産業大臣が指定する数量以下のものを輸出する場合（具体的には、昭和三十四年通商産業省告示六百六十三号により万年筆、空気入れビニール玩具についてはそれぞれ六ダース以下と定められている。）

(10) 以上のほか、通商産業大臣が特に必要と認めて承認した場合

（通商産業省令への委任）

第十九条 この章に定めるもののほか、認定の申請の手續その他認定に関し必要な手續的事項は、通商産業省令^{〔一〕}で定める。

「一」 施行規則と区分を定める省令とがある。なお、認定申請から輸出にいたるまでのさらに詳細な手続的事項については、それぞれの特定貨物に対応する認定機関の業務規定の中に具体的に規定されている。

第四章 認定機関

本章は、第二章第二項の規定により指定された特定貨物のデザインについての登録および認定の業務を行う機関の指定ならびにこれに対する監督等について規定したものである。

登録および認定という行為は、特定貨物の製造、販売、輸出等を行う者に対し、自由を制限し、または義務を課す等大きな影響を与えるので、本来ならば国がみずからこれにあたるべきであるが、デザインの類似、非類似の判定等は民間専門家が行った方が迅速かつ適確であり、また輸出の実態にも適合していると思われるので適当な民間の公益法人を認定機関に指定して、これにその業務を行わせることとしたものである。上述のように実質的には国の公権力の行使を委任された重要なものであるから、認定機関の指定も厳重な指定基準に基いて行うとともに、これに対する国の監督も一般の公益

法人に対するよりも一段と高度なものが要求されている。

第二十条は、認定機関の指定について、第二十一条は、認定機関としての指定を受けることができない欠格条項について、第二十二条は、通商産業大臣が認定機関として指定をする場合の指定基準について定め、第二十三条は、通商産業大臣が認定機関として指定した場合認定機関の名称、登録および認定の業務を行う事業所の所在地等の公示をすべきことを規定し、第二十四条は、認定機関に登録および認定の依頼があつた場合の審査の義務を規定している。

第二十四条から第二十八条までは、認定機関が業務規定の設定、その業務規定の変更をしようとするとき、業務の休廃止をするとき、事業計画および収支予算の作成、またはその変更をしようとするとき、役員、審査人の選任、解任をしようとするとき、通商産業大臣の認可を受けなければならないことを規定している。第二十九条は、認定機関の役員もしくは職員またはこれらの職にあつた者に秘密保持義務等を課すことを規定し、第三十条は、認定機関の業務に関し通商産業大臣は、監督上必要な命令を、または、第三十一条は、認定機関がこの法律の規定に違反する等の行為があつたときは、指定の取消または一定期間の業務停止を命ずることができ、第三十二条は、帳簿を備えて登録および認定に関し、必要な事項を記載すべき義務を課している。第三十三条は、特定貨物が輸出検査法の規定による指定品目であるときは、その事務の円滑な運営を計るため、検査機関と緊密に係をを行うべ

きことを規定し、第三十四条は、認定機関が、登録および認定を行うに必要な事項について国が援助に努めるべきことを規定している。

(指定)

第二十条 ^(一) **第三条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分** ^(二) **ごとに、登録及び認定を行おうとする者の申請** ^(三) **により行う。**

〔一〕 本条は、認定機関の指定について定めている。認定機関の指定は、登録および認定を行おうとする者の申請をまつて行うのであり、申請しない者を一方的に指定することはできない。

〔二〕 「通商産業省令で定める区分」とは、特定貨物の品目についての区分であり、数品目を合せて一区分とすることもあるし、また一品目がそのまま一区分になるものもある。

申請者は、この区分にしたがつて申請をすることが必要であり、この一区分として定められた品目の一部の登録および認定の業務を行うこととして申請をすることができない。また一区分以上の区分について登録および認定の業務を行おうとする者は、その区分ごとに申請をする必要がある。ここでいう区分は、認定機関指定基準規則（昭和三十四年九月通商産業省令第九十六号。以下「指定規則」という。）で定められている。

なお、本条による指定の申請がない場合には、第三十五条第一項の規定により通商産業大臣が登録および認定の業務を行うこととなる。

〔三〕 「申請」は、第二十一条に規定する欠格条項に該当する事実の有無および第二十二条の指定基準に適合しているかどうかを判定するため、施行規則第十条の規定により指定申請書三通に前記の判定をするために必要な書類（定款または寄附行為および登記簿の謄本、財産目録、貸借対照表、事業報告書および収支決算書、事業計画および収支予算、役員およびその略歴ならびに社団法人にあつては社員の氏名または名称、登録および認定を行うため所有している資料の種類および数、審査人の数、氏名および略歴、事業所の所在地等）を添付して通商産業大臣に提出しなければならない。

（欠格条項）

第二十一条^{〔二〕} 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

一^{〔一〕} この法律又は外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、輸出入取引法若しくは輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二^{〔三〕} 第三十一条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三^{〔四〕} その業務を行う役員のうちに第一号に該当する者がある者

〔一〕 次条では認定機関に指定されるための資格が積極的に定められているが、本条は、消極的に一般に認定機関に指定されるのに障害となる事由について定めている。本条の各号の一に該当する者は、指定の申請をしても申請は受理されない。

〔二〕 第一号は、申請者自体が指定を受ける資格がない場合であり、外国為替及び外国貿易管理法、輸出入取引法または輸出検査法の規定による罪を犯して刑に処せられた者は、輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的とする本法の認定機関として、その公正な登録および認定の業務の実施が期待できないために設けられた規定である。

〔三〕 第三号は、前号同様に申請者自体が指定を受ける資格がない場合であつて、本法の規定に違反したとき、通商産業大臣の認可を受けた業務規定によらないで登録または認定をしたとき、通商産業大臣の業務規定の変更および監督命令に違反したとき等法第三十一条第一項の規定により指定が取り消された者は、取消後一定期間は認定機関として不適当と認められるからである。

〔四〕 第三号は、申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに前記第一号に該当する者がいる場合は、その認定機関の業務が登録および認定の公正な実施に支障をおよぼすおそれが

あるからであり、したがつて、本号に該当する者は、その欠格事由となる役員を除くことによつて申請が受理されることとなる。

(指定基準)

第二十二條^(一) 通商産業大臣は、第三條第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 登録及び認定に必要な資料を有すること。^(二)

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がデザイン又は商標の審査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。^(四)

三 登録又は認定を行うため通商産業省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。^(五)

四 民法^(七)（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が登録及び認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。^(六)

五 登録及び認定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて登録及び認定が不公正になるおそれがないものであること。^(八)

〔九〕 登録及び認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

〔一〇〕 七、その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

〔一一〕 本条は、通商産業大臣が認定機関を指定する場合の基準について規定したものである。特定貨物の登録および認定の業務は、本来国がみずから行うべき性質のものを認定機関がその委任を受けて行うものであるから、認定機関の性格は公正かつ円滑にその業務を行いうるものでなければならぬ。したがつて、認定機関の性格を嚴重に規制する必要があるので、認定機関の指定にあたつては本条の各号に掲げる条件の全部を備えていることが確認されなければ指定してはならない旨規定している。

〔一二〕 「登録及び認定に必要な資料」とは、認定機関が登録および認定の審査を行う場合にその基礎となるべき必要な限度における資料であつて、たとえば、わが国の実用新案公報、意匠公報、商標公報、外国の工業所有権関係の資料、内外の周知デザインに関する資料、内外のデザインに関する刊行物等である。

〔一三〕 「省令で定める条件に適合する知識経験を有する者」とは、デザインの登録および認定を行う

ための審査は、十分な知識経験をもつた者（以下「審査人」という。）によつて行われる必要があるの
で、特定貨物の品目ごとに指定規則により定めている。

指定規則に定められる審査人の条件

(1) 万年筆、空気入れビニール玩具および家具の場合

イ 学校教育法による大学、旧大学令による大学および旧専門学校令による専門学校を卒業した
ものであつて、昭和二十一年以後一年以上デザイン、商標または品質検査に関する業務の経験が
ある者

ロ 学校教育法による高等学校または旧中学校令による中等学校を卒業したものであつて、昭和
二十一年以後一年以上デザイン、商標または品質検査に関する業務の経験がある者

ハ 通商産業大臣が前記イまたはロと同等以上の能力を有すると認めた者

(2) 携帯写真機、撮影機、映写機および電気露出計の場合

イ 学校教育法による大学、旧大学令による大学および旧専門学校令による専門学校の工業に関
する学科において機械もしくは意匠に関する科目を修得して卒業したものであつて、昭和二十一
年以後一年以上デザイン、商標または品質検査に関する業務の経験がある者

ロ 学校教育法による高等学校または旧中等学校令による中等学校の工業に関する学科において

機械もしくは意匠に関する科目を修得して卒業したものであつて、昭和二十一年以後二年以上デザイン、商標または品質検査に関する業務の経験がある者

ハ 通商産業大臣が前記イまたはロと同等以上の能力を有すると認めた者

〔四〕「省令で定める数」とは、特定貨物の輸出数量と登録および認定に要する時間等を勘案して、審査を適確かつ円滑に実施するに必要な人数を特定貨物の品目ごとに指定規則により定めている。この定められる数は必要最少限の数であり、その数以上の審査人で審査を行うことはより好ましいことである。

指定規則に定めている特定貨物別の審査人の数

(1) 万年筆、家具、携帯写真機、撮影機、映写機および電気露出計 四人

(2) 空気入れピニール玩具 三人

〔五〕「省令で定める地域」としては、特定貨物の生産地、集荷地、輸出港である地域であつて、通常府県を単位として指定される。

指定規則で定めている特定貨物別の地域

(1) 万年筆 東京都、大阪府

(2) 空気入れピニール玩具 東京都、愛知県、大阪府

(3) 家具Ⅱ東京都、愛知県、兵庫県

(4) 携帯写真機、撮影機、映写機、電氣露出計Ⅱ東京都

〔六〕 認定機関の登録および認定の業務を行う事業所は、いやしくも通商産業省令で必要と認めて指定した地域には最少限一以上の事業所を有し、いかなる認定依頼にも応じられる態勢にあることが必要であるからである。

〔七〕 本号は、認定機関の性格を規制する最も根本的な規定であり、前段では、認定機関の業務は中立公正に行われることが必要であるから営利を目的とする法人等では適当でなく、民法第三十四条の規定により設立された公益法人でなければ指定され得ないことを定めている。

また、後段では、公益法人であつてもその役員または社員の構成が一部の限られた者の利益代表となり、登録および認定の公正な実施に支障をおよぼすおそれがあるものは、不適当であることを規定している。

ここで認定機関の役員または社員について要請されていることは、認定機関の行う登録および認定の業務の公正な実施に支障をおよぼすおそれがないように役員等の構成がなされているということであつて、必ずしも個々の役員等が全部第三者的な立場の者（すなわち関係業界人以外の者）でなければならぬということではない。ただし、役員等については、第二十八条の規定によりその選任およ

び解任が通商産業大臣の認可を受けなければならないこととされているので、内容的には個々の役員がすべて公正中立な人柄であることが要請されている。

〔八〕 認定機関が登録および認定の業務のほかに、たとえば、デザインの振興事業としてデザインのコンクール、展示会、講習会等を行つている場合も予想されるが、これらの業務を行うことによつて登録および認定の業務が不公正になるおそれがあるとは考えられない。

〔九〕 本号は、認定機関の登録および認定の事務を適確かつ円滑に行うために十分な経験的基礎を有することを規定している。

〔一〇〕 「必要な経理的基礎」とは、特定貨物の登録および認定依頼件数が市況の変化等により一時的に急激に減少してもある一定期間は自力で審査人の俸給等をまかなえるだけの経理的安定性を有することであり、この程度の経理的基礎を有する者でなければ登録および認定を適確かつ円滑に行うことができないと認めたからである。

〔一一〕 本号は、認定機関の乱立を防止するための規定である。同一の特定貨物について二以上の認定機関が存在する場合は、登録申請を受理したときの先後願の連絡、資料の交換整備、認定機関により登録および認定に関する判断の相異等登録および認定の業務に支障をおよぼすおそれもあり、これが適確かつ円滑に実施するためには、同一貨物については一の認定機関ということが実情に適してい

ると考えられる。

(指定の公示等)

第二十三條^(一) 通商産業大臣は、第三條第一項の指定をしたときは、その認定機関の名称、住所、同項の通商産業省令で定める区分並びに登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を官報に公示し^(二)なければならない。

2 ^(三) 認定機関は、登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 ^(四) 認定機関は、その名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 ^(五) 通商産業大臣は、第二項の認可をし、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

〔一〕 本条は、通商産業大臣が認定機関を指定した場合または認定機関の名称または住所の変更の届出があつた場合の公示義務につき規定したものである。

〔二〕 通商産業大臣は、認定機関を指定したときは、認定機関に登録または認定を申請する者の便に

供するため、認定機関の名称、住所、登録および認定を行う特定貨物の品目の区分およびその業務を行う事業所の所在地を官報に公示すべきことを規定しており、昭和三十四年十月通商産業省告示第五百三十一号（輸出品デザイン法第三条第一項の登録および同法第十五条の認定を行う認定機関の名称、住所、登録および認定の区分ならびに登録および認定の業務を行う事業所についての公告）により公示されている。

〔三〕 本号は、認定機関の登録および認定の業務を行う事業所の変更について通商産業大臣の認可を必要としたものであり、施行規則第十一条第一項の規定により事業所変更認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。通商産業大臣は、当該認可をしたときは、その旨を官報に公示し、登録および認定の申請をする者の便に供することとなつている。

〔四〕 本号は、認定機関がその名称または住所を変更したときは、通商産業大臣に届け出ることを義務付けたものであり、施行規則第十一条第二項の規定により名称等変更届出書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。通商産業大臣は、当該届出があつたときは、その旨を官報に公示することとなつている。

（審査の義務）

審査の義務は、登録及び認定を受けるべき事業所が、本法の定めるところに従って、

第二十四条^(一) 認定機関は、登録又は認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、^(三)遅滞なく、その審査をしなければならない。

2^(三) 前項の審査は、第二十二條第二号に規定する者にさせなければならない。

〔一〕 本条は、認定機関が登録および認定を行う際の義務に関する規定である。

第一項は、登録または認定の申請があつたときは、正当な理由がある場合を除き、可及的すみやかに登録すべきものか否か、認定すべきものか否かの審査を行うことを義務付けている。

〔二〕 「正当な理由がある場合」としては、不慮の災害等の不可抗力により登録または認定の審査を行うことができなくなつた場合、施行令の規定により定められた手数料の納付がない場合等が考えられる。

〔三〕 第二項は、この審査は、第二十二條第二号の規定により指定規則で定める条件を備えた審査人に実施させなければならないことを定めている。

(業務規定)

第二十五条^(一) 認定機関は、登録及び認定の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、^(三)通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項^{〔四〕}は、通商産業省令で定める。

3^{〔五〕} 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が登録及び認定の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

〔一〕 本条は、認定機関の登録および認定の業務に関する規定であり、その内容は通商産業省令すなわち、施行規則で定めることとなつてゐる。

〔二〕 業務規定の認可を受けようとするときは、施行規則第十二条第一項の規定により業務規定認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

〔三〕 業務規定の変更の認可を受けようとするときは、施行規則第十二条第三項の規定により業務規定変更認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

〔四〕 「業務規定で定めるべき事項」とは、施行規則第十二条第二項の規定により次のように定められている。

- (1) 登録および認定の業務を行う時間および休日に関する事項
- (2) 登録および認定の業務を行う場所に関する事項
- (3) 手数料の収納の方法に関する事項

(4) 登録および認定の方法に関する事項

(5) 認定の表示に関する事項

(6) 認定証明書の交付に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、登録および認定の業務に関し必要な事項

〔五〕 第三項は、通商産業大臣が業務規定を認可したときはその内容が適當であつたが、その後の事情の変更により不適當となつたと認めたときの変更命令を規定したものである。

(業務の休廃止)

第二十六條 ^{〔一〕} 認定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録及び認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

〔一〕 本条は、認定機関の業務の休廃止に関する規定である。特定貨物は、認定機関の認定を受けた後でなければ輸出することができないものであり、また一方認定機関の数は第二十二條第七号の規定により必要最少限度に制限されているから、その業務の休止または廃止することにより特定貨物の輸出に与える影響は極めて大きいことになるので、通商産業大臣の許可を受けなければ業務の休廃止は

できないこととしたものである。

認定機関が通商産業大臣の許可を受けなくて業務の全部を廃止したときは、第四十七条第一号の規定によりその違反行為をした認定機関の役員等は三万円以下の罰金に処せられる。

また、認定機関が許可を受けて業務の休廃止をしたときは、第三十五条第一項第二号の規定により通商産業大臣がその休廃止の範囲内における登録および認定の業務を行うことになる。

通商産業大臣が、業務の休止または廃止の許可をしたときは、その旨官報に公示し、登録および認定の申請をする者の便に供することとなっている。

〔二〕 業務の休止または廃止の許可を受けようとするときは、施行規則第十三条の規定により業務休止等許可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(事業計画等)

第二十七条〔一〕 認定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び計収支予算を作成し、通商産業大臣の認可〔二〕〔三〕を受けなければならない。これを変更〔四〕しようとするときも、同様とする。

2 〔五〕 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成

し、通商産業大臣に提出しなければならない。

〔一〕 本条は、事業計画および収支予算の認可を受ける義務と事業報告書および収支決算書の提出義務とを規定したものである。

〔二〕 「事業計画および収支予算の認可」は、認定機関の登録および認定能力、経理的基礎と登録および認定の予定申請件数とを勘案して適当と認める場合にのみ認可することとし、不適當な場合は、事業計画等の再提出を命ずることとなる。

〔三〕 事業計画および収支予算の変更の認可を受けようとするときは、施行規則第十四条第一項の規定により事業計画等認可申請書二通に事業計画書および収支予算書を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

〔四〕 事業計画および収支予算の変更の認可を受けようとするときは、施行規則第十四条第二項の規定により事業計画等変更認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

〔五〕 第二項の事業報告書および収支決算書の提出を義務付けたのは、通商産業大臣が常に認定機関の登録または認定の能力およびその経理的基礎を把握しておき、必要があれば、認定機関の業務能力の増強、手数料の改訂その他適切な処置をとらしめることができるようにするためである。

(役員等の選任及び解任)

第二十八條^(一) 認定機関の役員又はデザイン若しくは商標の審査を行う者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可^(四)を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〕 本条は、認定機関の役員または審査人を新たに選任したり、または解任するときは、通商産業大臣の認可を受けなければ無効であることを明らかにしている。

〔二〕 認定機関は、中立公正であることが必要とされるのであつて、その意思決定機関である役員および審査人の選任は、デザインの模倣を事前に防止しようとする本制度の運営に支障をおよぼすおそれがないよう配慮し、通商産業大臣の認可を必要とすることにしたものである。なお、本条の選任は、認定機関になつた後に選任行為があつた場合であつて、指定時において選任されている者については、本条は適用されない。

〔三〕 認定機関は、当該役員等が業務を行うことを前提として指定を受けたものであるので、これらの者がその職を離れることを確認する必要がある、かつ、役員または審査人が登録または認定の利害関係者等からの圧迫等によつて不当に解任されるような事態の発生を防止するためである。

なお、この解任には、死亡、役員における任期満了等当然その任を離れる場合は含まれないが、本

人の意思により退職する場合は含まれるものと解釈する。

〔四〕 役員または審査人の選任または解任の認可を受けようとするときは、施行規則第十五条の規定により役員選任等認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十九条^{〔一〕} 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録又は認定の義務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用^{〔三〕}してはならない。

2^{〔二〕} 登録又は認定の業務に従事する認定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

〔一〕 本条は、認定機関が行う登録および認定の業務は、本来国がみずから行うべき性格のものであるので、その業務に従事する役員、職員またはこれらの職にあつた者の秘密保持義務と、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることを規定したものである。

〔二〕 「盗用」とは、たとえば、認定機関の審査人が登録申請中のデザインを模倣して、特定貨物を生産、販売することである。

第一項の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、または盗用した者は、第四十

五条の規定により一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられる。

〔三〕 第二項で「刑法その他の罰則の適用については、法令により、公務に従事する職員とみなされる」ため、役員または職員について、たとえば、刑法第二編第二十五章の読職の罰に関する規定が適用されることになる。

（監督命令）

第三十条^{〔一〕} 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

〔一〕 本条は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣が認定機関に対して一般的な監督命令を発し得ることを規定したものである。本条の監督命令としては、たとえば、認定機関が第二十二條の指定基準に適合しなくなつたと認められる場合に発する適合命令、認定機関がこの法律の規定に違反したが未だ指定の取消、業務停止を命ずるほどにはいたらない場合、または認定機関の業務の運営の方法が妥当でない場合において発する命令等が予想される。

（指定の取消等）

第三十一条^{〔一〕} 通商産業大臣は、認定機関が次の各号の一に該当するときは、第三條第一項の指定を

取り消し、又は一年以内の期間を定めて登録及び認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(三)

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十五条第一項の認可を受けた業務規定によらないで登録又は認定をしたとき。

三 第二十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は登録及び認定の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

〔一〕 本条は、認定機関の指定の取消、業務の停止命令について規定したものである。

認定機関の役員または職員の違反行為については、第六章の罰則の適用があるが、認定機関自体に対しては、本条による指定の取消、業務の停止命令が適用されることとなる。

認定機関が指定の取消または登録および認定の業務の停止の命令を受けたときは、第三十五条第一項第三号の規定により通商産業大臣がその業務の停止の範囲内において登録および認定を行うこととし、輸出貿易の阻害をきたさないよう配慮が行われている。

〔二〕「この法律の規定に違反したとき」とは、第三条、第五条の規定に違反して登録したとき、第四条の規定によるデザイン等の記録をしなかつたとき、第十六条の規定に違反して認定したとき、第二十四条の規定に違反して審査の義務をおこたり、または審査人以外の者に審査をさせたとき、第二十六条の規定に違反して許可を受けないで登録および認定の業務を休止し、または廃止したとき、第二十七条の規定に違反して事業計画および収支予算の認可を受けずまたは事業報告書、収支決算書等の提出を怠つたとき等のことである。

〔三〕通商産業大臣は、指定を取り消し、または登録および認定の業務の停止を命じたときは、一般に周知せしめるため、官報に公示することとなつてゐる。

（帳簿の記載）

第三十二条〔一〕認定機関は、帳簿を備え、登録及び認定に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

〔一〕本条は、認定機関の帳簿記載義務に関する規定である。これは通商産業大臣が必要とあればこの帳簿を検査することによつて、登録および認定の業務に関する状況を知ることができるようにするためである。

なお、本条の帳簿記載義務に違反した認定機関の役員または職員は、第四十七条第二号の規定により三万円以下の罰金に処せられる。

認定機関は、施行規則第十六条の規定により、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 登録または認定の申請をした者の氏名または名称
- (2) 登録または認定の申請を受けた年月日
- (3) 登録および不登録の別
- (4) 登録を受けたデザインに係る特定貨物の品目
- (5) 認定を受けたデザイン等に係る特定貨物の品目、数量および仕向国
- (6) 登録または認定を行った年月日
- (7) 登録または認定の番号

(検査機関との関係)

第三十三条^{〔一〕} 認定機関は、その認定をする特定貨物が輸出検査法第二条第一項に規定する指定貨物であるときは、当該特定貨物の輸出検査を行う政府機関又は同法第七条に規定する指定検査機関と緊密に係り、その業務の円滑な運営を図らなければならない。

〔一〕 本条は、特定貨物が輸出検査法に規定する指定貨物であるときは、認定機関はその特定貨物の

輸出検査を行う政府機関または指定検査機関と緊密に連係をとつてその業務の円滑な運営を図るべきことを定めたものである。

認定の業務の一段階として認定を受けたペーパーデザインと輸出品の現物との照合、確認という行為があるが、これは輸出検査を行うときに同時に行うことが最も能率的であるので、認定機関と検査機関との間には、人的にも物的にも常に緊密な連係をとられることが必要である。

(国の援助)

第三十四条^{〔一〕} 国は、認定機関の登録及び認定の業務の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、その資料の確保、審査の指導その他の援助に努めるものとする。

〔一〕 本条は、認定機関の行う登録および認定の業務に対する国の援助について規定したものである。

特定貨物の登録および認定の業務は、本来国が行うべき性格のものであるが、その円滑な運営を期待して公益法人たる認定機関に任せているのであり、特定貨物として指定したために業者負担となる手数料の軽減もあわせ考え認定機関が登録および認定を行う際に必要とする資料（たとえば、当該特定貨物の特許庁関係の公報、外国工業所有権関係資料、内外のデザイン関係刊行物その他公知関係資

料等)の確保、審査人に対する指導その他の面において国が援助を行うことに努めるべきことを明らかにしたのである。

第五章 雑 則

本章は、第三十五条において、特定貨物が政令で指定されたが認定機関になろうとして申請する者が不在の場合等に通商産業大臣が登録および認定の業務を直接行うことも理論的にはありうるので、その業務の内容を定め、第三十六条において、特定貨物の指定については事前に輸出入取引審議会に諮問すべきことを定め、第三十七条および第三十八条においては、登録もしくは認定を受ける者、輸業者または認定機関に対し、この法律の施行に必要な限度における報告の徴収および立入検査について定め、第三十九条において、認定を受けずに輸出した者に対する行政処分を定め、第四十条および第四十一条においては、聴聞および異議の申立について定め、第四十二条においては、登録の申請、登録、登録の更新および認定の申請をする者が認定機関に納付する手数料の額を定めている。

(通商産業大臣の行う登録及び認定)

第三十五条 (一) 通商産業大臣は、次に掲げる場合には、当該特定貨物のデザイン及びそれに附される商標について、登録及び認定を行う。ただし、第二号又は第三号に掲げる場合には、当該事務の

休止若しくは廃止又は当該業務の停止の範囲内における登録及び認定に限るものとする。

(11) 一の貨物が特定貨物として定められた場合において、当該特定貨物について第二十条の申請がないか、又はその申請のいずれについても第三条第一項の指定をすることができないとき。

二 認定機関が第二十六条第一項の許可を受けて登録及び認定の業務を休止し、又は廃止したとき。⁽¹²⁾

三 認定機関が第三十一条第一項の規定による指定の取消又は登録及び認定の業務の停止の命令を受けたとき。⁽¹³⁾

2 ^(五) 前項の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における第二章及び第三章並びに第四十二条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「通商産業大臣が指定する者（以下「認定機関」という。）とあり、又は同条第二項、第四条、第五条第二項、第六条第一項若しくは第三項、第七条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条若しくは第四十二条第一項中「認定機関」とあるのは、「通商産業大臣」とする。

3 通商産業大臣は、第一項第二号又は第三号の規定により登録及び認定を行うときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第一項第二号又は第三号の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における必要な

経過的措施は、政令で定める。

〔一〕 本条は、通商産業大臣が登録および認定の業務を行う場合に関する規定である。

登録および認定の業務は、その迅速かつ、適確な運営を期するため、民間の認定機関に実施させることを原則としているが、特定貨物を政令で指定したが認定機関にならうとして申請する者がなく、申請はあつたが指定基準に適合しないため指定することができないとき、認定機関が業務を休止または廃止したとき、指定が取り消されたときまたは登録および認定の業務の停止を命じられたときには通商産業大臣がみずから登録および認定の業務を行うこととし、本条ではこれに関することを規定している。

〔二〕 第一号は、ある貨物が特定貨物に指定されたがその特定貨物の認定機関に指定されたいという申請がない場合または申請があつても第二十二条の指定規則に適合しないため指定することができない場合のことである。

〔三〕 認定機関の登録および認定の業務の全部または一部の休止または廃止は、第二十六条の規定により通商産業大臣の許可を受けなければならないが、その許可を受けた場合は、その許可を受けた範囲内の登録および認定の業務について通商産業大臣が行うこととなる。

〔四〕 第三十一条第一項の規定により一年以内の期間を定めて業務の停止を命じられた場合は、その業務の停止の範囲内における業務について通商産業大臣が行うこととなる。

〔五〕 通商産業大臣が登録および認定を行う場合における第二章（デザインの登録）、第三章（デザインの認定）および第四十二条第一項（手数料の納付）の規定を適用する場合、関係条文中「認定機関」とあるのを「通商産業大臣」と読み替えることについて規定したものである。

〔六〕 「必要な経過的措置」を定める必要がある場合としては、たとえば、認定機関が第二十六条第一項の許可を受けてその業務を休止または廃止したとき、第三十一条第一項の規定により指定を取り消されたりまたは業務の停止を命じられたとき等の認定機関に登録されたデザインの取扱、これら認定機関に登録または認定を申請中のデザイン等の取扱を決める等が予想される。現在のところ通商産業大臣がみずから登録および認定の業務を行うことは予想していないので、本項に基く政令はまだ制定されていない。

（輸出入取引審議会への諮問）

第三十六条〔^二〕 通商産業大臣は、第二条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

〔一〕 本条は、特定貨物を定める政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならないことを定めたものである。

どの貨物を特定貨物として定めるかは、極めて重要なことであり、第二条第二項の規定により「輸出入貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要であり、かつ、輸出入取引法の規定による適法な共同行為をもつてしてはデザインの模倣防止の目的を達成することが困難であると認められる貨物」に限定しているが、さらに輸出入取引等に関する重要事項の調査審議を行うことを目的としている輸出入取引審議会にはかることにより万遺憾なきを期したのである。

（報告の徴収）

第三十七条^{〔一〕} 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録若しくは認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者に対し、その特定貨物の品目、デザイン、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又はその特定貨物に附される商標に関し報告をさせることができる。

2^{〔二〕} 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

〔一〕 本条は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣が報告を徴収することができる

ことを規定したものである。

第一項は、登録もしくは認定を受ける者または特定貨物の輸出業者の報告義務である。通商産業大臣は、報告を徴収することによつて、特定貨物の所在地、数量、輸出の時期等が明らかになるので必要に応じていつでも次条の規定による立入検査を実施して適当な措置をとることができる。

なお、この報告の徴収は、いずれも特定の者または特定の場合であつて、通商産業大臣が報告を求めない限り報告をする義務はない。また本項の違反に対しては、第四十六条の規定による罰則の適用がある。

〔二〕 第二項は、認定機関の報告義務であるが、これにより通商産業大臣は認定機関の業務および経理の状況を把握し、必要に応じ監督上の命令をしたりその他所要の措置を講ずることができる。なお、本項の違反に対しては、第四十七条の規定による罰則の適用がある。

(立入検査)

第三十八条^{〔一〕} 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〔一〕 本条は、立入検査に関する規定である。立入検査は、前条の報告の徴収とあいまって違反行為の発見、認定機関の業務状況の検査等を通じ、本法の実効を確保するための手段となる。本条の規定に違反した者は、第四十六条または第四十七条の規定による罰則の適用がある。

〔二〕 立入検査をする職員は、施行令第十七条の規定で定める「立入検査証」を携帯し、関係人に提示することになっている。

（輸出停止命令）

第三十九条^{〔一〕} 通商産業大臣は、第十五条の規定に違反して特定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間^{〔三〕}を限り、特定貨物の品目^{〔三〕}を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

「一」 本条は、認定機関の認定を受けないで特定貨物を輸出した者に対する輸出停止命令を規定したものである。

本来、法律の違反者に対する処分は、罰則の規定により行うべきであり、違反行為があつたかどうか、またはその違反者に対していかなる処分をすべきかは裁判所の判決によるものであるが、最近のように輸出競争が激化してくると、罰則の適用があることを意識しつつ違法の輸出を行うものも皆無とはいえない。このような場合にはむしろ制裁のための輸出停止命令をもつて臨む方が実効があがると考えられるので、通商産業大臣は、一年以内の期間を限り、特定貨物の品目を定めてその輸出の停止を命ずることができるとした。

「二」 「一年以内の期間」とは、一たび一年間の輸出停止命令を受けたにもかかわらずそれに違反した場合等あらためて一年以内の輸出停止を命ずることもある。

「三」 「特定貨物の品目」とは、通常違反して輸出した当該特定貨物の品目が考えられるが、場合によつては、それ以外の特定貨物を定めることもあり得る。

なお、本条の輸出停止命令に違反して特定貨物を輸出した者は、第四十三条の規定により、三年以下の徴役または三十万円以下の罰金に処せられる。

(聴聞)

第四十条 通商産業大臣は、第三十一条第一項の規定による処分をしようとするときはその処分に係る認定機関に対し、前条の規定による処分をしようとするときはその処分に係る者に対し、相
 当な期間において予告をした上、公開による聴聞^(二)を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、
 意見を述べる機会を与えなければならない。

〔一〕 本条は、認定機関の指定の取消、一定期間の登録および認定の業務の全部または一部の停止を行おうとするとき、輸出停止命令を出そうとするときは公開の聴聞を行わなければならないことを定めたものである。

〔二〕 「聴聞」は、施行規則第十八条の規定により、通商産業大臣またはその指名する職員が議長として主宰する聴聞会において行う。議長は、

(1) 施行規則第十九条の規定により、必要があるときは、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の参考人に聴聞会に出席することを求めることができる。

(2) 施行規則第二十一条の規定により、聴聞の終了後次の事項を記載した調書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(イ) 事案の件名

(ロ) 聴聞の期日および場所

(ハ) 議長の名および職名

(ニ) 聴聞会に出席した当事者、参考人および利害関係人の氏名および住所

(ホ) 陳述（口述書によるものを含む。）の要旨

(ヘ) 証拠が提示されたときは、その内容および提示した者の氏名

(ト) その他参考となるべき事項

〔三〕 第三号は、処分に係る者および利害関係人に対し、証拠の提示および十分な弁明の機会を与えなければならないことを規定している。

また利害関係人が意見を述べようとするときは、施行規則第二十条の規定により書面をもつて事案について利害関係のあることを疎明しなければならないこととなっており、当事者または利害関係人は、施行規則第二十二条の規定により聴聞会の調書を閲覧することができる。

（異議の申立）

第四十一条^(一) この法律の規定による通商産業大臣又は認定機関^(三)の処分に対し不服のある者は、その

旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立^(四)をすることができる。この場合において、

認定機関の処分に対する異議の申立は、その処分をした認定機関を経由^(五)してしなければならない。

2^(六) 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行つた後、

文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

〔一〕 本条は、この法律に基いて通商産業大臣または認定機関の行つた処分に対する異議の申立に関する規定である。なお、本条の異議の申立に対する通商産業大臣の処分に不服のある者は、さらに行政事件訴訟特例法第二条の規定による訴を提起することができる。

〔二〕 通商産業大臣の行つた処分とは、認定機関の指定、認定機関に対する指定の取消または業務の停止命令、輸出停止命令、通商産業大臣の行つた、登録および認定に関する処分等である。

〔三〕 認定機関の行つた処分とは、登録または登録拒絶の決定、登録の取消、登録の取消の請求に基いて認定機関の行つた処分認定または認定の拒絶等である。

〔四〕 通商産業大臣に対する異議の申立は、施行規則第二十三条の規定による異議申立書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

〔五〕 認定機関の行つた処分に対する異議の申立について認定機関を経由しなければならないこととしたのは、認定機関に自己の行つた処分に対する再検討の機会を与えるためである。

〔六〕 第二項は、通商産業大臣が、異議の申立を受理したときは前条の公開の聴聞を行つた上で決定し、異議の申立をした者に通知することを規定している。

（手数料）

第四十二条〔一〕 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める額の手数料を認定機関に納付しなければならない。

納付しなければならない者		金 額
一 登録申請をする者		一件につき五百円
二 登録を受けた者		一件につき六千円
三 登録の有効期間の更新の申請をする者		一件につき三千円
四 認定の申請をする者		当該認定に係る特定貨物の輸出価格の千分の三

2 登録を受けた者が納付すべき手数料は、第六条第三項の通知を受けた日から十五日以内に納付

しなければならない。

〔一〕 本条は、登録および認定に関する手数料について定めたものである。

本条第一項の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる金額の範囲内の手数料を納付すべきことが義務付けられているが、その手数料は特定貨物の品目ごとに同表下欄の金額の範囲内で政令で定められることとなっている。

特定貨物の品目に指定された万年筆、空気入れビニール玩具、家具、写真機、撮影機、映写機および電気露出計の手数料は、次のとおりである。

- (1) 登録申請をする者が納付する手数料は各品目とも、一件につき五百円
- (2) 登録を受けた者が納付する手数料
 - (イ) 万年筆、空気入れビニール玩具および家具の部品Ⅱ一件につき二千円
 - (ロ) 家具Ⅱ一件につき二千五百円
 - (ハ) 写真機およびそのボディⅠ、撮影機およびそのボディⅠおよび映写機Ⅱ一件につき五千円
 - (ニ) 撮影レンズ、映写レンズおよび電気露出計Ⅱ一件につき三千円
- (3) 登録の有効機間の更新の申請をする者の手数料

各品目とも登録手数料の半額

(4) 認定の申請をする者の手数料

(1) 家具Ⅱ当該貨物をF O B建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるF O B建の代金の額に千分の二を乗じて得た額

(2) 家具以外の品目Ⅱ前記の千分の一

〔二〕登録を受けた者が第二項で定める期間内に所定の手数料を納付しなかつたときは、第十一条第一項の規定により当該登録を取り消されることがある。

第六章 罰 則

第四十三条^{〔一〕} 第三十九条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2^{〔三〕} 前項の未逐罪は、罰する。

〔一〕 本条は、第三十九条の輸出停止命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することを定めたものである。この場合、外国貿易船または航空機に特定貨物を積み込んだときをもつて、輸出の行為があつたものとみなす。なお、本条の違反行為について

は、第四十八条の両罰規定の適用がある。

〔二〕 第二項は、第一項の未遂罪を罰する規定である。未遂罪は税関に対する特定貨物の輸出申告をもつて実行の着手があつたものと考ええる。なお、この場合の刑は、刑法第四十三条によつて、第一項の刑に任意的減刑を加えたものになる。

第四十四条^{〔一〕} 第三十一条第一項の規定による登録及び認定の業務の停止命令に違反した場合には、

その違反行為をした認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

〔一〕 本条は、第三十一条第一項の規定により、通商産業大臣の登録および認定の業務の停止命令を受けた認定機関がその業務の停止命令に違反して業務を行つた場合における認定機関の役員または職員に対する罰則の規定である。

第四十五条^{〔一〕} 第二十九条第一項の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

〔一〕 本条は、認定機関の役員もしくは職員またはこれらの職にあつた者が、第二十九条第一項の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、または盗用した者に対する罰則に関する規

定であるが、国家公務員法第百九条の規定に準じて、一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処することとした。

第四十六条^(一) 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

〔一〕 本条は、第三十七条第一項の規定により、登録もしくは認定を受ける者または特定貨物の輸出業者に対し、通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において報告を求めたが、報告をせず、または虚偽の報告をした者および第三十八条第一項の規定による認定を受ける者または指定貨物の輸出業者の事業所等の立入検査を拒み、妨げまたは忌避した者に対する罰則の規定である。

なお、本条の違反行為については、第四十八条の両罰規定の適用がある。

第四十七条^(一) 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした認定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一^(二) 第二十六条第一項の許可を受けないで登録及び認定の業務の全部を廃止したとき。

〔三〕 第三十二条の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

〔四〕 第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

〔五〕 第三十八條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

〔一〕 本条は、次の各号に掲げる違反があつた場合その違反をした認定機関の役員または職員は、三万円以下の罰金に処することを定めたものである。

〔二〕 第一号は、認定機関が通商産業大臣の許可を受けないで、登録および認定の業務の全部を廃止したとき。

〔三〕 第二号は、認定機関は、帳簿を備え、登録および認定に関し、施行規則第十六条まで定める事項を記載しなければならないが、同規則に定める内容を記載せずまたは虚偽の記載をしたとき。

〔四〕 第三号は、通商産業大臣は、第三十七條第二項の規定により認定機関に対し、その業務または経理の状況に関し報告を求めたが報告を行わず、または虚偽の報告をしたとき。

〔五〕 第四号は、第三十八條第二項の規定により、認定機関の事務所または事業所の立入検査を拒み、妨げまたは忌避したとき。

〔一〕 第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、第四十三条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

〔一〕 本条は、両罰規定であつて、第四十三条または第四十六条の違反行為については、行為者を罰するほか、その法人または人に対して第四十三条または第四十六条の罰金刑を科することを定めたものである。

認定機関に対して両罰規定の適用がないのは、法人自身の違反行為については第三十一条の規定による認定機関の指定取消等があり、これにより実効を確保できると考えたからである。

附 則

（施行期日）

- 1^{〔一〕} この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。^{〔三〕}
ただし、第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

〔一〕 「この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

する」としたのは、公布した後に関係政令、省令の制定に相当の準備期間を必要とするからである。また、ただし書は、本法が施行される前に、特定貨物を定める政令の制定につき輸出入取引審議会に対する諮問を可能にするためである。

〔二〕 この法律の公布は、昭和三十四年四月六日であり、施行は、輸出品デザイン法の施行期日を定める政令（昭和三十四年政令第三百九号）の規定により、昭和三十四年十月一日である。

（通商産業省設置法の一部改正）

2^{〔一〕} 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四^{〔二〕}条第一項第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）の規定に基づき、認定機関を指定し、及び監督すること。

第八^{〔三〕}条第一項第十三号の二中「意匠」を「デザイン」に改める。

第二^{〔四〕}十五条第一項の表中「意匠奨励審議会」を「デザイン奨励審議会」に、「意匠」を「デザイン」に改める。

〔一〕 本項は、この法律の制定に伴い、通商産業省設置法の一部を改正するものである。

〔二〕 同法第四条（通商産業省の権限）第一項中に一号を加え、輸出品デザイン法の規定に基づき、認定機関を指定し、監督する権限を追加したものである。

なお、通商産業大臣が行う登録および認定に関する権限は、同条第一項第五十一号（前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき通商産業省に属させられた権限）の規定による。

〔三〕 同法第八条（通商局の事務）第一項第十三の二に「意匠に関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること」と規定しているが、この法律の制定に伴い、「意匠」を「デザイン」に改めたものである。

〔四〕 同法第二十五条（本省の附属機関として置かれる各種審議会）第一項の表中「意匠奨励審議会」を「デザイン奨励審議会」に、意匠に関する奨励に関する重要事項を調査審議すること」を「デザインに関する奨励に関する重要事項を調査審議すること」に改めたものである。

参
照
法
令

参照法令

輸出品デザイン法

(昭和三十四年四月六日
法律第百六号)

輸出品デザイン法をここに公布する。

輸出品デザイン法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 デザインの登録(第三条―第十四条)

第三章 デザイン等の認定(第十五条―第十九条)

第四章 認定機関(第二十条―第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条―第四十二条)

第六章 罰則(第四十三条―第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、輸出品のデザインの登録及び認定

を行うとともに、あわせて輸出品に附される商標の認定を行うことにより、これらの模倣を防止し、もつて輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「デザイン」とは、物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合又は物品の有する機能に基いてこれらが変化する場合におけるこれらの変化の状態であつて、外観を通じて識別することができるものをいう。

2 この法律で「特定貨物」とは、輸出貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要であり、かつ、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の規定による適法な共同行為をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認められる貨物であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 デザインの登録

(デザインの登録)

第三条 日本国内で特定貨物の製造、加工、集荷、販売又は輸出の事業を営む者は、通商産業省令で定める区

分に従い、通商産業大臣が指定する者（以下「認定機関」という。）に申請して、その事業に係る特定貨物のデザインについて登録を受けることができる。

2 認定機関は、前項の申請（以下「登録申請」という。）に係るデザインが次の各号の一に該当するものであるときは、同項の登録をしなければならない。

一 登録申請前に日本国内で公然知られたデザイン（実用新案法（大正十年法律第九十七号）第一条の登録を受けている実用新案（以下「登録実用新案」という。）若しくは同法第二十六条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第七十三条第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法（大正十年法律第九十八号）第一条の登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）と同一のデザイン、前項の登録を受けているデザイン及び特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインを除く。）又はこれに類似するデザイン

二 他人の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザイン

三 当該デザインの使用が他人の商標権（標章権及び団体標章権を含む。）を侵害することとなるデザイン

四 前項の登録を受けている他人のデザイン又はこれに類似するデザイン

五 次条の規定により記録されているデザイン又はこれに類似するデザイン

六 特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されている他人のデザイン又はこれに類似するデザイン

（デザイン等の記録）

第四条 認定機関は、その業務に係る特定貨物について、次に掲げるデザイン及び商標を当該特定貨物が輸出されるべき仕向国別に記録しておくものとする。

一 仕向国の法令により保護される工業所有権を侵害すべきデザイン又は商標

二 外国における特定の者が使用するものとして仕向国内の需要者の間に広く認識されているデザイン又は商標

（登録申請の競合）

第五条

同一又は類似のデザインについて異なつた日に二以上の登録申請があつたときは、最先の登録申請者のみがそのデザインについて第三条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けることができる。

2 同一又は類似のデザインについて同日に二以上の登録申請があつたときは、認定機関が行う公正な方法によるくじにより定めた一の登録申請者のみがそのデザインについて登録を受けることができる。

3 登録申請が取り下げられ、又は登録申請について第七条第一項の決定があつたときは、その登録申請は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

（登録及び通知）

第六条 認定機関は、登録申請が次の各号に該当すると認めるときは、その登録申請に係るデザインについて登録をしなければならない。

一 登録申請者が第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を有すること。

二 登録申請に係るデザインが第三条第二項に規定す

る登録拒絶理由に該当しないものであること。

三 登録申請が競合するときは、登録申請に係るデザインが前条の規定により登録を受けることができるものであること。

2 登録は、登録台帳に次に掲げる事項を記載することによつて行ふ。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 登録申請の年月日及び登録申請番号

三 登録の年月日及び登録番号

四 デザインの内容

3 認定機関は、登録をしたときは、その登録を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

（登録拒絶の決定及び通知）

第七条 認定機関は、登録申請が前条第一項各号の一に該当しないと認めるときは、その旨を決定し、登録申請者に対し、理由を附して通知しなければならない。

2 認定機関は、前項の決定をしようとするときは、登録申請者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当

の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(登録の有効期間)

第八条 登録の有効期間は、その登録をした日から三年とする。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。ただし、その登録をした日から十五年をこえて更新することは、できない。

(登録の効力の承継)

第九条 登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けたデザインについて、その登録を受けた者の地位を承継する。

(登録台帳の記載の変更等)

第十条 登録を受けた者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を認定機関に届け出なければならない。

2 前条の規定により登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その事実を証する書面を添えて、

その旨を認定機関に届け出なければならない。

3 認定機関は、前二項の規定による届出があつたときは、登録台帳の記載を変更しなければならない。

(登録の取消)

第十一条 認定機関は、次の各号の一に該当する場合には、当該登録を取り消すことができる。

一 登録が第三条又は第五条の規定に違反してされたことが明らかになつたとき。

二 登録を受けたデザインが第三条第二項第一号から第三号まで又は第五号に該当するに至つたとき。

三 登録を受けた者が第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を失うに至つたとき。

四 登録を受けた者が第四十二条第二項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

五 登録を受けたデザインがその者の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザインである場合において、当該実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したとき。

2 認定機関は、前項の規定により登録を取り消そうと

するときは、その登録を受けている者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 認定機関は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その登録を取り消した者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

第十二条 何人も、登録を受けたデザイン又は登録を受けた者について前条第一項第二号又は第三号に規定する取消の理由があると認めるときは、認定機関に対し、理由を附してその登録の取消を請求することができる。

2 認定機関は、前項の請求があつたときは、その登録を取り消すかどうかを決定し、請求人に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

(登録の消除)

第十三条 認定機関は、登録がその効力を失つたとき、又は登録を受けた者からその登録の消除の請求があつたときは、当該登録を消除しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、登録申請の手続、登録台帳の様式その他登録に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

第三章 デザイン等の認定

(認定)

第十五条 一の貨物が特定貨物として定められた場合において、当該貨物は、その特定貨物として定められた日から起算して二月を経過した後は、そのデザイン及びそれに附される商標（当該特定貨物の包装に附される商標を含む。以下第二十七条第七号、第三十五条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）について、第三条第一項の通商産業省令で定める区分に従い、認定機関の認定を受けた後でなければ、輸出してはならない。

(認定の基準)

第十六条 認定機関は、前条の認定（以下単に「認定」という。）の申請が次の各号に該当すると認めるときは、その申請に係るデザイン及び商標について認定を

しなければならない。

一 当該デザインが次の一に該当すること。

イ 当該デザインが登録実用新案又は登録意匠と同一のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該実用新案権者（当該実用新案権についての実施権者を含む。）又は意匠権者（当該意匠権についての実施権者を含む。）の製造、加工、販売その他の行為（当該実用新案権又は意匠権についての実施権者にあつては、当該実施権の範囲内における行為に限る。）に係るものであること。

ロ 当該デザインが登録をされているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該デザインについて登録を受けている者（その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む。）の製造、加工、販売その他の行為（当該デザインについて登録を受けている者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすること

について承諾を得ている者にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る。）に係るものであること。

ハ 当該デザインが特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物がその特定の者（その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む。）の製造、加工、販売その他の行為（その特定の者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る。）に係るものであること。

ニ イからハまでに掲げる場合のほか、当該デザインが第三条第二項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるデザインに該当しないものであること。

二 当該商標の使用が他人の商標権（標章権及び団体標章権を含む。）を侵害することとならないこと。

2 認定機関は、申請に係るデザイン又は商標が、当該特定貨物が輸出されるべき仕向国について、第四条の規定により記録されているデザイン若しくは商標又はこれらに類似するデザイン若しくは商標であるときは、前項の規定にかかわらず、当該デザイン及び商標については、認定をしてはならない。ただし、当該特定貨物を当該仕向国に輸出することについて、第四条第一号に規定する工業所有権についての権利者又は同条第二号に規定する特定の者から承諾を得ているときは、この限りでない。

（認定の有効期間）

第十七条 認定の有効期間は、その認定をした日から六月をこえない範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める期間とする。

（適用除外）

第十八条 第十五条の規定は、一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的とする特定貨物であつて

必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、適用しない。

（通商産業省令への委任）

第十九条 この章に定めるもののほか、認定の申請の手続その他認定に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

第四章 認定機関

（指定）

第二十条 第三条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、登録及び認定を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、輸出入取引法若しくは輸出検査法（昭和三十三年法律第九十七号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに第一号に該当する者がある者

(指定基準)

第二十二條 通商産業大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 登録及び認定に必要な資料を有すること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がデザイン又は商標の審査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 登録又は認定を行うため通商産業省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が登録及び認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 登録及び認定の業務以外の業務を行っている場合

には、その業務を行うことによつて登録及び認定が不正になるおそれがないものであること。

六 登録及び認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)

第二十三條 通商産業大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その認定機関の名称、住所、同項の通商産業省令で定める区分並びに登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

2 認定機関は、登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 認定機関は、その名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をし、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(審査の義務)

第二十四条 認定機関は、登録又は認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その審査をしなければならない。

2 前項の審査は、第二十二条第二号に規定する者にさせなければならない。

(業務規定)

第二十五条 認定機関は、登録及び認定の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が登録及び認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十六条 認定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録及び認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない

(事業計画等)

第二十七条 認定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十八条 認定機関の役員又はデザイン若しくは商標の審査を行う者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(秘密保持義務等)

第二十九条 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの

職にあつた者は、登録又は認定の業務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 登録又は認定の業務に従事する認定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（監督命令）

第三十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消等）

第三十一条 通商産業大臣は、認定機関が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて登録及び認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十五条第一項の認可を受けた業務規定によらないで登録又は認定をしたとき。

三 第二十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は登録及び認定の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第三十二条 認定機関は、帳簿を備え、登録及び認定に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

（検査機関との連係）

第三十三条 認定機関は、その認定をする特定貨物が輸出検査法第二条第一項に規定する指定貨物であるときは、当該特定貨物の輸出検査を行う政府機関又は同法第七条に規定する指定検査機関と緊密に連係し、その業務の円滑な運営を図らなければならない。

（国の援助）

第三十四条 国は、認定機関の登録及び認定の業務の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、その

資料の確保、審査の指導その他の援助に努めるものとする。

第五章 雜則

（通商産業大臣の行う登録及び認定）

第三十五条 通商産業大臣は、次に掲げる場合には、当該特定貨物のデザイン及びそれに附される商標について、登録及び認定を行う。ただし、第二号又は第三号に掲げる場合には、当該業務の休止若しくは廃止又は当該業務の停止の範囲内における登録及び認定に限るものとする。

一 一の貨物が特定貨物として定められた場合において、当該特定貨物について第二十條の申請がないか、又はその申請のいずれについても第三條第一項の指定をすることができないとき。

二 認定機関が第二十六條第一項の許可を受けて登録及び認定の業務を休止し、又は廃止したとき。

三 認定機関が第三十一條第一項の規定による指定の取消又は登録及び認定の業務の停止の命令を受けたとき。

2 前項の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における第二章及び第三章並びに第四十二條第一項の規定の適用については、第三條第一項中「通商産業大臣が指定する者（以下「認定機関」という。）」

とあり、又は同條第二項、第四條、第五條第二項、第六條第一項若しくは第三項、第七條、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條若しくは第四十二條第一項中「認定機関」とあるのは、「通商産業大臣」とする。

3 通商産業大臣は、第一項第二号又は第三号の規定により登録及び認定を行うときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第一項第二号又は第三号の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における必要な経過的措施は、政令で定める。

（輸出入取引審議会への諮問）

第三十六條 通商産業大臣は、第二條第二項の政令の制定又は改廢の立案をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な

限度において、登録若しくは認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者に対し、その特定貨物の品目、デザイン、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又はその特定貨物に附される商標に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度にお

いて、認定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な

限度において、その職員に、認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定機関の事務所又は事業所に立

ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(輸出停止命令)

第三十九条 通商産業大臣は、第十五条の規定に違反し

て特定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、特定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第四十条 通商産業大臣は、第三十一条第一項の規定に

よる処分をしようとするときはその処分に係る認定機関に対し、前条の規定による処分をしようとするときはその処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第四十一条 この法律の規定による通商産業大臣又は認定機関の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることが出来る。この場合において、認定機関の処分に対する異議の申立は、その処分をした認定機関を経由してしなければならない。

2 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(手数料)

第四十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において特定貨物の品目

ごとに政令で定める額の手数料を認定機関に納付しなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 登録申請をする者	一件につき五百円
二 登録を受けた者	一件につき六千円
三 登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき三千円
四 認定の申請をする者	当該認定に係る特定貨物の輸出価格の千分の三

2 登録を受けた者が納付すべき手数料は、第六条第三項の通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第六章 罰則

第四十三条 第三十九条の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十四条 第三十一条第一項の規定による登録及び認定の業務の停止の命令に違反した場合には、その違反

行為をした認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二十九条第一項の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした認定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の許可を受けずに登録及び認定の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十二条の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第三十七条第二項の規定による報告をせず、又は

虚偽の報告をしたとき。

四 第三十八条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、第四十三条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

(通商産業省設置法の一部改正)

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。(「次のよう」省略)

輸出品デザイン法の施行期日を定める政令

(昭和三十四年九月二十六日
政令 第三百九十九号)

輸出品デザイン法の施行期日を定める政令をここに公布する。

輸出品デザイン法の施行期日を定める政令

内閣は、輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)附則第一項の規定に基き、この政令を制定する。

輸出品デザイン法の施行期日は、昭和三十四年十月一日とする。

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 (抄)

(昭和三十四年四月十三日
法律 第百二十九号)

(輸出品デザイン法の改正)

第八条 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六

号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「実用新案法(大正十年法律第九十七号)第一条の登録を受けている実用新案(以下「登録実用新案」という)若しくは同法第二十六条において準用する特許法(大正十年法律第九十六号)第七十三条第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法(大正十年法律第九十八号)第一条の登録を受けている意匠(以下「登録意匠」という)」を「実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第三条第一項の実用新案登録を受けている考案(以下「登録実用新案」という)又は同法第十二条第一項の権利に係る考案に係る物品のデザイン、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第三条第一項の意匠登録を受けている意匠(以下「登録意匠」という)」に改め、同項第二号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは」に改め、同項第三号中「(標章権及び団体標章権を含む)」を削る。

第十一条第一項第五号中「登録実用新案又は登録意

匠と同一又は」を「登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは」に改める。

第十六条第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二十九条第一項の特許を受けている発明若しくは登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

第十六条第一項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

輸出品デザイン法施行令

（昭和三十四年九月二十六日
政令第三百十号）

改正 昭和三四政三三一

輸出品デザイン法施行令をここに公布する。

輸出品デザイン法施行令

内閣は、輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）第二条第二項、第十七条及び第四十二条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（特定貨物）

第一条 輸出品デザイン法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める貨物は、別表第一のとおりとする。

（認定の有効期間）

第二条 法第十七条の政令で定める期間は、別表第二のとおりとする。

（手数料の額）

第三条 法第四十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十四年十月一日）から施行する。

附 則 (昭和三十四年政令第三三一号)

この政令は、昭和三十四年十一月十一日から施行する。

別表第一

- 一 金属板製のペン先を有する万年筆
- 二 軟質塩化ビニール製のおもちやであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの（浮袋及びボールを含む。以下同じ。）

三 家具（金属製のものを除く。以下同じ。）及びその部品

- イ 机並びにその甲板、前板、戸及び脚
 - ロ 卓子並びにその甲板、ぬき、幕板及び脚
 - ハ いす並びにその座、背、ひじ掛及び脚
 - ニ 腰掛並びにその座及び脚
 - ホ たんす並びにその天板、前板、戸及び脚
 - ヘ 食器戸棚並びにその天板、前板、戸及び脚
 - ト 飾棚並びにその天板、前板、戸及び脚
- 四 二枚以上の撮影レンズを有するか、又はバルブ、タイム及びインスタント以外のシャッターの公称速

- 度のシャッターを有する携帯写真機（組立暗箱のもの、航空撮影用のもの、水中撮影用のものその他特殊の用途に用いるものを除く。以下「携帯写真機」という。）並びにそのボディ及び撮影レンズ
- 五 八ミリ撮影機並びにそのボディ及び撮影レンズ
 - 六 八ミリ映写機及び映写レンズ
 - 七 電気露出計

別表第二

特 定 貨 物	認定の有効期間
金属板製のペン先を有する万年筆	六月
軟質塩化ビニール製のおもちやであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの	六月
家具及びその部品	六月
携帯写真機並びにそのボディ及び撮影レンズ	三月
八ミリ撮影機並びにそのボディ及び撮影レンズ	三月
八ミリ映写機及びその映写レンズ	三月

電気露出計

三月

別表第三

一 金属板製のペン先を有する万年筆

納付しなければなら ない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき二千円
登録の有効期間の更新の 申請をする者	一件につき千円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸 出契約により輸出するも のとした場合におけるF OB建の代金の額に千分 の一を乗じて得た額
納付しなければなら ない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円

二 軟質塩化ビニール製のおもちゃであつて、空気を
吹き入れて用いる構造のもの

登録を受けた者	一件につき二千円
登録の有効期間の更新の 申請をする者	一件につき千円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸 出契約により輸出するも のとした場合におけるF OB建の代金の額に千分 の一を乗じて得た額

三 家具及びその部品

イ 家具

納付しなければなら ない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき二千五百円
登録の有効期間の更新の 申請をする者	一件につき千二百五十円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸 出契約により輸出するも のとした場合におけるF OB建の代金の額に千分 の二を乗じて得た額

ロ 部品

納付しなければなら ない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき二千円
登録の有効期間の更新の 申請をする者	一件につき千円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸 出契約により輸出するも のとした場合におけるF OB建の代金の額に千分 の二を乗じて得た額

四 携帯写真機並びにそのボディ及び撮影レンズ

イ 携帯写真機及びそのボディ

納付しなければなら ない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき五千円
登録の有効期間の更新の 申請をする者	一件につき二千五百円

認定の申請をする者

当該貨物をFOB建の輸
出契約により輸出するも
のとした場合におけるF
OB建の代金の額に千分
の一を乗じて得た額

ロ 撮影レンズ

納付しなければなら ない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき三千円
登録の有効期間の更新の 申請をする者	一件につき千五百円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸 出契約により輸出するも のとした場合におけるF OB建の代金の額に千分 の一を乗じて得た額

五 ハミリ撮影機並びにそのボディ及び撮影レンズ

イ ハミリ撮影機及びそのボディ

納付しなければなら ない者	金 額
------------------	-----

登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき五千円
登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき二千五百円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の一を乗じて得た額

ロ 撮影レンズ

納付しなければならぬ者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき三千円
登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき千五百円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の一を乗じて得た額

六 ハミリ映写機及びその映写レンズ

イ ハミリ映写機

納付しなければならぬ者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき五千円
登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき二千五百円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の一を乗じて得た額

ロ 映写レンズ

納付しなければならぬ者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき三千円
登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき千五百円

認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の一を乗じて得た額
-----------	---

七 電気露出計

納付しなければならない者	金 額
登録申請をする者	一件につき五百円
登録を受けた者	一件につき三千円
登録の有効期間の更新の申請をする者	一件につき千五百円
認定の申請をする者	当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の一を乗じて得た額

輸出品デザイン法施行規則

(昭和三十四年九月二十九日
通商産業省令第九十五号)

輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）に基き、および同法を実施するため、輸出品デザイン法施行規則を次のように制定する。

輸出品デザイン法施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 デザインの登録（第二条―第六条）
- 第三章 デザイン等の認定（第七条―第九条）
- 第四章 認定機関（第十条―第十六条）
- 第五章 雑則（第十七条―第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号。以下「法」という。）で

使用する用語の例による。

第二章 デザインの登録

(登録の申請)

第二条 法第三条第一項の規定によりデザインの登録の申請をしようとする者は、様式第一によるデザイン登録申請書二通を認定機関に提出しなければならない。

(登録台帳)

第三条 法第六条第二項の登録台帳は、様式第二によるものとする。

(登録の有効期間の更新)

第四条 法第八条第二項の規定により登録の有効期間の更新の申請をしようとする者は、様式第三によるデザイン登録更新申請書を認定機関に提出しなければならない。

2 認定機関は、法第八条第二項の規定により登録の有効期間を更新したときは、その申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(変更等の届出)

第五条 法第十条第一項の規定により登録台帳の記載事

項の変更の届出をしようとする者は、様式第四による登録台帳記載事項変更届出書を、認定機関に提出しなければならない。

2 法第十条第二項の規定により登録を受けた者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第五による承継届出書にその事実を証する書面を添えて、認定機関に提出しなければならない。

(登録の取消の請求)

第六条 法第十二条第一項の規定により登録の取消の請求をしようとする者は、様式第六による登録取消請求書を認定機関に提出しなければならない。

第三章 デザイン等の認定

(認定の申請)

第七条 法第十五条の規定によりデザインまたは商標の認定の申請をしようとする者は、様式第七によるデザイン・商標認定申請書二通に、法第十六条第一項第一号イ、ロもしくはハまたは同条第二項ただし書に該当する場合にはその事実を証する書面を添えて、認定機関に提出しなければならない。

(認定証明書の交付)

第八条 認定機関は、法第十五条の規定により認定をしたときは、その認定の申請をした者の請求により、その旨の証明書を交付することができる。

2 前項の証明書は、様式第八によるものとする。

(適用除外)

第九条 法第十八条の通商産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 受取人の個人的使用に供される特定貨物を国際郵便により輸出する場合

二 一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的として特定貨物を税関に申告の上別送して輸出する場合

三 一時的に入国して出国する者または永住の目的をもつて出国する者が本人の使用に供することを目的として、特定貨物を携帯し、または税関に申告の上別送して輸出する場合

四 本邦にある外国公館が送付する特定貨物を輸出する場合

五 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これら

に準ずる使節または本邦にある外国公館の館員の個人的使用に供される特定貨物を輸出する場合

六 本邦の在外公館に送付する公用の特定貨物を輸出する場合

七 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機が自己の用に供する特定貨物を輸出する場合

八 輸入された特定貨物を本邦において加工せず輸出する場合

九 その輸出数量が少い場合にはその輸出が輸出品のデザインまたは商標の価値を害するおそれがないと認めて通商産業大臣が指定する品目に属する特定貨物であつて、通商産業大臣が指定する数量以下のものを輸出する場合

十 前各号に掲げるもののほか、通商産業大臣が特に必要と認めて承認した場合

第四章 認定機関

(指定の申請)

第十条 法第二十条の規定により指定の申請をしようとする

する者は、様式第九による指定申請書二通に次に掲げる書類を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 定款または寄附行為および登記簿の謄本

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書および収支決算書

三 申請の日を含む事業年度および翌事業年度における事業計画および収支予算

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員およびその略歴ならびに社団法人にあつては社員の氏名または名称

ロ 登録および認定を行うため所有する資料の種類および数

ハ 法第二十二條第二号に規定する者の数、氏名および略歴

ニ 事業所の所在地およびその取扱に係る特定貨物ホ 登録および認定の業務以外の業務を行っている

場合には、その業務の種類および概要

(事業所の変更等)

第十一條 認定機関は、法第二十三條第二項の規定により登録および認定の業務を行う事業所の所在地の変更の認可を受けようとするときは、様式第十による事業所変更認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十三條第三項による届出をしようとするときは、様式第十一による名称等変更届出書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(業務規定)

第十二條 認定機関は、法第二十五條第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、様式第十二による業務規定認可申請書二通に業務規定を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十五條第二項の業務規定で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 登録および認定の業務を行う時間および休日に関する事項

二 登録および認定の業務を行う場所に関する事項

三 手料数の収納の方法に関する事項

四 登録および認定の方法に関する事項

五 認定の表示に関する事項

六 認定証明書の交付に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、登録および認定の業務に関し必要な事項

3 認定機関は、法第二十五条第一項の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、様式第十三による業務規定変更認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条 認定機関は、法第二十六条第一項の規定により登録および認定の業務の全部または一部の休止または廃止の許可を受けようとするときは、様式第十四による業務休止等許可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(事業計画等)

第十四条 認定機関は、法第二十七条第一項の規定により事業計画および収支予算の認可を受けようとするとき

きは、様式第十五による事業計画等認可申請書二通に事業計画書および収支予算書を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 認定機関は、法第二十七条第一項の規定により事業計画および収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第十六による事業計画等変更認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任および解任)

第十五条 認定機関は、法第二十八条の規定により役員またはデザインもしくは商標の審査を行う者の選任または解任の認可を受けようとするときは、様式第十七による役員選任等認可申請書二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載)

第十六条 法第三十二条の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録または認定の申請をした者の氏名または名称
- 二 登録または認定の申請を受けた年月日
- 三 登録および不登録の別

四 登録を受けたデザインに係る特定貨物の品目

五 認定を受けたデザイン等に係る特定貨物の品目、数量および仕向国

六 登録または認定を行つた年月日

七 登録または認定の番号

第五章 雑則

(立入検査)

第十七条 法第三十八条第三項の規定により立入検査をする職員が携帯する証明書は、様式第十八によるものとする。

(聴聞)

第十八条 法第四十条第一項の聴聞は、通商産業大臣またはその指名する職員が議長として主宰する聴聞会によつて行う。

(参考人)

第十九条 議長は、必要があるときは、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他の参考人に聴聞会に出席することを求めることができる。

(利害関係人)

第二十条 利害関係人として聴聞に参加して意見を述べようとする者は、書面をもつてその事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

(調書)

第二十一条 議長は、聴聞の終了後遅滞なく、次の事項を記載した調書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 事案の件名

二 聴聞の期日および場所

三 議長の氏名および職名

四 聴聞会に出席した当事者、参考人および利害関係人の氏名および住所

五 陳述（口述書によるものを含む。）の要旨

六 証拠が提示されたときは、その内容およびこれを提示した者の氏名

七 その他参考となるべき事項

第二十二条 当事者または利害関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

(異議の申立)

第二十三条 法第四十一条第一項の規定により異議の申

立をしようとする者は、様式第十九による異議申立書
二通を通商産業大臣に提出しなければならない。

附 則

この省令は、法の施行の日（昭和三十四年十月一日）
から施行する。

様式第 1（表面）

※登録申請受理 ※年月日
※登録申請番号

年 月 日

殿

申請者 住所または居所

氏名（法人にあつては、名
称および代表者の氏名） 印

デザイン登録申請書

輸出品デザイン法第 3 条第 1 項の規定により次のとお
り登録を申請します。

記

1 登録申請の内容

- イ 特定貨物の品目
- ロ デザインの内容
- 2 実用新案権または意匠権

- イ 登録番号および登録年月日（出願公告中の場合
は、その番号および年月日）
- ロ 登録の存続期間の満了する日

様式第 1（裏面）

（備考）

- 1 図面（三面図または透視図）または写真を添付
すること。ただし、図面または写真で判別できな
いときは、デザインの内容の項にその内容を記載
すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 2 の項は、申請に係るデザインが登録実用新案
または登録意匠であるときに限り記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とするこ
と。

様式第2

登 録 台 帳

登 録 番 号		特 定 物	
---------	--	-------	--

登 録 を 受 け た 者 住 所 また は 居 所 氏 名 また は 名 称			
登 録 年 月 日	年	月	日
登 録 の 有 効 期 限	年	月	日
登 録 更 新 状 況	第1回	年	月 日
	第2回	年	月 日
	第3回	年	月 日
	第4回	年	月 日

実用新案権または意匠権の別		デザインの内容
出 願 年 月 日		
出 願 公 告 年 月 日		
登 録 年 月 日		
登 録 番 号		
登 録 の 存 続 期 限		

登 録 の 取 消 請 求	
異 議 の 申 立	
そ の 他	

(備考) デザインの内容の欄は、別紙として記載してさしつかえない。

様式第 3

年 月 日

殿

申請者 住所または居所

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名) ㊟

デザイン登録更新申請書

輸出品デザイン法第 8 条第 2 項の規定により次のとおり登録の更新を申請します。

記

1 登録の内容

(1) 登録年月日

(2) 登録番号

(3) 有効期限

2 実用新案権または意匠権

(1) 登録番号および登録年月日 (出願公告中の場合

番号は、その番号および年月日)

(2) 登録の存続期間の満了する日

(備考)

- 1 2 の項は、申請に係るデザインが登録実用新案または登録意匠であるときに限り記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とすること。

様式第 4

年 月 日

殿

申請者 住所または居所

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名) ㊟

登録台帳記載事項変更届出書

登録台帳の記載事項に変更があつたので、輸出品デザイン法第 10 条第 1 項の規定により関係書類を添えて次のとおりお届けします。

記

1 登録番号

2 変更しようとする登録台帳の記載事項および変更した後の登録台帳の記載事項

3 変更の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

様式第 5

年	月	日
殿		
届出者 住所または居所		
氏名 (法人にあつては、名 称および代表者の氏名) ㊟		
承 継 届 出 書		
登録を受けた者の地位を承継したので、輸出品デザイン法第10条第2項の規定により次のとおりお届けします。		
記		
1	登録番号	
2	登録を受けていた者の氏名または名称	
3	承継をした者の氏名または名称	
4	承継をした年月日	
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする と。		

様式第 6

年	月	日
殿		
取消請求者 住所または居所		
氏名 (法人にあつては、名 称および代表者の氏名) ㊟		
登 録 取 消 請 求 書		
輸出品デザイン法第12条第1項の規定により次のとおり登録の取消を請求します。		
記		
1	特定貨物の品目	
2	登録の内容	
(1) 登録番号		
(2) 登録を受けた者の氏名または名称		
3	登録の取消の請求の理由	
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする と。		

様式第 7

殿

※受付年月日	
※受付番号	
※認定番号	

年 月 日
申請者 住所または居所

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名) ㊟

デザイン・商標認定申請書

輸出品デザイン法第15条の規定により次のとおりデザイン・商標の認定を申請します。

1 特定貨物の明細

特定貨物の品目	型および銘柄	単位	数量	輸出価格		※手数料
				単価	総額	

2 仕向国
3 デザイン・商標の内容

上記のデザイン・商標について、申請のとり認定します。

年 月 日

認定機関の名称および代表者の氏名 ㊟

(備考)

- 1 図面または写真を添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

様式第8

殿

年 月 日

住所
名称および代表者の氏名 ㊟

認定証明書
輸出品デザイン法第15条の規定により次のように認定
したことを証明する。

記

- 1 認定番号
- 2 特定貨物の品目
- 3 数量
- 4 仕向国
- 5 有効期限
- 6 輸出者の氏名または名称
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
こと。

様式第 9

通商産業大臣 殿 年 月 日

申請者 住所
名称および代表者の氏名 ㊟
指 定 申 請 書

輸出品デザイン法第20条の規定により登録および認定

を行う者としての指定を受けたいので、次のとおり関係
書類を添えて申請します。

記

登録および認定を行う特定貨物の品目
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
こと。

様式第10

通商産業大臣 殿 年 月 日

申請者 住所
名称および代表者の氏名 ㊟
事業所変更認可申請書

輸出品デザイン法第23条第2項の規定により事業所の
所在地の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請し
ます。

記

- 1 変更しようとする事業所の所在地および変更した後
の所在地
- 2 変更の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

様式第11

通商産業大臣 殿 年 月 日

届出者 住所 名称および代表者の氏名 ㊦

名称等変更届出書
名称を変更したので、輸出品デザイン法第23条第3項
住所の規定により次のとおりお届けします。

記

- 1 変更する前の名称または住所および変更した後の名
称または住所
- 2 変更の時期
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

様式第12

年 月 日
通商産業大臣 殿

申請者 住所

名称および代表者の氏名 ㊦

業務規定認可申請書

輸出品デザイン法第25条第1項の規定により業務規定
の認可を受けたいので、業務規定を添えて申請します。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

様式第13

通商産業大臣 殿 年 月 日

申請者 住所

名称および代表者の氏名 ㊦

業務規定変更認可申請書

輸出品デザイン法第25条第1項の規定により業務規定
の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする規定および変更した後の規定
- 2 変更の理由
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

と。

様式第14

年 月 日
通商産業大臣 殿

申請者 住所

名称および代表者の氏名 ㊤

業務休止等許可申請書

輸出品デザイン法第26条第1項の規定により業務を
休止することの許可を受けたいので、次のとおり申請し
ます。

記

1 休止しようとする業務の範囲
休止

2 休止の時期
休止

3 休止の期間
休止

4 休止の理由
休止

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とす
と。

様式第15

年 月 日
通商産業大臣 殿

申請者 住所

名称および代表者の氏名 ㊤

事業計画等認可申請書

輸出品デザイン法第27条第1項の規定により事業計画
および収支予算の認可を受けたいので、事業計画書およ
び収支予算書を添えて申請します。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とす
と。

様式第16

年 月 日
通商産業大臣 殿

申請者 住所

名称および代表者の氏名 ㊤

事業計画等変更認可申請書

輸出品デザイン法第27条第1項の規定により収支予算
の変更の認可を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更しようとする箇所
- 2 変更した後の事業計画および収支予算
- 3 変更の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

様式第17

通商産業大臣 殿 年 月 日

申請書 住所

名称および代表者の氏名 ㊟

役員選任等認可申請書

輸出品デザイン法第28条の規定により 役 デザインおよび

員の審査を行う者 選任の認可を受けたいので、次の
とおり申請します。

記

- 1 選任しようとする 役 デザインおよび商標の審査を行う
員の氏名および略歴

2 選任の理由
解任

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

様式第18 (表面)

第 号	
輸出品デザイン法 (昭和34年法律第106号) 第38 条の規定による	
立 入 検 査 証	
職名および氏名	年 月 日生
押 出	年 月 日交付
スタ スタンプ	通商産業大臣 ㊟
8.5センチメートル	

様式第18 (裏面)

輸出品デザイン法 (抄)

(立入検査)

第38条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な

な限度において、その職員に、認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第19

通商産業大臣

殿

年 月 日

申立人 住所または居所

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名) ⑨

異 議 申 立 書

輸出品デザイン法第41条第1項の規定により次のとおり異議の申立をします。

記

1 異議の申立をしようとする処分の内容および処分をした機関の名称

2 処分のあつた日および処分のあつたことを知つた日

3 異議の申立の理由および内容

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 5 とする
と。

認定機関指定基準規則

(昭和三十四年九月二十九日
通商産業省令第九十六号)

改正 昭和三四通令一一五

輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)第二十条ならびに第二十二條第二号および第三号の規定に基き、認定機関指定基準規則を次のように制定する。

認定機関指定基準規則

輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号。以下「法」という。第二十条の通商産業省令で定める区分、法第二十二條第二号の通商産業省令で定める条件およびその条件に適合する知識経験を有する者の数ならびに同条第三号の通商産業省令で定める地域は、別表のとおりとする。

附 則

この省令は、法の施行の日(昭和三十四年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和三十四年通商産業省令第一一五号)

別表

この省令は、公布の日から施行する。

区 分	審 査 を 行 う 者		地 域
	条 件	数	
一 金属板製のペン先を有する万年筆	次の各号の一に該当すること。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学もしくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業した者であつて、昭和二十一年以後	四人	東京都 大阪府

において一年以上デザイン、商標もしくは品質検査に関する業務の経験を有するものまたは通商産業大臣がこれらと同等以上の能力を有する者と認めたもの

二 学校教育法による高等学校もしくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者であつて、昭和二十一年以後において二年以上デザイン、商標もしくは品質検査に関する業

	二 軟質塩化ビニル製のおもちやであつて、空気を吹き入れて用いるもの（浮袋およびボールを含む。）	務の経験を有するものまたは通商産業大臣がこれらと同等以上の能力を有する者と認めたもの	同右	三 家具（金属製のものを除く。）およびその部品 イ 机ならびにその甲板、前板、戸および脚 ロ 卓子ならびにその甲板、ぬき、幕板および脚 ハ いすならびに	同右		三人 東京都 愛知県 大阪府	四人 東京都 愛知県 兵庫県
--	---	---	-----------	--	-----------	--	--------------------------------------	--------------------------------------

	四
その座、背、ひ じ掛および脚 ニ 腰掛ならびに その座および脚 ホ たんすならび にその天板、前 板、戸および脚 へ 食器戸棚なら びにその天板、 前板、戸および 脚 ト 飾棚ならびに その天板、前板、 戸および脚	二枚以上の撮影レ ンズを有するか、 またはバルブ、タ イムおよびインス タント以外のシャ ッターの公称速度 のシャッターを有 する携帯写真機
	次の各号の一に該 当すること。 一 学校教育法に よる大学、旧大 学令（大正七年 勅令第三百八十 八号）による大 学もしくは旧専
	四人
	東京都

（組立暗箱のも の、航空撮影用 の、水中撮影用 のものその他特 殊の用途に用い るものを除く） ならびにそのボ デーおよび撮影 レンズ	
門学校令（明治 三十六年勅令第 六十一号）によ る専門学校の工 業に関する学科 において機械も しくは意匠に関 する科目を修得 して卒業した者 であつて、昭和 二十一年以後に おいて一年以上 デザイン、商標 もしくは品質検 査に関する業務 の経験を有する ものまたは通商 産業大臣がそれ らと同等以上の 能力を有する者 と認めたもの 二 学校教育法に よる高等学校も	

五	
ハミリ撮影機なら びにそのボディ および撮影レンズ	
同右	しくは旧中等学 校令による中等 学校の工業に関 する学科におい て機械もしくは 意匠に関する科 目を修得して卒 業した者であつ て昭和二十一年 以後において二 年以上デザイン 、商標もしくは 品質検査に関 する業務の経験 を有するものま たは通商産業大 臣がそれらと同 等以上の能力を 有するものと認 めたもの
四人	
東京都	

六	ハミリ映写機およ びその映写レンズ	同右	四人	東京都
七	電気露出計	同右	四人	東京都

デザインの登録の区分を定める

省令

(昭和三十四年十月十五日)
(通商産業省令第百八号)

改正 昭和三四通令二一六

輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）第三
条第一項の規定に基き、デザインの登録の区分を定める
省令を次のように制定する。

デザインの登録の区分を定める省令

輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）第三
条第一項の通商産業省令で定める区分は、別表のとおり
とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年通商産業省令第一一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表

特 定 貨 物	認定機関
一 金属板製のペン先を有する万年筆	財団法人日本輸出雑貨センター
二 軟質塩化ビニール製のおもちやであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの (浮袋およびボールを含む)	同 右
三 家具 (金属製のものを除く) およびその部品	同 右
イ 机ならびにその甲板、前板、戸および脚	同 右
ロ 卓子ならびにその甲板、ぬき、幕板および脚	同 右
ハ いすならびにその座、背、ひじ掛および脚	同 右
ニ 腰掛ならびにその座および脚	同 右
ホ たんすならびにその天板、前板、戸および脚	同 右
ヘ 食器戸棚ならびにその天板、	同 右

前板、戸および脚 ト 飾棚ならびにその天板、前板、戸および脚	同 右
四 二枚以上の撮影レンズを有するか、またはバルブ、タイムおよびインスタント以外のシャッターの公称速度のシャッターを有する携帯写真機 (組立暗箱のもの、航空撮影用のもの、水中撮影用のものその他特殊の用途に用いるものを除く) ならびにそのボディおよび撮影レンズ	財団法人日本機械デザインセンター
五 ハミリ撮影機ならびにそのボディ イー および撮影レンズ	同 右
六 ハミリ映写機およびその映写レンズ	同 右
七 電気露出計	同 右

輸出貿易管理令 (抄)

(昭和二十四年十二月一日)
政令第三百七十八号

改正 前略 昭和三四政二八四

(輸出の承認)

第一条 貨物を輸出しようとする者は、左の各号の一に該当するときは、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣の書面による承認を受けなければならない。

一 別表第一中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとするとき。

二 委託加工貿易契約若しくは委託販売貿易契約によつて、又は当該輸出についてこれに対応する輸入により求償する契約（通商産業省令で定めるものに限る。）によつて貨物を輸出しようとするとき。

三 大蔵省令で定める代金の決済方法（以下「標準決済方法」という。）によらないで貨物を輸出しようとするとき。

別表第一

貨	物	地域
二一	仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害すべき貨物又は原産地を誤認させるべき貨物であつて、通商産業大臣が指定するもの	全地域

輸出品デザイン法施行規則第九条
条第九号の規定により通商産業大臣が指定する品目および数量を定める告示

（昭和三十四年十二月一日）
 （通商産業省告示第六百六十三号）

輸出品デザイン法施行規則（昭和三十四年通商産業省令第九十五号）第九条第九号の規定により通商産業大臣が指定する品目および数量を次のように定める。

特定貨物	一万年筆
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可一件ごとの数量	六ダース。ただし、材質、形状、寸法または意匠が異なるごとに一ダース。
ニール製のおもちゃであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの（浮袋およびボールを含む）	六ダース。ただし、形状、寸法または意匠が異なるごとに六個。

輸出貿易管理令に基き仕向国に おける特許権等を侵害すべき貨 物を指定する告示

(昭和三十三年九月一日)
(通商産業省告示第三百四十二号)

改正 昭和三四通告六六四

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

別表第一の二一一の項の規定に基き、仕向国における特許権、意匠権、商標権または著作権を侵害すべき貨物を次のように指定し、昭和二十六年一月通商産業省告示第十一号および第十九号ならびに昭和二十七年四月通商産業省告示第七十三号（輸出貿易管理令の規定に基き、仕向国における特許権等を侵害するおそれがある貨物の指定）は、廃止する。

一 仕向国における特許権を侵害すべき貨物

- 1 トーキングティース（義歯をかたどり、ぜんまいによつて物をかむように動くおもちゃであつて、アメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）
- 2 腕時計用の金属製リンクバンドであつて、任意の

断面が円または楕円である中空筒状のリンクを用いて伸縮することができるもの

- 3 腕時計用の金属製リンクバンドであつて、特殊整型チャネルボックス状のリンクが外側押圧連結方式によつて連結して伸縮することができるもの（カナダ、イタリア、南アフリカ連邦またはスイスを仕向地として輸出するものに限る。）

二 仕向国における意匠権を侵害すべき貨物

- 1 腕時計用の金属製スプリングバンドであつて、電光型のもの
- 2 削除
- 3 直径約二ミリメートルの白点を附したシャープペンシル
- 4 ネッキ型のジグザグミシン（カナダまたはアメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）
- 5 エセツクス型、カプリ型、ウインドライト型またはデコール型のライター（アメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）

- 6 意雑第一号から第三号まで（通商産業省軽工業

局、通商産業局および工業品検査所に備え付ける雑貨意匠台帳によつて現示するもの）またはこれと類似の意匠を使用した貨物

- 7 意織第一号から第五十六号まで（通商産業省繊維局、通商産業局および繊維製品検査所に備え付ける繊維意匠台帳によつて現示するもの）またはこれと類似の意匠を使用した貨物

三 仕向国における商標権を侵害すべき貨物

- 1 「WING FOOT」またはこれと類似の商標を附したラバーヒール
- 2 「UNIVERSAL」もしくは「UNIVERSAL EVERSEW」またはこれらと類似の商標を附したミン
- 3 「HERCULESS」またはこれと類似の商標を附した自転車およびその部分品
- 4 「SHEAFFER」またはこれと類似の商標を附したシャープペンシル
- 5 「555」またはこれと類似の商標を附したスナツプボタン（ファイリピンまたはアメリカ合衆国を仕向

地として輸出するものに限る。）

- 6 「SILVERTEX」またはこれと類似の商標を附したゴム製サツク

- 7 「ZIPPO」またはこれと類似の商標を附したシガレットライター

- 8 「Raleigh」,「Brampton」,「Phillips」,「B.S.A.」,「Terry」もしくは「Hima」またはこれらと類似の商標を附した自転車およびその部分品

- 9 「MERITONE」もしくは「MEDITONE」またはこれらと類似の商標を附した蓄音機針およびそのケース

- 10 「RONSON」またはこれと類似の商標を附したライターおよびその部分品（アメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）

- 11 「EMAIL DIAMANT DENTIFRICE de John Walton」もしくは「ENAMEL LUSTRE DIA MOND DENTI FRICE de John Winston」またはこれらと類似の商標を附した練り歯みがき
- 仕向国における著作権を侵害すべき貨物

四

1 ピーターラビット（フレデリック・ウオーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「ピーターラビットのお話」という絵本の中の青色の上衣を着た小兎をいう。）をかたどつた陶磁器製のおもちやまたはこれと類似の貨物

2 トムキッツティン（フレデリック・ウオーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「トムキッツティンのお話」という絵本の中の小猫をいう。）をかたどつた陶磁器製のおもちやまたはこれと類似の貨物

3 テイギイウインクル夫人（フレデリック・ウオーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「テイギイウインクル夫人のお話」という絵本の中のはりねずみをいう。）をかたどつた陶磁器製のおもちやまたはこれと類似の貨物

4 ベンジャミンバアニー（フレデリック・ウオーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポ

ーターの所有の著作権に係るベンジャミンロバアニーのお話」という絵本の中の茶褐色の上衣を着た小兎をいう。）をかたどつた陶磁器製のおもちやまたはこれと類似の貨物

**輸出品デザイン法第三条第一項
の登録および同法第十五条の認
定を行う認定機関の名称、住所、
登録および認定の区分ならびに
登録および認定の業務を行う事
業所の所在地についての告示**

（昭和三十四年十月十五日）
（通商産業省告示第五百三十一号）
改正 昭和三四通告五八三

輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）第二十三条の規定に基き、同法第三条第一項の登録および同法第十五条の認定を行う認定機関の名称、住所、登録および認定の区分ならびに登録および認定の業務を行う事業所の所在地を次のように告示する。

別表

名 称	住 所	特 定 貨 物	登録の業務を行う事業所の所在地	認定の業務を行う事業所の所在地
財団法人日本輪 出雑貨センター	東京都台東区浅 草橋二の二一	金属板製のペン先を有す る万年筆	東京都台東区浅草 橋二の二一	東京都台東区浅草橋二の 二一 東京都荒川区日暮里四の 一五五財団法人日本文具 検査協会 大阪市東区備後町二の五 六第二野村ビル 大阪市東成区大今里本町 一の二七財団法人日本 文具検査協会
同 右	同 右	軟質塩化ビニール製のお もちやであつて、空気を 吹き入れて用いる構造の もの（浮袋およびボール を含む）	同 右	東京都台東区浅草蔵前一 の二一 東京都台東区浅草蔵前一 のKKKビル 名古屋市中区大池町四の 一名古屋商工会議所 大阪市東区備後町二の五 六第二野村ビル 神戸市生田区海岸通り一 の一六神戸商工会議所
同 右	同 右	家具（金属製のものを除	同 右	東京都台東区浅草橋二の

財団法人日本機械デザインセンター	
東京都港区芝琴平町七	
二枚以上の撮影レンズを有するか、またはバルブ、タイムおよびインスタント以外のシャッター公称速度のシャッターを有する携帯写真機（組立暗箱のもの、航空撮影用のもの	く。およびその部品 イ 机ならびにその甲板、前板、戸および脚 ロ 卓子ならびにその甲板、ぬき、幕板および脚 ハ いすならびにその座、背、ひじ掛および脚 ニ 腰掛ならびにその座および脚 ホ たんすならびにその天板、前板、戸および脚 ヘ 食器戸棚ならびにその天板、前板、戸および脚 ト 飾棚ならびにその天板、前板、戸および脚
東京都港区芝琴平町七	
東京都港区芝琴平町七	二一 東京都港区赤坂増町一八 日本輸出家具協会 名古屋市中区大池町四の 一名古屋商工会議所 神戸市生田区海岸通り一 の一六神戸商工会議所 大阪市東区備後町二の五六 第二野村ビル 横浜市中区尾上町五の八〇 神奈川県中小企業会館

同右	同右	同右	
同右	同右	同右	
電気露出計	ハミリ映写機およびその 映写レンズ	ハミリ撮影機ならびにそ のボディーおよび撮影レ ンズ	の、水中撮影用のものそ の他特殊の用途に用いる ものを除く。ならびにそ のボディーおよび撮影レ ンズ
同右	同右	同右	
同右	同右	同右	

財団法人日本輸出雜貨センター 登録認定業務規定

第一章 総則

第一条 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号。以下「法」という。）第二条第二項の規定に基づき指定された次の貨物（以下「特定貨物」という。）の登録および認定の業務は、この規定の定めるところによる。

一 金属板製のペン先を有する万年筆（以下「万年筆」という。）

二 軟質塩化ビニール製のおもちやであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの（浮袋およびボールを含む。以下「空気入れビニール製おもちや」という。）

三 家具（金属製のものを除く。）およびその部品（以下「家具およびその部品」という。）

イ 机ならびにその甲板、前板、戸および脚

ロ 卓子ならびにその甲板、ぬき、幕板および脚

ハ いすならびにその座、背、ひじ掛および脚
ニ 腰掛ならびにその座および脚

ホ たんすならびにその天板、前板、戸および脚

ヘ 食器戸棚ならびにその天板、前板、戸および脚

ト 飾棚ならびにその天板、前板、戸および脚

第二条 登録および認定の業務を行う時間は、九時から十七時までとする。

第三条 休日は、次のとおりとする。

一 日曜日および国民の祝日

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

第四条 事業所の長が業務の遂行に必要と認めるときは、その職員に執務時間外または休日に執務を命ずることができ。

2 第二条に規定する時間以外の時間または前条に規定する休日に認定の申請をしようとする者は、その時間前または当該日の前々日までに財団法人日本輸出雜貨センター（以下「雜貨センター」という。）に連絡するものとする。

第五条 登録および認定の業務を行う事業所の所在地

は、次のとおりとする。

一 万年筆

登録の業務を行う事業所

東京都台東区浅草橋二の二一財団法人日本輸出
雑貨センター東京本部

認定の業務を行う事業所

東京都台東区浅草橋二の二一財団法人日本輸出
雑貨センター東京本部

東京都荒川区日暮里四の一五五財団法人日本文
具検査協会内 財団法人日本輸出雑貨センター
日暮里分室

大阪市東区備後町二の五六第二野村ビル財団法
人日本輸出雑貨センター大阪本部

大阪市東成区大今里本町一の一七七財団法人日
本文具検査協会内財団法人日本輸出雑貨センタ
ー大今里分室

二 空気入れビニール製のおもちゃの登録の業務に行
う事業所東京都台東区浅草橋二の二一財団法人日本
輸出雑貨センター東京本部

認定の業務を行う事業所

東京都台東区浅草橋二の二一財団法人日本輸出
雑貨センター東京本部

東京都台東区浅草蔵前一の一KKKビル内空気
入ビニール製品工業会内財団法人日本輸出雑貨
センター蔵前分室

大阪市東区備後町二の五十六第二野村ビル内財
団法人日本輸出雑貨センター大阪本部

名古屋市中区大池町四の一名古屋商工会議所内
財団法人日本輸出雑貨センター名古屋支部
神戸市生田区海岸通り一の一十六神戸商工会議所
内財団法人日本輸出雑貨センター神戸支部

三 家具およびその部品

登録の業務を行う事業所

東京都台東区浅草橋二の二十一財団法人日本輸
出雑貨センター東京本部

認定の業務を行う事業所
東京都台東区浅草橋二の二十一財団法人日本輸
出雑貨センター東京本部

大阪市東区備後町二の五十六第二野村ビル内財

団法人日本輸出雜貨センター大阪本部

東京都港区赤坂檜町十八日本輸出家具協会内財

団法人日本輸出雜貨センター檜町分室

名古屋市中区大池町四の一名古屋商工会議所内

財団法人日本輸出雜貨センター名古屋支部

神戸市生田区海岸通り一の十六神戸商工会議所

内財団法人日本輸出雜貨センター神戸支部

館内財団法人日本輸出雜貨センター横浜支部

横浜市中区尾上町五の八〇神奈川県中小企業会

第二章 登録

第六条 特定貨物のデザインの登録の申請をしようとする者は、特定貨物の別に従い、当該貨物のデザイン一件ごとに輸出品デザイン法施行規則（昭和三十四年九月二十九日通商産業省令第九十五号。以下「施行規則」という。）第二条の規定で定める「デザイン登録申請書」（以下「登録申請書」という。）二通にデザインの内容を明示する図面または写真を添付し、第五条に規定する登録または認定の業務を行う事業所に提出す

るものとする。

第七条 雜貨センターは、前条の登録申請書を受理したときは、「登録申請受理年月日」および「登録申請番号」の欄に所要事項を記載するものとする。

第八条 雜貨センターは、提出された登録申請書により、第二十一条および第二十二条の規定に基き当該デザインの審査を行い、登録の可否を決定するものとする。

第九条 雜貨センターは、前条の審査の結果登録を決定したときは、登録台帳に記載するとともに様式第一による「登録通知書」により登録を受けた者にその旨を通知するものとする。

2 雜貨センターは、前項による登録をしたときは、そのデザインの内容の特許庁に通報するものとする。

3 雜貨センターは、登録された特定貨物の品目、デザインの内容ならびに登録番号および登録年月日を雜貨センターの発行する「登録公報」に公示するものとする。

第十条 雜貨センターは、第八条の審査の結果デザイン

の登録の拒絶の決定をしようとするときは、様式第二の「登録拒絶理由書」により登録の申請をした者に通知するとともに、一月以内の期間を定めて意見書を提出する機会を与えるものとする。

- 2 雑貨センターは、第一項の規定により登録の拒絶をしたときは、様式第三の「登録拒絶決定通知書」に理由を附して、その登録の拒絶した者に通知するものとする。

第十一条 雑貨センターは、第九条第一項の規定により登録されたデザインについて次の各号の一に該当する場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 登録が法第三条または第五条の規定に違反してされたことが明らかになったとき。
- (2) 登録を受けたデザインが法第三条第二項第一号から第三号までまたは第五号に該当するに至つたとき。
- (3) 登録を受けた者が法第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を失うに至つたとき。

- (4) 登録を受けた者が法第四十二条第二項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

(5) 登録を受けたデザインがその者の登録実用新案または登録意匠と同一または類似のデザインである場合において、当該実用新案権または意匠権の存続期間が満了したとき。

- 2 雑貨センターは、前項の各号の一により取消をしようとするときは、様式第四の「登録取消理由書」により登録を受けた者に通知するとともに、一月以内の期間を定めて意見書を提出する機会を与えるものとする。

3 雑貨センターは、第一項の規定により登録を取消したときは、様式第五の「登録取消通知書」に理由を附して、その登録を取消した者に通知するものとする。

第十二条 雑貨センターは、デザインの登録の有効期間の満了する日の一月前にデザインの登録を受けた者に対し、様式第六で定める「有効期間満了通知書」により有効期間の満了年月日を通知するものとする。

2 登録の更新をしようとする者は、施行規則第四条の

規定で定める「デザイン登録更新申請書」を雑貨センターに提出するものとする。

第十三条 デザインの登録を受けた者であつて、登録申請書の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名の記載事項に変更があつたときは、十日以内に施行規則第五条の規定で定める「登録台帳記載事項変更届出書」を雑貨センターに提出するものとする。

2 登録を受けた者について、相続または合併があつて地位の承継を受けたときは、十日以内に施行規則第五条の規定で定める「承継届出書」にその事実を証する書面を添えて雑貨センターに提出するものとする。

第十四条 登録を受けたデザインの取消を請求しようとする者は、施行規則第六条の規定で定める「登録取消請求書」を雑貨センターに提出するものとする。

2 雑貨センターは、前条の請求があつたときは、第八条の規定に基づく審査の上登録を取消かどうかを決定し、登録の取消の請求人に対し、様式第七で定める「登録取消請求に対する通知書」によりその旨を通知

するものとする。

第三章 認定

第十五条 特定貨物のデザインまたは商標の認定の申請をしようとする者は、特定貨物の別に従い、当該貨物のデザイン一件ごとに施行規則第七条の規定で定める「デザイン・商標認定申請書」（以下「認定申請書」という。）二通にデザインまたは商標の内容を明示する図面または写真を添付し、第五条に規定する認定の業務を行う事業所に提出するものとする。

第十六条 前条の認定申請書を受理した雑貨センターは、当該申請書の「受付年月日」「受付番号」および「手数料」の欄に所要事項を記載し、第二十一条および第二十二条の規定に基き当該デザインおよび商標（以下「デザイン等」という。）について審査を行い、「認定番号」の欄に番号を記入し、「認定機関の名称および代表者の氏名」の項にシールプレスを行い、一通を申請者に返却する。

第十七条 特定貨物のデザイン等と前条により審査を受けたデザイン等と同じであるか、否かについての認定

を受けようとする者は、シール付認定申請書と当該特定貨物を第五条に規定する認定の業務を行う事業所に提出しなければならない。

第十八条 雑貨センターは、シール付認定申請書と特定貨物のデザイン等が同一である旨の認定をしたときは、当該特定貨物に認定済ラベルを貼付するものとする。

2 雑貨センターは、前項の認定をしたときは、前条により提出されたシール付認定申請書に認定の年月日および「認定機関の名称および代表者の氏名」の項に記名押印を行い、認定済認定申請書として認定を受けた者に返却するとともに、施行規則第八条第二項の規定で定める認定証明書に所要事項を記載し、認定を受けた者に交付するものとする。この場合において、認定証明書の「有効期限」の項は輸出品デザイン法施行令（昭和三十四年政令第三百十号）第二条で定める有効期間の最終日を記載するものとする。

第十九条 認定を受けたデザインまたは商標と同一のデザインまたは商標の特定貨物を輸出しようとする者

は、認定申請書二通に、第十八条の規定により返却を受けた認定済認定申請書を添え雑貨センターに提出し、輸出しようとする特定貨物との照合を受けることができるものとする。

2 前項の申請をするときは、申請書の「デザイン・商標の内容」の欄は図面または写真の添付に替えて認定済認定申請書の認定番号を記入するものとする。

第二十条 第十八条の規定により発行された認定証明書を分割する必要があるときは、当該証明書を雑貨センターに提示し、分割発行を受けることができる。ただし、分割された証明書の数量の合計は、分割前の証明書の数量と同一数量とする。

第四章 審査

第二十一条 登録および認定を行うための審査は、認定機関指定基準規則（昭和三十四年九月二十九日通商産業省令第九十六号（以下「基準規則」という。）で定める審査を行う者（以下「審査人」という。）が特定貨物の品目ごとに組織する審査人会で行う。ただし、認定の審査の場合において、その決定につき疑義のないも

のについてはこの限りでない。

第二十二条 審査人会の登録、登録拒絶の決定、登録の取消請求、登録の削除および認定の審査の基準は、法第六条第一項、第七条、第十一条、第十二条、第十三条および第十六条に定める登録および認定の基準によるものとする。

第五章 認定の表示

第二十三条 認定機関は、第十八条および第十九条の認定を行つたときは、様式第八（外装ラベル）による外装表示を当該貨物の梱包の見やすい箇所に明りように貼付するものとする。

第二十四条 前条の内装の表示については、当該特定貨物とそれ以外の貨物を同一梱包で輸出する場合等必要に応じ様式第九による表示をその貨物の単位包装の見やすい箇所に明りように貼付するものとする。

第二十五条 第二十三条第一項および第二十四条の規定による認定の表示に訂正の要があると認めるときは、その認定済ラベルに様式第十の取消印章を押印し、こ

れを回収するものとする。

第六章 手数料等

第二十六条 登録および認定の手数料は、輸出品デザイン法施行令（昭和三十四年政令第三百十号）で定める次のとおりとする。

（一）万年筆

登録申請をする者の納付すべき手数料（以下「登録申請手数料」という。）一件につき五百円

登録を受けた者の納付すべき手数料（以下「登録手数料」という。）一件につき二千元

登録の有効期間の更新の申請をする者の納付すべき手数料（以下「登録更新手数料」という。）

一件につき一千元

認定の申請をする者の納付すべき手数料（以下「認定手数料」という。）当認貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に一千分の一を乗じて得た額
（二）空気入れビニール製のおもちゃ

登録申請手数料

一件につき五百円

登録手数料

一件につき二千円

登録更新手数料

一件につき千円

認定手数料

当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に

一千分の一を乗じて得た額

(三) 家具およびその部品

イ 家具

登録申請手数料

一件につき五百円

登録手数料

一件につき二千五百円

登録更新手数料

一件につき千二百五十円

認定手数料

当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の二を乗じて得た額

ロ 部品

登録申請手数料

一件につき五百円

登録手数料

一件につき二千円

登録更新手数料

一件につき千円

認定手数料

当該貨物をFOB建の輸出契約により輸出するものとした場合におけるFOB建の代金の額に千分の二を乗じて得た額

第二十七条

前条の規定による手数料は、現金、無記名式または記名式持参人払の小切手、郵便通常為替または郵便振替貯金支払証書により納付するものとする。

第二十八条

手数料の納付する時期は、次によるものとする。

(一) 登録申請手数料は、登録申請と同時に納付するものとする。

(二) 登録手数料は、登録決定の通知を受けた日から十五日以内に納付するものとする。

(三) 登録更新手数料は、登録更新の申請と同時に納付するものとする。

(四) 認定手数料は、認定申請と同時に納付するものとする。

第二十九条 第十八条および第十九条第一項の規定により、貨物の出張認定を行ったときは、次の区分により出張費用を受納することができる。

出張区分

事業所より三十キロメートル未満 交通費実費と日当百円

事業所より三十キロメートル以上 } 交通費実費と日当
事業所より五十キロメートル未満 } 当百五十円

事業所より五十キロメートル以上 交通費実費と日当
三百円

なお、以上の認定を行うため宿泊を必要とするときは、宿泊料として、千五百円を加算するものとする。

第三十条 第十八条第二項および第十九条の規定により発行する認定証明書の料金は証明書一通について五十円とするものとする。

第三十一条 第四条第二項の規定による執務時間外または休日認定の申請および認定を行うときは、手数料

以外に次の区分により時間外料金を受納する。

申請件数 一件につき五百円

第七章 雑則

第三十二条 登録は原則として公開登録とする。

ただし、申請者の申出により非公開とすることができる。

2 非公開とした登録台帳について、利害関係人の申出および正当な理由がある場合は、これを閲覧に供することができる。

第三十三条 雑貨センターの処分に対して不服のある者は、施行規則第二十三条の規定で定める異議申立書を雑貨センターを経由して通商産業大臣に提出することができる。

附則第一

番 号
年 月 日

内閣府
日本輸出雑貨センター
法人

代表者の氏名 ㊦

登 録 通 知 書

昭和 年 月 日付申請に係るデザインは、次のとおり登録したのでお知らせします。

記

1 登録申請の内容

- (イ) 特定貨物の品目
 - (ロ) 登録申請受理年月日
 - (リ) 登録申請番号
- 2 登録の内容
- (イ) 登録番号
 - (ロ) 登録年月日

様式第2

番 号
年 月 日

殿

財団 日本輸出雑貨センター
法人

代表者の氏名

㊦

登 録 拒 絶 理 由 書

昭和 年 月 日付申請に係るデザインは、次の理由により登録を拒絶したのでお知らせします。

なお、この登録拒絶に異議のあるときは、この通知を受けた日から1月以内に意見書を提出して下さい。

記

1 登録申請の内容

- (イ) 特定貨物の品目
 - (ロ) 登録申請受理年月日
 - (リ) 登録申請番号
- 2 登録拒絶の理由

様式第3

番 号
年 月 日

殿

財団 日本輸出雑貨センター
法人

代表者の氏名

㊦

登録拒絶決定通知書

昭和 年 月 日付申請に係るデザインは、次の理由により登録を拒絶したのでお知らせします。

記

1 登録申請の内容

- (イ) 特定貨物の品目
- (ロ) 登録申請受理年月日
- (リ) 登録申請番号

2 登録拒絶の理由

様式第4

番号
年月日
殿

財団日本輸出雑貨センター
法人
代表者の氏名 ㊟

登録取消理由書

昭和 年 月 日付をもつて登録された次の貨物について、次の理由により登録を取消することとしたいのでお知らせします。

なお、登録取消に異議のあるときは、この通知を受けた日から1月以内に意見書を提出して下さい。

記

1 登録の内容

- (イ) 特定貨物の品目
- (ロ) 登録番号
- (リ) 登録年月日

2 登録取消の理由

様式第5

番号
年月日
殿

財団日本輸出雑貨センター
法人
代表者の氏名 ㊟

登録取消通知書

昭和 年 月 日付をもつて登録された次の貨物は次の理由により登録を取消しましたのでお知らせします。

記

1 登録の内容

- (イ) 特定貨物の品目

- (ロ) 登録番号
- (イ) 登録年月日

2 登録取消の理由

様式第 6

番 号
年 月 日

殿

財団法人 日本輸出雑貨センター
法人

代表者の氏名 ㊤

登録有効期間満了通知書

昭和 年 月 日付をもつて登録された次の貨物の有効期間が昭和 年 月 日をもつて満了となりますのでお知らせします。

なお、登録の有効期間の更新をしようとするときは、輸出品デザイン法施行規則第 4 条の規定によるデザインの登録の更新申請をして下さい。

記

- 1 特定貨物の品目
- 2 登録番号

- 3 登録年月日
- 4 登録の有効期限

様式第 7

番 号
年 月 日

殿

財団法人 日本輸出雑貨センター
法人
代表者の氏名 ㊤

登録取消請求に対する通知書

昭和 年 月 日付をもつて登録取消請求のあった下記物件については、次の理由により登録を取消しないことに決定しましたので、お知らせします。

理由 記

- 1 登録の内容
 - (イ) 特定貨物の品目
 - (ロ) 登録番号
 - (イ) 登録年月日
- 2 登録を取消さない理由
登録を取消す

様式 第8



様式 第9



様式第10



財団法人日本機械デザイン・センター登録認定業務規定

第一章 総則

第一条 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第一〇六号。以下「法」という。）第二条第二項の規定に基き指定された次の貨物（以下「特定貨物」という。）の登録および認定の業務は、この規定の定めるところによる。

一 二枚以上の撮影レンズを有するか、またはバルブ、タイムおよびインスタント以外のシャッターの公称速度のシャッターを有する携帯写真機（組立暗箱のもの、航空撮影用のもの、水中撮影用のものその他特殊の用途に用いるものを除く。以下「携帯写真機」という。）ならびにそのボディおよび撮影レンズ

二 ハミリ撮影機ならびにそのボディおよび撮影レンズ

三 ハミリ映写機および映写レンズ

四 電気露出計

第二条 登録および認定の業務を行う時間は、九時から十七時までとする。

第三条 休日とは、次のとおりとする。

一 日曜日および国民の祝日

二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

第四条 事業所の長が業務の遂行に必要と認めたときは、その職員に執務時間外または休日に執務を命ずることができる。

二 第二条に規定する時間以外の時間または前条に規定する休日に認定の申請をしようとする者は、その時間前または当該日の前々日までに財団法人日本機械デザインセンター（以下「機械センター」という。）に連絡するものとする。

第五条 登録および認定の業務を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。登録および認定の業務を行う事業所

東京都港区芝罘平町七番地 財団法人日本機械デザインセンター

第二章 登録

第六条 特定貨物のデザイン登録の申請をしようとする者は、特定貨物の別にしたいが、当該貨物のデザイン一件ごとに輸出品デザイン法施行規則（昭和三十四年九月二十九日通商産業省令第九五号。以下「施行規則」という。）第二条の規定で定めるデザイン登録申請書（以下「登録申請書」という。）二通を第五条に規定する登録および認定の業務を行う事業所に提出するものとする。

第七条 機械センターは前条の登録申請書を受理したときは、「登録申請受理年月日」および「登録申請番号」を記入するものとする。

第八条 機械センターは、提出された登録申請書により、第二十一条および第二十二条の規定に基き当該デザインの審査を行い、登録の可否を決定するものとする。

第九条 機械センターは、前条の審査の結果登録を決定したときは、登録台帳に記載するとともに様式第一による「登録通知書」により登録を受けた者にその旨を

通知するものとする。

二 機械センターは、前項による登録をしたときは、登録した当該デザインの内容を特許庁に通報するものとする。

三 機械センターは、登録されたデザインの件名、特定貨物の品目ならびに登録番号および登録年月日を機械センターの発行する月報に公示するものとする。

第十条 機械センターは、第八条の審査の結果デザインの登録の拒絶の決定をしようとするときは、様式第二の「登録拒絶理由書」により登録の申請をした者に通知するとともに、十五日をこえない期間を定めて意見書を提出する機会を与えるものとする。

二 機械センターは、第一項の規定により登録の拒絶をしたときは、様式第三の「登録拒絶決定通知書」に理由を附して、その登録の拒絶をした者に通知するものとする。

第十一条 機械センターは、第九条第一項の規定により登録されたデザインについて次の各号の一に該当するため登録を取り消そうとするときは、理由を附してそ

の旨登録を受けた者に通知するものとする。

(一) 登録が法第三条または第五条の規定に違反してされたことが明らかになったとき

(二) 登録を受けたデザインが法第三条第二項第一号から第三号までまたは第五号に該当するにいたつたとき

(三) 登録を受けた者が法第三条第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を失うにいたつたとき

(四) 登録を受けた者が法第四十二条第二項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき

(五) 登録を受けたデザインがその者の登録実用新案または登録意匠と同一または類似のデザインである場合において、当該実用新案権または意匠権の存続期間が満了したとき

二 機械センターは、前項の各号の一により取消をしようとするときは、様式第四の「登録取消理由書」により登録を受けた者に通知するとともに、十五日をこえない期間を定めて意見書を提出する機会を与えるも

のとする。

三 機械センターは、第一項の規定により登録を取消したときは、様式第五の「登録取消通知書」に理由を附して、その登録を取消した者に通知するものとする。

第十二条 機械センターは、デザインの登録の有効期間の満了する日の一月前にデザインの登録を受けた者に対し、様式第六で定める「有効期間満了通知書」により有効期間の満了年月日を知照するものとする。

二 登録の更新をしようとする者は、施行規則第四条の規定で定めるデザイン登録更新申請書を機械センターに提出するものとする。

第十三条 デザインの登録を受けた者であつて、登録申請書の氏名または名称ならびに住所および法人にあつては代表者の氏名の記載事項に変更があつたときは十日以内に施行規則第五条の規定で定める「登録台帳記載事項変更届出書」を機械センターに提出するものとする。

二 登録を受けた者について、相続または合併があつて

地位の承継を受けたときは、十日以内に施行規則第五条の規定で定める「承継届出書」にその事実を証する書面を添えて機械センターに提出するものとする。

第十四条 登録を受けたデザインの取消を請求しようとする者は、施行規則第六条の規定で定める「登録取消請求書」を機械センターに提出するものとする。

二 機械センターは、前条の請求があつたときは、第八条の規定に基づく審査の上登録を取消すかどうかを決定し、登録の取消の請求人に対し、様式第七で定める「登録取消請求に対する通知書」によりその旨を通知するものとする。

第三章 認定

第十五条 特定貨物のデザインまたは商標の認定の申請をしようとする者は特定貨物の別にしたがい、当該貨物のデザイン一件ごとに施行規則第七条の規定で定める「デザイン・商標認定申請書」（以下「認定申請書」という。）二通および写一通にデザインまたは商標の内容を明示する図面または写真を添付し、第五条に規定する登録および認定の業務を行う事業所に提出するも

のとす。

第十六条 前条の認定申請書を受理した機械センターは、当該申請書の「受付年月日」、「受付番号」および「手数料」の欄に所要事項を記載し、第二十一条および第二十二条の規定に基き当該デザインおよび商標（以下「デザイン等」という。）について審査を行い、「認定番号」の欄に番号を記入し、「認定機関の名称および代表者の氏名」の項にシールプレスを行い一通を申請者に返却する。

第十七条 特定貨物のデザイン等と前条により審査を受けたデザイン等と同じであるか、否かについての認定を受けようとする者は、シール付認定申請書と当該特定貨物を第五条に規定する登録および認定の業務を行う事業所に提出しなければならない。

第十八条 機械センターは、シール付認定申請書と特定貨物のデザイン等が同一である旨の認定をしたときは、当該特定貨物に認定済ラベルを貼付するものとする。

二 機械センターは、前項の認定をしたときは、前条に

より提出されたシール付認定申請書の「認定の年月日」および「認定機関の名称および代表者の氏名」の項に記名押印を行い、認定済認定申請書として認定を受けた者に返却するとともに、施行規則第八条第二項の規定で定める「認定証明書」に所要事項を記載し、認定を受けた者に交付するものとする。この場合において、認定証明書の「有効期限」の項は輸出品デザイン法施行令（昭和三十四年政令第三一〇号）第二条で定める有効期間の最終日を記載するものとする。

第十九条 認定を受けたデザインまたは商標と同一のデザインまたは商標の特定貨物を輸出しようとする者は、認定申請書二通に、第十八条の規定により返却を受けた認定済認定申請書を添え機械センターに提出し、輸出しようとする特定貨物との照合を受けることができる。

二 前項の申請をするときは、申請書の「デザイン・商標の内容」の欄は図面または写真の添付に替えて認定済認定申請書の認定番号を記入するものとする。

第二十条 第十八条の規定により発行された認定証明書

を分割する必要を生じたときは、当該証明書を機械センターに提示し、分割発行を受けることができる。ただし、分割された証明書に記載してある特定貨物の数量の和が分割前の証明書に記載された数量と同一数量とする。

第四章 審査

第二十一条 登録および認定を行うための審査は、認定機関指定基準規則（昭和三十四年九月二十九日通商産業省令第九六号以下「基準規則」という。）で定める審査を行う者（以下「審査人」という。）が特定貨物の品目ごとに組織する審査人会で行う。ただし認定の審査の場合においてその決定につき疑義のないものについてはこの限りでない。

第二十二条 審査人会の登録、登録拒絶の決定、登録の取消請求、登録の消除および認定の審査の基準は、法第六条第一項、第七条、第十一条、第十二条、第十三条および第十六条に定める登録および認定の基準によるものとする。

第五章 認定の表示

第二十三条 第十八条および第十九条の認定を行つたときは、様式第八（内装ラベル）の表示をその貨物の単位包装の見やすい個所に明りように貼付するものとする。

二 単位包装の状態により前項の表示をすることが困難と思われる場合は、第二十四条で定める表示方法によることが出来る。

第二十四条 前条第一項の貨物の梱包には、様式第九（外装ラベル）の表示を当該貨物の梱包の見やすい個所に明りように貼付するものとする。

第二十五条 第二十三条第一項および第二十四条の規定による認定の表示に訂正の要があると認めたときは、その認定済ラベルに様式第十の取消印章を押印し、これを回収するものとする。

第六章 手数料等

第二十六条 登録および認定の手料は、輸出品デザイン法施行令（昭和三十四年政令第三百十号）で定める次のとおりとする。

一 携帯写真機ならびにそのボディおよび撮影レンズ

(イ) 携帯写真機およびそのボディ

登録申請をする者の納付すべき手数料（以下「登録申請手数料」という。）

一件につき 五〇〇円

登録を受けた者の納付すべき手数料（以下「登録手数料」という。）

一件につき 五、〇〇〇円

登録の有効期間の更新の申請をする者の納付すべき手数料（以下「登録更新手数料」という。）

一件につき 二、五〇〇円

認定の申請をする者 当該貨物をFOB建の輸
の納付すべき手数料 出契約により輸出するも
（以下「認定手数料」という。） のとした場合におけるFOB建の代金の額に一〇〇〇分の一を乗じて得た額

(ロ) 撮影レンズ

登録申請手数料 一件につき 五〇〇円
登録手数料 一件につき 三、〇〇〇円

登録更新手数料 一件につき 一、五〇〇円

認定手数料

当該貨物をFOB建
の輸出契約により輸
出するものとした場
合におけるFOB建
の代金の額に一〇〇
分の一を乗じて得
た額

二 ハミリ撮影機ならびにそのボディおよび撮影レ
ンズ

(イ) ハミリ撮影機およびそのボディ

登録申請手数料 一件につき 五〇〇円

登録手数料 一件につき 五、〇〇〇円

登録更新手数料 一件につき 二、五〇〇円

認定手数料

当該貨物をFOB建
の輸出契約により輸
出するものとした場
合におけるFOB建
の代金の額に一〇〇
分の一を乗じて得
た額

(ロ) 撮影レンズ

登録申請手数料 一件につき 五〇〇円

登録手数料 一件につき 三、〇〇〇円

登録更新手数料 一件につき 一、五〇〇円

認定手数料

当該貨物をFOB建
の輸出契約により輸
出するものとした場
合におけるFOB建
の代金の額に一〇〇
分の一を乗じて得
た額

三 ハミリ映写機およびその映写レンズ

(イ) ハミリ映写機

登録申請手数料 一件につき 五〇〇円

登録手数料 一件につき 五、〇〇〇円

登録更新手数料 一件につき 二、五〇〇円

認定手数料

当該貨物をFOB建
の輸出契約により輸
出するものとした場
合におけるFOB建
の代金の額に一〇〇
分の一を乗じて得
た額

(ロ) 映写レンズ

登録申請手数料 一件につき 五〇〇円

登録手数料 一件につき 三、〇〇〇円

登録更新手数料 一件につき 一、五〇〇円

認定手数料

当該貨物をFOB建
の輸出契約により輸
出するものとした場
合におけるFOB建
の代金の額に100
0分の一を乗じて得
た額

四 電気露出計

登録申請手数料

一件につき

500円

登録手数料

一件につき

三、000円

登録更新手数料

一件につき

一、500円

認定手数料

当該貨物をFOB建
の輸出契約により輸
出するものとした場
合におけるFOB建
の代金の額に100
0分の一を乗じて得
た額

第二十七条 前条の規定による手数料は、現金、無記名

式または記名式持参人払の小切手、郵便通常為替または郵便振替貯金支払証書により納付するものとする。

第二十八条 手数料の納付する時期は、次によるものとする。

(一) 登録申請手数料は、登録申請と同時に納付するものとする。

のとする。

(二) 登録手数料は、登録決定の通知を受けた日から十五日以内に納付するものとする。

(三) 登録更新手数料は、登録更新の申請と同時に納付するものとする。

(四) 認定手数料は、認定申請と同時に納付するものとする。

第二十九条 第十八条および第十九条第一項の規定により、貨物の出張認定を行つたときは、次の出張費用を受納することができる。

交通費実費および 日当 三五〇円

なお、以上の認定を行うため宿泊を必要とするときは、宿泊料として一、五〇〇円を加算するものとする。

二 出張の認定を依頼するときは、様式第十一「出張

認定依頼書」に所要事項を記載し、認定をうける日の五日前迄に第五条に規定する登録および認定の業務を行う事業所に提出するものとする。

第三十条 第四条第二項の規定による執務時間外または

休日認定を行うときは、手数料以外に次の区分により時間外料金を受納する。

申請件数 一件につき 五〇〇円

第七章 雑則

第三十一条 登録は、原則として公開登録とする。ただし、申請者の申出により非公開とすることができる。

二 非公開とした登録台帳について、利害関係人の申出および正当な理由がある場合は、これを閲覧に供することができる。

第三十二条 機械センターの処分に対して不服のある者は、施行規則第二十三条の規定で定める異議申立書を機械センターを通じて通商産業大臣に提出することができる。

様式第1

第	号
年	日
財団法人 日本機械デザイン・センター 殿	

理事長 弘 中 協

登 録 通 知 書

昭和 年 月 日付申請に係るデザインは、次のとおり登録したのでお知らせします。

記

- 1 登録申請の内容
 - (イ) 特定貨物の品目
 - (ロ) 登録申請受理年月日
 - (ハ) 登録申請番号
- 2 登録の内容
 - (イ) 登録番号
 - (ロ) 登録年月日

様式第2

第	号
年	日
財団法人 日本機械デザイン・センター 殿	

理事長 弘 中 協 ㊟

登 録 拒 絶 理 由 書

昭和 年 月 日付申請に係るデザインは、次の理由

により登録を拒絶したのでお知らせします。

なお、この登録拒絶に異議のあるときは、この通知を

受けた日から15日以内に意見書を提出して下さい。

記

1 登録申請の内容

(イ) 特定貨物の品目

(ロ) 登録申請受理年月日

(リ) 登録申請番号

2 登録拒絶の理由

様式第 3

第 号
年 月 日

殿

財団法人 日本機械デザイン・センター
法人

理事長 弘 中 協 ㊟

登録拒絶決定通知書

昭和 年 月 日付申請に係るデザインは、次の理由

により登録を拒絶したのでお知らせします。

記

1 登録申請の内容

(イ) 特定貨物の品目

(ロ) 登録申請受理年月日

(リ) 登録申請番号

2 登録の拒絶の理由

様式第 4

第 号
年 月 日

殿

財団法人 日本機械デザイン・センター
法人

理事長 弘 中 協 ㊟

登 録 取 消 理 由 書

昭和 年 月 日付をもって登録された次の貨物につ

いて、次の理由により登録を取消することとしたいのでお
知らせします。

なお、登録取消に異議のあるときは、この通知を受け
た日から15日以内に意見書を提出して下さい。

記

1 登録の内容

(イ) 特定貨物の品目

(ロ) 登録番号

(リ) 登録年月日

2 登録取消の理由

様式第 5

第 号
年 月 日

殿

財団 日本機械デザイン・センター
法人

理事長 弘 中 協⑨

登 録 取 消 通 知 書

昭和 年 月 日付をもって登録された次の貨物は、

次の理由により登録を取消しましたのでお知らせしま
す。

記

1 登録の内容

(イ) 特定貨物の品目

(ロ) 登録番号

(リ) 登録年月日

2 登録取消の理由

様式第 6

第 号
年 月 日

殿

財団 日本機械デザイン・センター
法人

理事長 弘 中 協[㊤]

登録有効期間満了通知書

昭和 年 月 日付をもつて登録された次の貨物の有効期間が昭和 年 月 日をもつて満了となりますのでお知らせします。

なお、登録の有効期間の更新をしようとするときは、輸出品デザイン法施行規則第4条の規定によるデザイン登録の更新申請をして下さい。

記

- 1 特定貨物の品目
- 2 登録番号
- 3 登録年月日
- 4 登録の有効期間

様式第7

第 号

年 月 日

殿

財団 日本機械デザイン・センター
法人

理事長 弘 中 協[㊤]

登録取消請求に対する通知書

昭和 年 月 日付をもつて登録取消請求のあった下記物件については、次の理由により登録を取消しないと決定しましたので、お知らせします。

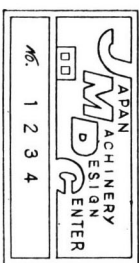
記

- 1 登録の内容
(イ) 特定貨物の品目
(ロ) 登録番号
(ハ) 登録年月日
- 2 登録を取消さない理由
登録を取消す

1111日

LABEL for CAMERA

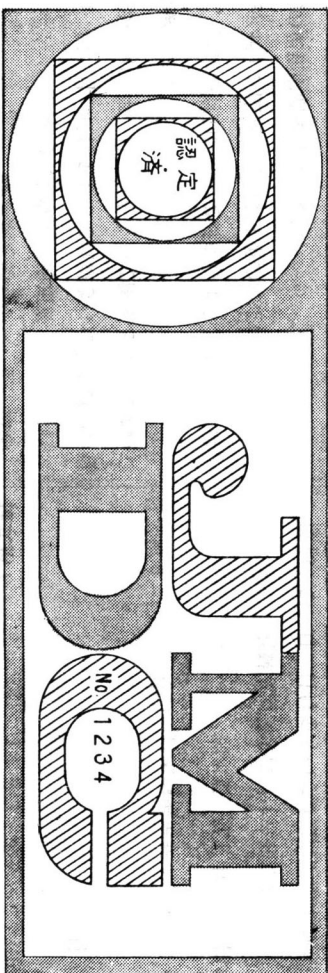
様式 8



様式 10



様式 9



様式第11

昭和 年 月 日

財団法人

日本機械デザイン・センター 殿

申請者 住所または居所

氏名 (法人にあつては、名称
および代表者の氏名)

印

出張認定依頼書

特定貨物の認定につき、次のように出張を依頼します。

1 認定の内容

(イ) 特定貨物の品目

(ロ) 認定をうける場所

(リ) 認定をうける日時

2 必要とするラベルの数

(イ) 内装 枚

(ロ) 外装 枚

輸出品デザイン法施行令別表第
一に掲げる品目の解釈について

(三四通局第三三四七号)
昭和三十四年十二月二十六日

改正 三五通局第三〇号 昭和三十五年一月七日

輸出品デザイン法施行令(昭和三十四年政令第三一〇号)別表第一に掲げる品目の解釈を次のように定める。

記

一 第一号の「金属板製のペン先を有する万年筆」とは、万年筆のペン先が金属板製のものであつて、ボールペンまたはガラス製のペン先を有する万年筆は含まない。

二 第二号の「軟質塩化ビニール製のおもちゃであつて、空気を吹き入れて用いる構造のもの」とは、材質が軟質塩化ビニールであつて、空気を吹き入れる構造を有し、空気を吹き入れておもちゃとして使用するものをいう。

したがつて、材質、構造および使用目的が前記と同一のものであれば、作動するための機械を用いたも

の、製品に宣伝のための表示をしているもの、長さ一メートル以下のボートは含まれるが、波乗、枕、ハンガー等はおもちゃでないので含まない。

三(1) 第三号の「金属製」とは、その構造の主要部分が金属製のものをいう。

(2) 部品

イ 甲板とは、机および卓子の上部を構成するものをいう。

ロ 前板とは、ひきだしの前部を構成するものをいう。

ハ ぬきとは、脚と脚を連結する補強材をいう。

ニ 幕板とは、甲板の裏面に接し、脚と脚を連結するかまたは幕板と幕板を連結している補強板をいう。

ホ 座とは、いす、腰掛の座面をいう。

ヘ 天板とは、たんす、食器戸棚、飾棚の上部を構成するものをいう。

(3) 第三号イの「机」には、甲板上に棚、戸棚、ひきだし等を附したものの、タイプライター、計算機等を収納するための特殊な構造を有するもの、補助的な

甲板またはいす等を附したものおよび分解または折たたみの可能なものは含まれるが、高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが六〇センチメートル以下のものは、社会通念上おもちゃとして用いられていない。

(4) 第三号ロの「卓子」には、甲板を拡張、分解または折たたみの可能なもの、高低の調節ができるもの、補助的に棚、ひきだし等を附したものは含まれるが、高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが四五センチメートル以下のものは社会通念上おもちゃとして用いられ、またそれらに漆またはカシュー塗装をしたものであつて、その高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが七六センチメートル以下のものは社会通念としてはいわゆる漆器の中に入り卓子として使用しないので含まない。

(5) 第三号ハの「いす」には、座の高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが二五センチメートル以下のものは、社会通念上おもちゃとして用いられていない。

(6) 第三号ニの「腰掛」には、卓子を附したものの、踏台、くず箱等をかねて用いる構造のもの、分解、折たたみまたは組み合せの可能なものは含まれるが、高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが二五センチメートル以下のものは、社会通念上おもちゃとして用いられているので含まない。

(7) 第三号ホの「たんす」には、分解が可能なものは含まれるが、高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが六一センチメートル以下のものは社会通念上たんすとして用いられていないので含まない。

(8) 第三号ヘの「食器戸棚」には、補助的な卓子等を附したもののおよび分解または折たたみの可能なものは含まれるが、食品、調味料等を収納する容器類および高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが四五センチメートル以下のものは、社会通念上食器戸棚として用いられていないので含まない。

(9) 第三号トの「飾棚」とは、それ自体装飾のために用いることを主目的とし、同時に装飾用品等を置いたり物を収納することができる構造を有するものを

いい、また装飾が主目的であつても壁掛のように特定の場所に固定して使用するものは家具の概念に入らないので飾棚には含まれない。

したがつて、飾棚の大部分は、いわゆる飾戸棚であるが、必ずしも戸棚を有するもののみに限らず棚だけで構成されたものであつても前記の概念に入るものは飾棚として取り扱われる。

なお、高さ、巾および奥行のそれぞれの長さが四五センチメートル以下のものは、社会通念上飾棚として用いないので含まない。

四(1) 第四号の「携帯写真機」には、写真機とラジオまたは双眼鏡等が組み合せられたものは含まれる。

(2) 第四号の「特殊の用途に用いるもの」とは、パノラマ写真用のもの、複写専用のもの、医療、理化学、測地、天体、気象等特殊撮影専用のをいう。

(3) 第四号の「撮影レンズ」には、ズームレンズは含まれるが、コンバージョンレンズ（いわゆる交換レンズではなく、単体で撮影ができず標準レンズに取

り付けて用いるもの。以下同じ。）およびアタチメントレンズは含まれない。

五 第五号の「撮影レンズ」には、ターレット式以外のコンバージョンレンズ、アタチメントレンズおよびアナモフィックレンズは含まれない。

六 第七号の「電気露出計」には、色温度計および写真機のボディに組込となつてゐる電気露出計であつてこれを単体として使用できないものは含まれない。

現行意匠法

（大正十年四月三十日
法律第九十八号）

改正

昭和四法四九、昭和八法一〇、昭和一三法五、
昭和二三法一〇五、昭和二三法一七二、昭和二
四法一〇三、昭和二六法一一、昭和三四法一一

五

第一条

物品ニ関シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ
係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ為シタル者ハ其ノ物品

ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第二条 左ニ掲クル意匠ニ付テハ之ヲ登録セス

一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形状又ハ模様ヲ有ス
ルモノ

二 秩序又ハ風俗ヲ案ルノ虞アルモノ

三 世人ヲ斯瞞スルノ虞アルモノ

第三条 本法ニ於テ意匠ノ新規ト称スルハ意匠カ左ノ各

号ノ一ニ該当スルコトナキヲ謂フ

一 登録出願前国内ニ於テ公然知ラレ若ハ公然用キラ
レタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

二 登録出願前国内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ
実施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモ
ノ又ハ之ニ類似スルモノ

②意匠ニシテ自己ノ登録意匠ノミニ類似スルモノハ之ヲ
新規ナルモノト看做ス

第四条 同一又ハ類似ノ意匠ニ付テハ最先ノ出願者ニ限

リ登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ
協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ共ニ登録セス

第五条 意匠登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其

ノ意匠ヲ現スヘキ物品ヲ指定スヘシ

第六条 意匠登録出願者ハ登録ノ日より三年以内其ノ意匠ノ秘密ニセムコトヲ請求スルコトヲ得

第七条 実用新案登録出願者カ其ノ実用新案登録出願ヲ其ノ出願ニ係ル意匠ニ付テノ意匠登録出願ニ変更シタルトキハ其ノ意匠登録出願ハ実用新案登録出願ノ時ニ於テ之ヲ為シタルモノト看做ス但シ実用新案登録出願ニ付登録スヘカラストノ査定ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル日より三十日ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 意匠権ハ登録ニ依リ発生ス

② 意匠権者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販売又ハ拡布スルノ權利ヲ専有ス

③ 自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ意匠権ハ最先ニ発生シタル意匠権ト合体スルモノトス

④ 意匠権カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル実用新案権若ハ商標権ト抵触スル場合又ハ登録意匠カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録実用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ意匠権者ハ実用新案権者ノ実施許諾又ハ商標権

者ノ許諾アルニ非サレハ其ノ登録意匠ヲ実施スルコトヲ得ス

第九条 意匠登録出願ノ際現ニ善意ニ国内ニ於テ其ノ意匠実施ノ事業ヲ為シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登録意匠ニ付事業ノ目的タル意匠範圍内ニ於テ実施権ヲ有ス

第十条 登録ノ無効審判請求ノ登録前善意ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ国内ニ於テ其ノ意匠実施ノ事業ヲ為シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登録意匠ニ付事業ノ目的タル意匠範圍内ニ於テ実施権ヲ有ス

一 同一又ハ類似ノ意匠ニ対スル二以上ノ登録中其ノ一カ無効ト為リタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原意匠権者

二 登録ヲ無効トシ同一又ハ類似ノ意匠ニ付正当權利者ノ為ニ登録ヲ為シタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原意匠権者

三 前二号ニ掲クル場合ニ於テ其ノ無効ト為リタル意匠権ニ付実施権ヲ得テ其ノ登録ヲ受ケタル者但シ実施権カ登録ナキモ第十五条第一項ノ効力ヲ有スル場

合ハ登録アルヲ要セス

②意匠登録出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ意匠權ト牴觸スル実用新案權ノ存続期間満了シタル場合ニ於テ其ノ実用新案權ニ付実施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ登録意匠ニ付原実施權ノ範圍内ニ於テ実施權ヲ有ス但シ原実施權カ登録ナキモ実用新案法第十三条第一項ノ効力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

③意匠權者ハ前二項ノ規定ニ依ル実施權者ヨリ相当ノ補償金ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第十一条 意匠登録出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ意匠權ト牴觸スル実用新案權ノ存続期間満了後ニ於ケル原実用新案權者ハ其ノ登録意匠ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ実施權ヲ有ス

第十二条 意匠權ノ存続期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

②第二十五条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十一条ノ規定ニ依リ正当權利者ノ為ニ登録ヲ為シタルトキハ前項ノ十年ノ期間ハ無効ト為リタル登録ノ為サレタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第十三条 意匠權者ハ他人ノ登録実用新案又ハ登録意匠

ヲ実施スルニ非サレハ自己ノ登録意匠ヲ実施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正当ノ理由ナクシテ実施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ他人ノ実施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ実施セラルヘキ実用新案又ハ意匠ノ実用新案權又ハ意匠權發生ノ日ヨリ二年ヲ經過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

②前項ノ規定ニ依リ登録実用新案又ハ登録意匠ヲ実施セラルル者其ノ実施ヲ必要トスル相手方ノ登録意匠ニ付実施ノ許諾ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ相手方カ正当ノ理由ナクシテ実施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ相手方ノ実施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得

第十四条 前条ノ規定ニ依ル実施權者ハ実用新案權者又ハ意匠權者ニ対シ相当ノ補償金ヲ支払フヘシ

②前項ノ実施權者ハ補償金ノ支払ヲ為シ又ハ支払ヲ為スコト能ハサル場合ニ於テハ供託ヲ為スニ非サレハ其ノ登録実用新案又ハ登録意匠ヲ実施スルコトヲ得ス但シ

審決又ハ判決ノ確定前ト雖審決又ハ判決ニ依ル補償金

ニ相当スル金額ヲ供託シタルトキハ実施スルコトヲ得

第十五条 登録意匠ノ実施権ハ之ヲ登録シタルトキハ其

ノ意匠権ヲ爾後取得シタル者及其ノ意匠権ヲ目的トス
ル爾後設定ノ質権ヲ有スル者ニ対シテモ其ノ効力ヲ生

ス

② 第九条乃至第十一条又ハ第二十五条ノ規定ニ依リ準用

スル特許法第十四条第二項ノ規定ニ依ル実施権ハ其ノ
登録ナキ場合ト雖前項ノ効力ヲ有ス

③ 第十三条ノ規定ニ依ル実施権ハ其ノ登録前設定ノ質権
ヲ有スル者ニ対シテモ其ノ効力ヲ生ス

④ 特許法第四十五条ノ規定ハ実施権ノ移転、変更、消滅
若ハ処分ノ制限又ハ実施権ヲ目的トスル質権ノ設定、
移転、変更、消滅若ハ処分ノ制限ニ付之ヲ準用ス

第十六条 意匠権ハ第五条ノ規定ニ依リ指定シタル物品
ニ依リ之ヲ分割シテ移転スルコトヲ得

第十七条 登録カ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ審判ニ
依リ之ヲ無効ト為スヘシ

一 登録カ第一条、第二条又ハ第四条ノ規定ニ違反シ
テ為サレタルトキ

二 登録カ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第

三十二条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ

三 登録カ登録ヲ受クルノ權利ノ承継人ニ非サル者又
ハ登録ヲ受クルノ權利ヲ冒認シタル者ノ為ニ為サレ
タルトキ

四 登録カ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第

三十三条ニ規定スル条約又ハ之ニ準スヘキモノニ違
反シテ為サレタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一号乃至
前号ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 登録カ第二十五条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第

三十二条ノ規定ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特許
法第三十三条ニ規定スル条約若ハ之ニ準スヘキモノ
ニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一号
乃至第三号ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

② 登録ハ意匠権消滅後ト雖前項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト
為スヘシ

第十八条 特許庁ニ意匠原簿ヲ備ヘ意匠権及実施権並之

ヲ目的トスル質権ノ設定、保存、移転、変更、消滅、
処分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス

②登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 登録スヘシトノ査定又ハ審決確定シタルトキ

ハ之ヲ意匠原簿ニ登録シ意匠登録証ヲ下付ス

第十九条ノ二 特許庁ハ意匠公報ヲ発行シ本法ニ規定ス

ル事項其ノ他登録意匠ニ関スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ但シ第六条ノ規定ニ依ル請求ニ依リ秘密ニス

ベキ登録意匠ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十条 意匠ノ登録ヲ受クル者又ハ登録証主ハ登録料

トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 毎年 六百円

二 第四年乃至第十年 毎年 千二百円

②自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ登録ヲ受クル者ハ其

ノ登録ヲ受クル時登録料トシテ每件一時ニ六百円ヲ納

付スヘシ

③第十六条ノ規定ニ依リ分割シテ移転セラルル意匠権ノ

登録ヲ受クル者又ハ登録証主ハ其ノ意匠権ニ付原意匠

権ノ当該年分ヨリノ登録料ヲ納付スヘシ

第二十一条 意匠登録ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシ

テ之ヲ審査セシム

第二十二条 審判ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル政令ニ

規定スルモノノ外左ニ掲クル事項ニ付之ヲ請求スルコ

トヲ得

一 第十七条ノ規定ニ依ル登録ノ無効

二 意匠権ノ範圍ノ確認

②前項第一号ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限り

之ヲ請求スルコトヲ得但シ審査官ハ第四条ノ規定ニ違

反シ又ハ第十七条第一項第三号ニ該当ストノ理由ニ依

ル無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

③第一項第二号ノ確認ノ審判ハ利害關係人ニ限り之ヲ請

求スルコトヲ得

第二十三条 第十三条ノ審判ニ於テハ補償金額ニ付テモ

亦之ヲ審決スヘシ

第二十四条 査定又ハ審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アル

トキハ其ノ査定又ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十

日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得但シ前条ノ規定

ニ依ル補償金額ノ審決及第二十五条ノ規定ニ依リ準用

スル特許法第百十九条第一項ノ規定ニ依ル費用ノ審決

ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五条 特許法第六條、第十條乃至第十四條、第十

六条乃至第十九条、第二十一条乃至第三十三条、第三十六
 条、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十八
 条、第五十一条、第五十五条、第五十六条、第五十八
 条第一項、第五十九条、第六十四条、第六十五条
 第六項第七項、第六十六条第一項、第六十七条乃至第
 六十九条、第七十一条、第七十二条、第八十条乃至第
 八十三条、第八十六条乃至第一百五條、第一百七条、第
 百十條乃至第一百二十二條ノ二、第一百十三條第一項、第百
 十四條及第百十七條乃至第百二十八條ノ九ノ規定ハ意匠
 ニ関シ之ヲ準用ス但シ第百二十八條ノ七及第百二十八
 条ノ八ニ於テ第五十條トアルハ意匠法第十四條、第百
 二十八條ノ八第三号ニ於テ実施権者又ハ特許権者若ハ
 実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ
 意匠権者トス

第二十六条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ三年以下ノ懲

役又ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同一ノ物品ヲ業トシ
テ製作、使用、販売又ハ拡布シタル者

二 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト類似ノ物品ヲ業トシ
テ製作、使用、販売又ハ拡布シタル者

三 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同一又ハ類似ノ物品
ヲ業トシテ輸入又ハ移入シタル者

②前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十七条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲

役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

一 詐偽ノ行為ヲ以テ意匠ノ登録ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者

二 登録意匠ニ係ラサル物品又ハ其ノ物品ノ容器包装
ノ類ニ意匠登録標記ヲ附シ又ハ意匠登録標記ニ紛ハ
シキ表示ヲ為シタル者

三 登錄意匠ニ係ラサル物品ニシテ其ノ物品又ハ其ノ物品ノ容器包装ノ類ニ意匠登録標記ヲ附シ又ハ意匠登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ為シタルモノヲ販売又ハ擴布シタル者

四 登錄意匠ニ係ルサル物品ヲ製作若ハ使用セシムル
為又ハ販売若ハ拡布スル為廣告、看板、引札ノ類ニ
其ノ物品カ登録意匠ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛

ハシキ表示ヲ為シタル者

第二十八條 第二十六條第一項ニ掲クル行為ヲ組成シタル物又ハ其ノ行為ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條

ノ規定ニ依リ没収スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリタルトキハ其ノ物ヲ没収シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ為スヘシ

②被害者ハ前項ノ規定ニ依ル物ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ価額ヲ超過スル損害ノ類ニ限り賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得

第二十九條 法律ニ依リ宣誓シタル証人、鑑定人又ハ通事特許庁又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官庁ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ処ス

②前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十條 特許庁職員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク其ノ職務上知得タル意匠登録出願中ノ考案又ハ意匠登録出願者ノ事業上ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ

一年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十條ノ二 第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ為シタル者カ特許庁ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキハ五千円以下ノ過料ニ処ス

第三十一條 特許庁ヨリ証人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ応セス又ハ其ノ義務ヲ尽ササルトキハ五千円以下ノ過料ニ処ス

第三十一條ノ二 特許庁ヨリ証拠調ニ関シ書類其ノ他ノ物件ノ提示又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五千円以下ノ過料ニ処ス

第三十一條ノ三 非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 削除

附則

第三十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔大正一〇年勅令第四五九号で同一年一月一日から施行〕

第三十四條 旧法ニ依ル意匠ノ登録、処分及手続ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ為シタ

ルモノト看做ス

②旧法ニ依リ意匠ニ関シ為シタル出願、請求其ノ他ノ手続ニ付亦前項ニ同シ

第三十五条 本法施行ノ際現ニ繫属スル意匠登録ノ出願ノ処理ニ付テハ仍旧法ニ依ル

②本法施行前送達ヲ受ケタル審決ニ対スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍旧法ニ依ル

第三十六条 本法施行前発生シタル意匠権ニ関シテハ旧特許法第二十九条第二号ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ同号ノ規定ヲ準用シ第九条ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十七条 意匠ノ登録カ旧法施行中無効ト為リタル場合ニ付テハ旧法第十条ノ規定及同条ノ規定ニ基キ準用スル旧特許法ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ第十条ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十八条 本法施行前既ニ納メタル又ハ納付スヘキ期限ノ経過シタル意匠料ニ付テハ仍旧法ニ依ル

第三十九条 意匠料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法施行ノ際未タ其ノ意匠登録ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限り意匠料ヲ追納スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ旧法ニ依ル意匠料ノ二倍ニ相当スル金額ヲ意匠料トシテ納付スヘシ

②前項ニ規定スル追納期間内ニ意匠料ヲ追納セサルトキハ本法施行ノ時ニ遡リ意匠権ハ消滅シタルモノト看做ス

第四十条 旧法ニ依ル意匠ノ登録ニ関シテハ本法施行後ニ登録カ為サレタル場合ト雖旧法第十二条ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ同条ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同条ニ掲クル旧法ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ登録カ同条ノ規定ニ該当スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト為スヘシ

改正意匠法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることに
より、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与

(昭和三十四年四月十三日
法律 第二百二十五号)

することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

(意匠登録の要件)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときも、前項と同様とする。

3 意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用

を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にか

かわらず、意匠登録を受けることができない。

一、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

(意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事

項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

四 意匠に係る物品

2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 自己の登録意匠又は意匠登録出願をしている意匠に類似する意匠について意匠登録を受けようとするときは、その意匠登録又は意匠登録出願の番号を願書に記載しなければならない。

4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添附した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載し

なければならない。

5 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を附するときは、白色又は黒色のうち一色については、色彩を省略することができる。

7 前項の規定により色彩を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

8 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現わす場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、通商産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

(組物の意匠)

第八条 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品の意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠登録出願をすることができる。

2 前項の場合は、その組物を構成する物品の意匠が第三条、第五条及び次条第一項又は第二項の規定により意匠登録を受けることができる場合に限り、意匠登録を受けることができる。

(先願)

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により

定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかったものとみなす。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

(類似意匠)

第十条 意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意

匠(以下「類似意匠」という。)について類似意匠の意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない。

(意匠登録出願の分割)

第十一条 意匠登録出願人は、第八条第一項の規定による意匠登録出願を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、組物を構成する物品についての意匠登録出願は、第八条第一項の規定による意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

- 4 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、第八条第一項の規定による意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

(出願の変更)

- 第十二条** 意匠登録出願人は、類似意匠の意匠登録出願を独立の意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）に変更することができる。この場合は、独立の意匠登録出願は、類似意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

- 2 意匠登録出願人は、独立の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠登録出願は、独立の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

- 3 第二項の規定による意匠登録出願の変更は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

- 4 第一項又は第二項の規定による意匠登録出願の変更があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願

に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

- 2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

- 3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠登録出願は、その特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

- 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

- 5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一項の規定により同法第二百一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十五条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（秘密意匠）

第十四条 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 秘密にすることを請求する期間

3 意匠登録出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第

一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。

一 意匠権者の承諾を得たとき。

二 その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。

三 裁判所から請求があつたとき。

四 利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他通商産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

（特許法の準用）

第十五条 特許法第三十七条（共同出願）、第四十条（明細書等の補正と要旨変更）、第四十三条（優先権主張の手続）及び第四十四条（特許出願の分割）の規定は、意匠登録出願に準用する。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、

法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした
意匠の創作に準用する。

第三章 審査

(審査官による審査)

第十六条 特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査
させなければならない。

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該
当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべ
き旨の査定をしなければならない。

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第五条、
第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十
条第一項、第十五条第一項において準用する特許法
第三十七条又は第六十八条第三項において準用する
特許法第二十五条の規定により意匠登録をすること
ができないものであるとき。

二 その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により
意匠登録をすることができないものであるとき。

三 その意匠登録出願が第七条に規定する要件をみた

していないとき。

四 その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない
場合において、その意匠について意匠登録を受ける
権利を承継していないとき。

(意匠登録の査定)

第十八条 審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由
を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をし
なければならない。

(特許法の準用)

第十九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第
四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通
知）、第五十三条（補正の却下）、第六十三条（査定の方
式）及び第六十五条（訴訟との関係）の規定は、意匠
登録出願の審査に準用する。

第四章 意匠権

第一節 意匠権

(意匠権の設定の登録)

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

2 第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登

録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、水に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一 意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 登録番号及び設定の登録の年月日

四 願書及び願書に添附した図画、写真、ひな形又は見本の内容

4 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

(存続期間)

第二十一条 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

(類似意匠の意匠権)

第二十二条 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似

する最先に意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」という。）の意匠権と合体する。

(意匠権の効力)

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(登録意匠の範囲)

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたとき

は、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならぬ。

3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

(他人の登録意匠等との関係)

第二十六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する

意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

(専用実施権)

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 特許法第七十七条第三項から第五項まで(移転等)、第九十七条第二項(放棄)並びに第九十八条第一項第二号及び第二項(登録の効果)の規定は、専用実施権に準用する。

(通常実施権)

第二十八条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行

為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（先使用による通常実施権）

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際（第十五条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十九条において若しくは第五十二条において準用する特許法第五十九条第一項において、若しくは第五十七条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたもの）とみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を

提出した際）現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第三十条 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一 同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二 意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

三 前二号に掲げる場合において、第四十八条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

第三十一条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際

現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十二条 意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2 前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出

願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3 当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

(通常実施権の設定の裁定)

第三十三条 意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第二十六条の他人の利益を不当に

害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4 特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、第二項の裁定に準用する。

(通常実施権の移転等)

第三十四条 通常実施権は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の規定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の規定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二條第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは、消滅する。

(質権)

第三十五条 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

(特許法の準用)

第三十六条 特許法第六十九条（特許権の効力が及ばない範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示し

て警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

(侵害とみなす行為)

第三十八条 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(損害の額の推定等)

第三十九条 意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受

けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(過失の推定)

第四十条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第一百五条（書類の提出）及び第一百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節 登録料

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権

者は、登録料として、第二十一条に規定する十五年の各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 第一年から第三年まで 毎年六百円

二 第四年から第十年まで 毎年千二百円

三 第十一年から第十五年まで 毎年二千四百円

2 類似意匠の意匠登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六百円を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

(登録料の納付期限)

第四十三条 前条第一項第一号の規定による第一年分の

登録料又は同条第二項の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求によ

り、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

(登録料の追納)

第四十四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内

に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができず期間内にその登録料及び前項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百十條（利害関係人による特許料

の納付）及び第百十一條（既納の特許料の返還）の規

定は、登録料に準用する。

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があった日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠登録出願をしたとき

は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の審判を請求に準用する。

(意匠登録の無効の審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その意匠登録が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その意匠登録が条約に違反してされたとき。

三 その意匠登録が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたとき。

四 意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠権を享有することができない者に

なつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。

第四十九条 意匠登録が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠登録についての前条第一項の審判は、意匠権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

一 意匠登録出願前に外国において公然知られた意匠
二 意匠登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

第五十条 意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。以下

この項において同じ。）を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その類似意匠の意匠登録は、無効になる。

3 類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠登録が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は本意匠の意匠登録が同号に該当する場合において、その本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したことによりその類似意匠

の意匠登録が前項の規定により無効になったときは、類似意匠の意匠権は、その類似意匠の意匠登録又は本意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当するに至った時から存在しなかつたものとみなす。

(審査に関する規定の準用)

第五十一条 第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

2 特許法第五十条（拒絶理由の通知）の規定は、第四十六条第一項の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第一百三十一条第一項及び第二項、第三百二十二条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条から第三百六十三条まで並びに第三百六十七

条から第七十条まで（審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。

第六章 再審、訴願及び訴訟

(再審の請求)

第五十三条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十四条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した意匠権の効力の制限)

第五十五条 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確

定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第五十六条 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた意匠登録出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をし

ている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

(特許法の準用)

第五十七条 特許法第一百七十三条（再審の請求期間）並びに第一百七十四条第一項から第三項まで及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。

(訴願)

第五十八条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分（補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。）に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができ。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第五十九条 審決に対する訴、第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第一百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第一百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定に

よる却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九條から第八十二條まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。

（対価の額についての訴）

第六十條 第三十三條第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 特許法第八十三條第二項から第四項まで（出訴期間）及び第八十四條第二号（被告適格）の規定は、前項の訴に準用する。

第七章 雜則

（意匠原簿への登録）

第六十一條 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする

質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 この法律に規定するもののほか、登録に關して必要な事項は、政令で定める。

（意匠登録証の交付）

第六十二條 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

2 意匠登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

（証明等の請求）

第六十三條 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に關し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添附した図面、写真、ひな形若し

くは見本であつて、意匠登録がされていないもの

二 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本

三 第四十六条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの

四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものの

(意匠登録表示)

第六十四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示（以下「意匠登録表示」という。）を附するよう努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第六十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品

以外の物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(意匠公報)

第六十六条 特許庁は、意匠公報を発行する。

2 意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 意匠権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十四条第三項の規定によるものを除く。）

二 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審

判若しくは再審の確定審決

三 裁定の請求若しくはその取下又は裁定

四 第五十九条第一項の訴についての確定判決

(手数料)

第六十七条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の

下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六条から第二十四条まで及び第百九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登

録に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、意匠登録に準用する。

5 特許法第百八十九条から第百九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章 罰則

(侵害の罪)

第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

第七十条 詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第七十一条 第六十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十五条 第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第七十六条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、六千円以下の過料に処する。

第七十七条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附 則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。
〔意匠法施行法で昭和三年四月一日から施行〕

別表

六	五	四	三	二	一	
裁定を請求する者	第二十五条第一項の規定により判定を求める者	第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	意匠登録出願をする者	納付しなればならぬ者
一件につき四千円	一件につき三千円	一件につき四百円 (類似意匠にあつては、二百円)	一件につき二百円	一件につき四百円 (類似意匠にあつては、二百円)	一件につき二百円 (類似意匠にあつては、六十円)	金 額

七	八	九	十	十一	十二	
裁定の取消を請求する者	第四十三条第三項若しくは第六十八条第一項において準用する特許法第四十一条の規定による期間の延長又は第六十八条第一項において準用する特許法第五十二条の規定による期日の変更を請求する者	審判又は再審を請求する者	審判又は再審への参加を申請する者	意匠登録証の再交付を請求する者	第六十三条の規定により証明を請求する者	贋本又は抄本一枚につき八十円(外国文の書類は百語又は百語以上)
一件につき二千円	一件につき三百円	一件につき四千円	一件につき四千円	一件につき四百円 (類似意匠にあつては、二百円)	一件につき二百円	

十三	第六十三條の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	語未滿につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三千円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額)
十四	第六十三條の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円(意匠原簿にあつては、四十円)

現行特許法(抄)

(大正十年四月三十日法律第九十六号)

改正 前略 昭和三四法一一五

第一条 新規ナル工業的發明ヲ為シタル者ハ其ノ發明ニ

付特許ヲ受クルコトヲ得

第四条 本法ニ於テ發明ノ新規ト称スルハ發明カ左ノ各

号ノ一二該当スルコトナキヲ謂フ

第七十三條 審査官ハ出願拒絶ノ理由ヲ発見セサルトキ

ハ出願公告ヲ為スヘキモノト決定スヘシ

② 前項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ特許庁ハ出願年月日、發明者ノ氏名、出願人ノ氏名称及住所並出願ノ要旨ヲ特許公報ニ掲載シテ出願公告ヲ為スヘシ

③ 出願公告アリタルトキハ其ノ出願ニ係ル發明ニ付出願公告ノ時ヨリ特許權ノ効力ヲ生シタルモノト看做ス

④ 特許庁ハ出願公告ト同時ニ出願書類及其ノ附属物件ヲ特許庁ニ於テ並命令ノ定ムル所ニ依リ出願書類及其ノ附属物件ヲ其ノ他ノ場所ニ於テ公衆ノ閲覧ニ供スヘシ

⑤ 特許庁ハ出願人ノ請求ニ依リ出願公告ノ決定アリタル日ヨリ六月以内出願公告ヲ猶予スルコトヲ得

改正特許法（抄）

（昭和三十四年四月十三日）
法律 第百二十一号

（定義）

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した

技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物の発明にあつては、その物を生産し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為
三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

（特許の要件）

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
二 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

（出願公告）

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならぬ。

2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつた

ときは、決定の謄本を特許出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添附した明細書に記載した事項及び図面の内容

五 出願公告の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しななければならない。

現行商標法（抄）

（大正十年四月三十日
法律第九十九号）

改正 前略 昭和三四法二五

第一条 自己ノ生産、製造、加工、選択、証明、取扱又

ハ販売ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル為商標ヲ専用セムトスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得

②登録ヲ受クルコトヲ得ヘキ商標ハ文字、図形若ハ記号又ハ其ノ結合ニシテ特別顕著ナルモノナルコトヲ要ス

③商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得

第二条 左ニ掲クル商標ニ付テハ之ヲ登録セス

一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ図形ヲ有スルモノ

二 国旗、勲章、褒章、記章又ハ外国ノ国旗ト同一又ハ類似ノモノ

二ノ二 工業所有權保護同盟条約國ノ國ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章（国旗ヲ除ク）ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノ

三 白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字若ハ「ジュネヴ
ア」十字ノ称号若ハ文字ト同一又ハ類似ノモノ

三ノ二 工業所有權保護同盟條約國ノ官ノ監督用又ハ
証明用ノ印章又ハ記号ニシテ主務大臣ノ指定スルモ
ノト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用
スルモノ

四 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

五 他人ノ肖像、氏名名称又ハ商号ヲ有スルモノ但シ
其ノ他人ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 同一又ハ類似ノ商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類
似ノモノ

七 政府ノ開設シ、都道府県若ハ之ニ準スヘキモノノ
開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽会又ハ外
國ニ於ケル官設若ハ官許ノ博覽会ノ賞牌、賞状又ハ
褒狀ト同一又ハ類似ノ図形ヲ有スルモノ但シ其ノ賞
牌、賞状又ハ褒狀ヲ受領シタル者カ其ノ商標ノ一部
トシテ其ノ図形ヲ使用セムトスルトキハ此ノ限ニ在
ラス

八 取引者又ハ需要者ノ間ニ広ク認識セラルル他人ノ

標章ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使
用スルモノ

九 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類
似ノ商品ニ使用スルモノ

十 登録失効ノ日ヨリ一年ヲ經過セサル他人ノ商標ト
同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スル
モノ但シ其ノ他人ノ商標カ登録失効前一年以上使用
セサリシモノナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

十一 商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ
十二 農産種苗法第七條ニ依リ登録セラレタル名称ト
同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スル
モノ

② 商標ノ要部ト認メララルルノ虞アル部分カ分離シテハ
前條第二項ニ規定スル特別顯著ノ要件ヲ具備セサル為
又ハ前項第六号ニ該當スル為登録ヲ受クルコトヲ得サ
ルモノナル場合ト雖出願人カ其ノ部分自体ニ付權利ヲ
要求セサル旨ヲ申出テタルトキハ其ノ商標ヲ登録ス

第四條 同一又ハ類似ノ商品ニ使用スヘキ同一又ハ類似
ノ商標ニ付各別ノ登録出願カ競合スルトキハ最先ノ出
願者ニ限り登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ

出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ共ニ登録セス

②政府ノ開設シ、都道府県若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覧会又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版図内ニ開設スル官設若ハ官許ノ万国博覧会ニ出品シタル商品ニ使用シタル商標ニ付其ノ開会ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ商標ノ使用者カ其ノ商標ノ登録ヲ出願シタルトキハ其ノ開会ノ日ニ於テ出願シタルモノト看做ス

③前項ノ規定ハ命令ヲ以テ前項ニ規定スル出品ニ付予メ届出ツヘキコトヲ規定シタル場合ニ於テ其ノ届出ヲ怠リタル者ニ付之ヲ適用セス

④第二項ニ掲クル万国博覧会ヲ除クノ外外國ノ版図内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覧会ニ出品スル商品ニ使用スル商標ニ付保護ヲ与フルノ必要アルトキハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 商標登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ商標ヲ使用スヘキ商品ヲ指定スヘシ

第七条 商標權ハ登録ニ依リ發生ス

②商標權者ハ第五条ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ専用スルノ權利ヲ有ス

③商標權カ其ノ登録商標ノ使用ノ態様ニ依リ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル意匠權ト抵触スル場合ニ於テハ商標權者ハ意匠權者ノ実施許諾アルニ非サレハ其ノ態様ニ於テ登録商標ヲ使用スルコトヲ得ス

第九条 他人ノ登録商標ノ登録出願前ヨリ同一又ハ類似ノ商品ニ付取引者又ハ需要者ノ間ニ広ク認識セラレタル同一又ハ類似ノ標章ヲ善意ニ使用スル者ハ其ノ他人ノ商標ノ登録ニ拘ラス其ノ使用ヲ継続スルコトヲ得營業又ハ業務ト共ニ其ノ標章ノ使用ヲ承継シタル者亦同シ

②前項ノ場合ニ於テ商標權者ハ標章使用者ニ対シ商品ノ混同ヲ防クニ適當ナル表示ヲ附スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十一条 前条ノ存続期間ハ更新登録ノ出願ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ更新登録ノ出願ニ係ル商標カ第二条第一項第一号乃至第四号第六号第七号又ハ第十一号ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十六条 商標ノ登録カ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ

審判ニ依リ之ヲ無効ト為スヘシ

一 登録カ第一条乃至第四条又ハ前条第二項ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ

二 登録カ第二十四条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ

三 登録カ商標ノ登録出願ヨリ生シタル權利ノ承継人ニ非サル者ノ為ニ為サレタルトキ

四 登録カ第二十四条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十三条ニ規定スル条約又ハ之ニ準スヘキモノニ違反シテ為サレタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一号乃至前号ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 登録カ第二十四条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二条ノ規定ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特許法第三十三条ニ規定スル条約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一号乃至第三号ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

②商標権存続期間更新ノ登録カ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト為スヘシ

一 登録カ第十一条但書ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ

二 登録カ商標権者ニ非サル者ノ為ニ為サレタルトキ

③商標又ハ商標権存続期間更新ノ登録ハ商標権消滅後ト雖前二項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト為スヘシ

第十七条 特許庁ニ商標原簿ヲ備ヘ商標権ノ設定、移転、変更、消滅其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス

②登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八条 登録スヘシトノ査定又ハ審決確定シタルトキハ之ヲ商標原簿ニ登録ス

第十九条 特許庁ハ商標公報ヲ発行シ本法ニ規定スル事項其ノ他登録商標ニ関スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第二十条 商標ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシテ每件一時ニ八千円ヲ納付スヘシ

②商標権存続期間更新ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシテ每件一時ニ一万五千円ヲ納付スヘシ

第二十一条 商標又ハ商標権存続期間更新ノ登録出願ア

リタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム

第二十六条 営利ヲ目的トセサル業務ニ係ル商品ノ標章

ヲ專用セムトスル者ハ標章ノ登録ヲ受クルコトヲ得

②前項ノ標章ハ之ヲ商標ト看做シ本法中商標ニ関スル規定ヲ之ニ適用ス

第二十七条 同業者及密接ノ關係ヲ有スル營業者ノ設立

シタル法人ニシテ団員ノ營業上ノ共同ノ利益ヲ増進スルヲ目的トスルモノハ其ノ団員ヲシテ其ノ營業ニ係ル商品ニ標章ヲ專用セシムル為其ノ標章ニ付団体標章ノ登録ヲ受クルコトヲ得

②団体標章ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ商標ト看做シ本法中商標ニ関スル規定ヲ之ニ適用ス

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲

役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シタル者又ハ其ノ商品ヲ交付シ、販売シ若ハ交付、販売ノ目的ヲ以テ所持スル者
- 二 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用セシムルノ目的ヲ以テ交付シ若ハ

販売シ又ハ其ノ交付、販売ノ目的ヲ以テ所持スル者

三 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ模造シタル者

四 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ使用シタ

ルト同一又ハ類似ノ商品ヲ交付、販売ノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者

五 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者

六 他人ノ登録商標ヲ偽造若ハ模造スルノ目的又ハ偽造若ハ模造セシムルノ目的ヲ以テ其ノ用具ヲ製作、交付、販売又ハ所持スル者

七 同一又ハ類似ノ商品ニ関シ他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノヲ營業ニ用ヰル広告、看板、引札、物価表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者

改正商標法（抄）

（昭和三十四年四月十三日
法律 第二百二十七号）

（目的）

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用するものをいう。

2 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を附する行為

二 商品又は商品の包装に標章を附したものを譲渡し引き渡し譲渡若しくは引渡のために展示し又は輸入する行為

三 商品に関する広告、定価表又は取引書類に標章を附して展示し又は頒布する行為

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一 その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二 その商品について慣用されている商標

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五 きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなる

商標

六 前五号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標

2

前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にか

わらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同
- 一又は類似の商標

二 同盟条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約並びに千九百年十二月十四日にブラッセル

ルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下この条において同じ。)の同盟国の国の紋章その他の記章(同盟条約の同盟国の国旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

四 白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標

五 日本国若しくは同盟条約の同盟国の政府若しくは地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするもの

六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、

公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

十 他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品又はこれに類似する商品

について使用をするもの

十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品进行いう。以下同じ。）又はこれに類似する商品について使用をするもの

十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品について使用をするもの

十三 商標権が消滅した日（商標登録を無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十四 農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第

七条第一項の規定による登録を受けた名称と同一又は類似の商標であつて、その種苗又はこれに類似する商品について使用をするもの

十五 他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）

十六 商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つてゐる者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。

3 第一項第八号、第十号又は第十五号に該当する商標であつても、商標登録出願の時にそれぞれ同項第八号、第十号又は第十五号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

（商標登録出願）

第五條 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に商標登録を受けようとする商標を

表示した書面及び必要な説明書を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分

2 自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に係る指定商品について使用をするもの又は自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについて商標登録を受けようとするときは、その商標登録又は商標登録出願の番号を願書に記載しなければならない。

3 第一項に規定する書面の商標を表示した部分のうちその書面の用紙の色彩と同一の色彩である部分は、そ

の商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を附すべき範圍を明らかにしてその用紙の色彩と同一の色彩を附すべき旨をその書面に記載した部分については、この限りでない。

(先願)

第八条 同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

(審査官による審査)

第十四条 特許庁長官は、審査官に商標登録出願及び異議の申立を審査させなければならない。

(拒絶の査定)

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法

第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

三 その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件をみたしていないとき。

(出願公告)

第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を商標登録出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に添附した商標登録を受けようとする商標を

表示した書面の内容

四 指定商品

五 出願公告の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許法第五十一条第四項（出願書類等の縦覧）の規定は、出願公告をした場合に準用する。

(商標権の設定の登録)

第十八条 商標権は、設定の登録により発生する。

2 第四十条第一項の規定による登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を商標公報に掲載しなければならない。

(存続期間)

第十九条 商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六

号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるときは、この限りでない。

(商標権の効力)

第二十五条 商標権者は、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(他人の意匠権等との関係)

第二十九条 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の意匠登録出願に係る他人の意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

(先使用による商標の使用をする権利)

第三十二条 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定

商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条において、若しくは第五十六条第一項において準用する特許法第五十九条第一項において、若しくは第六十一条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたもの）とみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際（現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されてゐるときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。）

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の

業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。

(差止請求権)

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、八千円を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、一万五千円を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

(商標登録の無効の審判)

第四十六条 商標登録が次の各号の一に該当するとき、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その商標登録が条約に違反してされたとき。

三 その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。

四 商標登録がされた後において、その商標権者が第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条

の規定により商標権を享有することができない者になつたとき、又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならぬ。

(商標原簿への登録)

第七十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。

一 商標権の設定、存続期間の更新、移転、変更、消滅又は処分の制限

二 防護標章登録に基く権利の設定、存続期間の更新、移転又は消滅

三 専用使用権又は通常使用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする

質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(手数料)

第七十六条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(侵害の罪)

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

現行実用新案法（抄）

（大正十年四月三十日
法律第九十七号）

改正 前略 昭和三四法一一五

第一条 物品ニ関シ形状、構造又は組合ハセニ係ル実用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ為シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付実用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 特許法第六条、第十条乃至第十九条、第二十一条乃至第三十三条、第三十六条、第四十条、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十八条、第五十一条、第五十五条、第五十六条、第五十八条、第五十九条、第六十四条、第六十五条第六項第七項、第六十六条乃至第六十九条、第七十一条乃至第八十三条、第八十六条乃至第一百五十五条、第一百七条、第一百八条、第一百八条乃至第一百七条及第一百七条乃至第一百二十八条ノ九ノ規定ハ実用新案ニ関シ之ヲ準用ス但シ第一百二十八条ノ七及第一百二十八条ノ八ニ於テ第五十条トアルハ実用新案法第十二条、第二百二十八条ノ八第三号ニ於テ実施

権者又ハ特許権者若ハ実用新案権者トアルハ実施権者又ハ実用新案権者若ハ意匠権者トス

改正実用新案法（抄）

（昭和三十四年四月十三日
法律第二百二十三号）

（定義）

第二条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2 この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

（実用新案登録の要件）

第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。

一 実用新案登録出願前に日本国内において公然知られた考案

二 実用新案登録出願前に日本国内において公然実施をされた考案

三 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された考案

2 実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

(出願公告の効果等)

第十二条 実用新案登録出願人は、次条において準用する特許法第五十一条第二項の規定により出願公告があつたときは、業としてその実用新案登録出願に係る考案の実施をする権利を専有する。

2 前項の権利に基く不当利得の返還又は損害の賠償の請求権は、当該実用新案権の設定の登録があつた後でなければ、行ふことができない。

3 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合に準用する。

4 第一項の権利に基く損害の賠償の請求権を有する者が当該実用新案権の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「当該実用新案権ノ設定ノ登録ノ日」とする。

5 出願公告後に実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第三十三条第四項の規定により実用新案権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第四十一条において準用する特許法第二百五条ただし書の場合を除き実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

輸出入取引法（抄）

（昭和二十七年八月五日）
法律第二百九十九号

改正 前略 昭和二三法一八七

（定義）

第二条 この法律において「不公正な輸取出引」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸取出引
- 二 虚偽の原産地の表示をした貨物の輸取出引
- 三 輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出
- 四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸取出引であつて、政令で定めるもの

（不公正な輸取出引の禁止）

第三条 輸業者は、不公正な輸取出引をしてはならない。

（制裁）

第四条 通商産業大臣は、前条の規定に違反した輸業者に對し、戒告することができる。

2 通商産業大臣は、輸業者が前条の規定に違反し、当該違反行為が本邦の輸業者の國際的信用を著しく害すると認められるときは、その輸業者が当該違反行為が故意又は過失によるものでないことを証明した場合を除き、前項の規定による戒告に代えて、その輸業者に對し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

（輸業者の輸取出引に関する協定）

第五条 輸業者は、締結の日の十日前までに通商産業大臣に届け出て、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸取出引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場

合において、届出に係る協定が次の各号に適合するものでないと認めるときは、その協定の締結前に、輸出業者に對し、その協定の変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 外国政府又は国際機関との間に締結された条約その他の取極に違反するおそれがないこと。

二 仕向地の輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者の國際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前二号のほか、輸出貿易の健全な發展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 その内容が不当に差別的でないこと。

五 その協定に参加し、又はその協定から脱退することとを不当に制限しないこと。

六 国内の關係中小企業者その他の關係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(事業)

第十一条 輸出組合は、左に掲げる事業を行うことができる。但し、組合員に出資をさせる輸出組合（以下

「出資輸出組合」という。）以下の輸出組合は、第三号の事業を行うことができない。

一 輸出組合の所屬員（輸出組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。）の不正な輸出取引の防止

二 輸出組合の所屬員の共通の利益を増進するための施設

三 組合員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

2 輸出組合は、前項に定めるもののほか、設定の日の十日前までに通商産業大臣に届け出て、定款で定めるところにより、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

3 第五条第二項、第六条第一項及び第七条第一項の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項に準用する。

4 輸出組合は、第一項及び第二項に定めるもののほか、通商産業大臣の認可を受けて、定款で定めるところ

るにより、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について組合員の遵守すべき事項を定め、又は当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者とこれらの事項について組合員のためにする団体協約を締結することができる。

5 第五条の二第二項から第五項まで、第六条第二項及び第七条第二項の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に準用する。

(輸出に関する命令)

第二十八条 通商産業大臣は、第五条第一項の規定による届出をして協定を締結し、又は第十一条第二項の規定による届出をして定めた組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に対する当該貨物の輸出額が当該仕向地に対する当該貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めている場合において、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしては輸取出引の秩序の確立又は輸出貨貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去することが困難であると

認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸取出引における価格、品質、意匠その他の取引条件又は数量について輸出業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸取出引における価格、品質、意匠又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないと認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、輸出業者は、当該仕向地に当該貨物を輸出しようとするときは、その輸取出引における価格、品質、意匠又は数量について通商産業大臣の承認を受けなければならないものとすることができる。ただし、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第一項の規定に基く政令の規定により通商産業大臣の輸出の承認を受けるべき特定の種類の又は特定の地域を仕向地とする貨物については、この限りでない。

3 前二項の通商産業省令による制限は、第一項に規定する事由を除去するため必要な最少限度のものでなければならぬ。

4 通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令に違反した者に対し、一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

5 通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令を制定する場合において、その省令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その省令に係る事務の一部を輸出組合に処理させることができる。

6 前項の規定により第一項又は第二項の通商産業省令に係る事務を輸出組合に処理させることができる場合は、第十一条第二項の規定による届出をして組合員の遵守すべき事項を定めている輸出組合の組合員であつて当該仕向地に当該貨物を輸出するものの数が当該仕向地に当該貨物を輸出する輸出業者の総数の二分の一以上であり、かつ、その輸出組合から申出があつた場

合に限る。

不正競争防止法（抄）

（昭和九年三月二十七日法律第十四号）

改正 前略 昭和二八法二六

- 第一条** 左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為ス者アルトキハ之ニ因リテ營業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得
- 一 本法施行ノ地域内ニ於テ広く認識セラルル他人ノ氏名、商号、商標、商品ノ容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一若ハ類似ノモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行為
- 二 本法施行ノ地域内ニ於テ広く認識セラルル他人ノ氏名、商号、標章其ノ他他人ノ營業タルコトヲ示ス表示ト同一又ハ類似ノモノヲ使用シテ他人ノ營業上ノ施設又ハ活動ト混同ヲ生ゼシムル行為
- 三 商品若ハ其ノ広告ニ若ハ公衆ノ知り得ベキ方法ヲ

以テ取引上ノ書類若ハ通信ニ虚偽ノ原産地ノ表示ヲ爲シ又ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出シテ原産地ノ誤認ヲ生ゼシムル行為

四 商品若ハ其ノ広告ニ若ハ公衆ノ知り得ベキ方法ヲ以テ取引上ノ書類若ハ通信ニ其ノ商品ガ産出、製造若ハ加工セラレタル国以外ノ地ニ於テ産出、製造若ハ加工セラレタル旨ノ誤認ヲ生ゼシムル表示ヲ爲シ又ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行為

五 商品若ハ其ノ広告ニ其ノ商品ノ品質、内容若ハ数量ニ付誤認ヲ生ゼシムル表示ヲ爲シ又ハ之ニ表示シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行為

六 競争關係ニアル他人ノ營業上ノ信用ヲ害スル虚偽ノ事実ヲ陳述シ又ハ之ヲ流布スル行為

第一条ノ二 故意又ハ過失ニ因リ前条各号ノ一ニ該当スル行為ヲ爲シタル者ハ之ニ因リ營業上ノ利益ヲ害セラレタル者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズ

②前条第一号若ハ第二号ノ行為ニ因リ他人ノ營業上ノ信用ヲ害シタル者又ハ同条第六号ノ行為ヲ爲シタル者ニ

對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ營業上ノ信用ヲ回復スルニ必要ナル処置ヲ命ズルコトヲ得

第二条 前二条及第五条ノ規定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ニハ之ヲ適用セズ

一 商品ノ普通名称（ぶどうヲ以テ生産セラレタル物ノ原産地ノ地方的名称ニシテ普通名称ト為リタルモノヲ除ク）若ハ取引上普通ニ同種ノ商品ニ慣用セラルル表示ヲ普通ニ使用セラルル方法ヲ以テ使用スル行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行為

二 取引上普通ニ同種ノ營業ニ慣用セラルル名称其ノ他ノ表示ヲ普通ニ使用セラルル方法ヲ以テ使用スル行為

三 自己ノ氏名ヲ善意ニ使用スル行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行為

四 第一条第一号若ハ第二号ニ掲グル表示ガ本法施行ノ地域内ニ於テ広く認識セラルル以前ヨリ之ト同一若ハ類似ノ表示ヲ善意ニ使用スル者若ハ其ノ者ヨリ

營業ト共ニ其ノ表示ノ使用ヲ承継シタル者ニ於テ其ノ表示ヲ使用スル行為又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行為

②前項第三号又ハ第四号ニ掲グル行為ヲ為ス者ニ対シテハ之ニ因リテ營業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ商品又ハ營業上ノ施設若ハ活動ノ混同ヲ防グニ適當ナル表示ヲ附スベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ単ニ商品ヲ販売、拡布又ハ輸出スル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三条 工業所有權保護同盟條約國ニ屬スル者以外ノ外國人ニシテ本法施行ノ地域内ニ住所又ハ營業所ヲ有セザルモノハ條約又ハ之ニ準ズベキモノニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第一条、第一条ノ二及前条第二項ノ請求ヲ為スコトヲ得ズ

第四条 外國ノ國ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノハ其ノ國ノ當該官庁ノ許可ナクシテ之ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標トシテ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトヲ得ズ

②前項ノ紋章ハ其ノ國ノ當該官庁ノ許可ナクシテ商品ノ原產地ノ誤認ヲ生ゼシムル方法ニ依リ取引上之ヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトヲ得ズ

③外國ノ官ノ監督用又ハ証明用ノ印章又ハ記号ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノハ其ノ國ノ當該官庁ノ許可ナクシテ之ヲ同一若ハ類似ノ商品ノ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトヲ得ズ

④日本國ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章又ハ官ノ監督用若ハ証明用ノ印章若ハ記号ノ使用ノ許可ヲ當該官庁ヨリ受ケタルトキハ外國ノ國ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章又ハ官ノ監督用若ハ証明用ノ印章若ハ記号ト同一又ハ類似ノモノナル場合ト雖モ前三項ノ規定ヲ適用セズ

第五条 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 商品又ハ其ノ廣告ニ其ノ商品ノ原產地、品質、内容又ハ數量ニ付誤認ヲ生ゼシムル虚偽ノ表示ヲ為シタル者

二 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第一条第一号又ハ第二号

ニ該当スル行為ヲ為シタル者

三 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第一条第三号乃至第五号

ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタル者

四 前条ノ規定ニ違反シタル者

輸出検査法（抄）

（昭和三十三年五月二日
法律第九十七号）

（品質に関する基準）

第二条 主務大臣は、品質（包装条件を含む。以下同じ。）の維持又は向上を図ることが特に必要である貨物であつて、政令で定める品目に属するもの（以下「指定貨物」という。）について、主務省令で、その品質の検査の基準を定めなければならない。

2 主務大臣は、指定貨物の特定の地域における声価を維持するため必要があると認めるときは、主務省令で、その品目及び地域を定めて、前項の主務省令で定める基準より高い基準を定めることができる。

（検査）

第三条 指定貨物（第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く。）は、その品質が前条第一項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関若しくは主務大臣が指定した者の行う主務省令で定める方法による検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示（主務大臣が指定する貨物にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附されたもの又は次項に規定する検査を受け、同項に規定する表示を附されたものでなければ、輸出してはならない。

2 前条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物（第十条第一項の主務省令で定める品目に属するものを除く。）は、その品質が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて前項の主務省令で定める区分に従い政府機関又は同項の規定により主務大臣が指定した者の行う同項の主務省令で定める方法による検査を受け、第七条の規定によりその検査に合格した旨の表示（前項の規定により主務大臣が

指定する貨物にあつては、表示の日の後同項の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る。）を附されたものでなければ、前条第二項の主務省令で定める地域に輸出してはならない。

（合格の表示）

第七条 政府機関又は第三条第一項、第四条若しくは第五条の規定により主務大臣が指定した者（以下「指定検査機関」という。）は、主務省令で定める方法により、第三条の検査に合格した指定貨物若しくはその包装、第四条第一項の検査に合格した材料又は第五条の検査に合格した指定貨物の包装に、その検査に合格した旨、その検査をした者の名称その他主務省令で定める事項の表示を附さなければならない。

通商産業省設置法（抄）

（昭和二十七年七月三十一日）
法律第二百七十五号

改正 前略 昭和三四法一四四

（通商産業省の権限）

第四条 通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

二十四の三 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）の規定に基き、認定機関を指定し、及び監督すること。

（通商局の事務）

第八条 通商局においては、左の事務をつかさどる。

十三の二 意匠に関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

（その他の附属機関）

第二十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目	的
輸出入取引 審議會	輸出入取引並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。	
デザイン奨 励審議會	デザインに関する奨励に関する重要事項を調査審議すること。	

工業所有權保護ニ關スル千八百 八十三年三月二十日ノ「パリ」 同盟條約

(昭和十三年七月二十七日
條約第五号)

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和九年六月二日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル千九百年十二月十四日「ブラッセル」ニ於テ、千九百十一年六月二日「ワシントン」ニ於テ、千九百二十五年十一月六日「ヘーグ」ニ於テ及千九百三十四年六月二日「ロンドン」ニ於テ改正セラレタル工業所有權保護ニ關スル千

八百八十三年三月二十日ノ「パリ」同盟條約ヲ批准シ並ニ之ヲ公布セシム

第一条

一 本條約ノ適用セラルル国ハ工業所有權保護ノ為同盟ヲ組織ス

二 工業所有權ノ保護ハ發明特許、実用新案、工業的意匠又ハ雛形、製造標又ハ商標、商号及原産地ノ表示又ハ出所ノ称呼並ニ不正競争ノ防止ヲ目的トス

三 工業所有權ハ最も広キ意味ニ之ヲ解スベク本来ノ工業及商業ノミナラズ農産業及採取産業ノ範圍並ニ葡萄酒、穀物、煙草葉、果実、畜類、鉱物、鉱泉、麦酒、花卉、穀粉ノ如キ一切ノ製造品又ハ天産物ニモ及ブモノトス

四 發明特許中ニハ同盟国ノ法令ニ依リ認メラルル諸種ノ工業的特許即チ輸入特許、改良特許、追加ノ特許及証明書等ヲ包含ス

第二条

一 各同盟国ノ国民ハ同盟ノ他ノ一切ノ国ニ於テ工業所有權ノ保護ニ關シ、本條約ニ依リ特ニ規定セラルル權

利ヲ害セラルルコトナク、各其ノ法令ガ内国民ニ対シ現ニ許与シ又ハ将来許与スベキ利益ヲ享有スベシ從テ右国民ハ内国民ニ課セラルル条件及手續ヲ遵守スルニ於テハ内国民ト同一ノ保護ヲ受ケ且自己ノ權利ノ侵害ニ対シ内国民ト同一ノ法律上ノ救済ヲ与ヘラルベシ

二 尤モ工業所有權ノ享有ニ付、保護ノ要求セラルル国内ニ住所又ハ營業所ヲ有スベキ何等ノ条件ヲモ同盟国民ニ課スルコトヲ得ズ

三 司法手續、行政手續及管轄ニ付テノ並ニ工業所有權ニ關スル法令ニ依リ必要トセラルル住所ノ選定又ハ代理人ノ選任ニ付テノ各同盟國ノ法令ノ規定ハ明白ニ之ヲ留保ス

第三条

同盟ニ属セザル國ノ国民ニシテ同盟ノ一國ノ領域内ニ住所ヲ有シ又ハ現實且眞誠ナル工業的若ハ商業的營業所ヲ有スルモノハ之ヲ同盟國ノ國民ニ準ズ

第四条

甲一 同盟ノ一國ニ於テ發明特許ノ出願或ハ実用新案、工業的意匠若ハ雛形又ハ製造標若ハ商標ノ登録出願

ヲ合式ニ為シタル者又ハ其ノ承継人ハ他ノ同盟國ニ於テ出願ヲ為スニ付左ニ定ムル期間中優先權ヲ享有スベシ

二 各同盟國ノ国内法令又ハ多數ノ同盟國間ニ締結セラレタル國際條約ニ依リ合式ノ内國出願ノ價值ヲ有スル出願ハ優先權ヲ生ズルモノト認メラル

乙 從テ右期間満了前同盟ノ他ノ一國ニ於テ為サレタル後ノ出願ハ中間ニ於テ遂行セラレタル事實殊ニ他ノ出願、發明ノ公表若ハ実施、意匠若ハ雛形ノ複製品ノ発売又ハ標章ノ使用ニ依リ無効ト為ルコトナカルベク且此等ノ事實ハ何等ノ第三者ノ權利ヲモ又何等ノ使用權ヲモ發生セシムルコトヲ得ザルベシ優先權ノ基礎ヲ為セル最初ノ出願ノ日前ニ第三者ノ取得セル權利ハ各同盟國ノ国内法ノ効力ニ依リ留保セラル

丙一 前記ノ優先期間ハ發明特許及実用新案ニ付テハ二月、工業的意匠又ハ雛形及製造標又ハ商標ニ付テハ六月トス

二 右期間ハ最初ノ出願ノ日より開始ス出願ノ日ハ期間ニ含マレザルモノトス

三 期間ノ最後ノ日ガ保護ノ要求セラルル国ニ於テ法定ノ休日ナルカ又ハ事務所ガ出願ヲ受理スル為開カレ居ラザル日ナル場合ニハ該期間ハ其ノ後ノ最初ノ平日迄延長セラルベシ

丁一 先ノ出願ノ優先ヲ主張セントスル者ハ該出願ノ日附及国名ヲ指示シタル宣言ヲ為スコトヲ要ス各国ハ右宣言ヲ為スベキ最終時期ヲ定ムベシ

二 右指示ハ権限アル官庁ヨリ発行スル刊行物殊ニ特許及之ニ付テノ明細書ニ関スルモノニ之ヲ掲載スベシ

三 同盟国ハ優先ノ宣言ヲ為ス者ニ対シ先ノ願書(明細書、図面等)ノ謄本ノ提出ヲ要求スルコトヲ得ベシ右願書ヲ受理シタル官庁ニ依リ認証セラレタル謄本ニハ何等公証ヲ要セズ且一切ノ場合ニ於テ該謄本ハ後ノ出願ノ日ヨリ三月ノ期間中何時タリトモ無料ニテ之ヲ提出スルコトヲ得ベシ該謄本ニハ右官庁ノ下付スル出願日附証明書及訳文ノ添附ヲ要求スルコトヲ得ベシ

四 出願ノ際ニ於ケル優先ノ宣言ニ付テハ他ノ手続ヲ

要求スルコトヲ得ズ各同盟国ハ本条ニ定ムル手続ノ懈怠ノ効果ヲ定ムベシ但シ右効果ハ優先權ノ喪失ヲ以テ限度トス

五 其ノ後ニ於テハ他ノ証明書類ヲ要求スルコトヲ得ベシ

戊一 実用新案ノ登録出願ニ基ク優先權ニ依リ一国ニ於テ工業の意匠又ハ雛形ノ登録出願ヲ為シタル場合ニハ優先期間ハ工業の意匠又ハ雛形ニ付定メラレタル所ニ同ジ

二 尚特許出願ニ基ク優先權ニ依リ一国ニ於テ実用新案ノ登録出願ヲ為スコトヲ得実用新案ノ登録出願ニ基ク優先權ニ依リ特許出願ヲ為シ得ルコト亦同ジ

己 同盟ノ如何ナル国ト雖モ特許出願ガ二以上ノ優先ノ主張ヲ含ムコトヲ理由トシテ之ヲ拒絕スルコトヲ得ズ但シ該国ノ法令ノ意味ニ於テ發明ノ單一性アルコトヲ条件トス

庚 審査ノ結果特許出願ガ複合的ナルコト明白ト為ル場合ニハ出願者ハ右出願ヲ或數ノ分割出願ニ分割スルコトヲ得ベシ此ノ場合ニ於テハ初ノ出願ノ日附ヲ以テ分

割セル各出願ノ日附ト為シ且優先権ノ利益アル場合ニハ之ヲ保有セシムルモノトス

辛 優先ハ本国ニ於ケル出願ニ於テ記載セラレタル請求範圍中ニ發明ノ或構成部分ニシテ優先ノ主張セラルルモノガ示サレ居ラザルコトヲ理由トシテ拒絶セラルルコトナシ但シ其ノ出願書類ノ全体ガ該構成部分ヲ明確ニ示シ居レルコトヲ条件トス

第四条ノ二

一 同盟国民ガ各同盟国ニ於テ出願シタル特許ハ同盟国タルト否トヲ問ハズ他ノ国ニ於テ同一ノ發明ニ付得タル特許ト独立ノモノタルベシ

二 右規定ハ絶対的ノ意味殊ニ無効及失権ノ原因ニ關スルト普通ノ存続期間ニ關スルトヲ問ハズ優先期間中ニ出願シタル特許ガ独立ナリトノ意味ニ之ヲ解スベシ

三 第一項ノ規定ハ其ノ実施ノ際存在スル一切ノ特許ニ之ヲ適用ス

四 新ニ加入スル国アル場合ニ於テ其ノ加入ノ際加入国又ハ同盟国ニ存在スル特許ニ付亦同ジ

五 優先ノ利益ニ依リ得ラレタル特許ハ各同盟国ニ於テ

該特許ガ優先ノ利益ナクシテ出願セラレ又ハ与ヘラレタリトセバ享有スベカラザリシ所ト同一ノ存続期間ヲ享有スベシ

第四条ノ三

發明者ハ特許証ニ發明者トシテ掲記セラルルノ權利ヲ有ス

第五条

甲一 特許権者ガ同盟ノ何レカノ国ニ於テ製造セラレタル物ヲ特許ヲ得タル国ニ輸入スルモ之ガ為ニ特許ノ失権ヲ来スコトナカルベシ

二 尤モ各同盟国ハ特許ニ依リ与ヘラレタル独占權ノ行使ヨリ生ズルコトアルベキ濫用例ヘバ不実施ヲ防止スルニ必要ナル立法的措置ヲ執ルコトヲ得ベシ

三 右措置ハ強制実施ノ許与ガ右ノ濫用ヲ防止スルニ充分ナラザル場合ニ於テノミ特許ノ失権ニ付規定スルコトヲ得ベシ

四 如何ナル場合ニ於テモ強制実施ノ許与ハ特許ヲ受ケタル日より起算シテ三年ノ經過前ニ於テハ之ヲ請

求スルコトヲ得ザルベク且右強制実施ハ特許權者ガ正当ナル弁明ヲ為サザル場合ニ於テノミ之ヲ許与スルコトヲ得ベシ特許ノ失權又ハ取消ノ訴ハ最初ノ強制実施ノ許与ヨリ起算シテ二年ノ經過前ニ於テハ之ヲ提起スルコトヲ得ザルベシ

五 前記諸規定ハ必要ナル變更ヲ留保シ實用新案ニ適用セラルベシ

乙 工業的意匠又ハ雛形ノ保護ハ不実施ニ依リ又ハ保護セラルル物ト符合スル物ノ輸入ニ依リ之ヲ喪失セシムルコトヲ得ズ

丙一 一國ニ於テ登録商標ノ使用ガ義務的ナル場合ニハ相当ナル期間ノ經過後ニ於テ且商標權者ガ其ノ不作為ノ事由ノ正当ナルコトヲ弁明セザル場合ニ於テノミ該登録ヲ取消スコトヲ得ベシ

二 製造標又ハ商標ノ所有者ガ同盟ノ一國ニ於テ登録セラレタル態様ニ於ケル標章ノ特別顯著ノ性質ヲ變更セザル構成部分ニ於テ異ル態様ノ下ニ之ヲ使用スルコトハ登録ノ無効ヲ來スコトナカルベク且右標章ニ對シ与ヘラレタル保護ヲ減少セシムルコトナカル

ベシ

三 保護ノ請求セラルル國ノ国内法令ノ規定ニ依リ標章ノ共有者ト認メラルル工業的又ハ商業的營業所ガ同一又ハ類似ノ生産物ニ同一標章ヲ同時ニ使用スルコトハ同盟ノ何レノ國ニ於ケルヲ問ハズ登録ヲ妨ゲ又ハ右標章ニ對シ与ヘラルル保護ヲ毫モ減少セシムルコトナカルベシ但シ右使用ガ公衆ヲ誤謬ニ陥ラシムルノ結果ト為ラザルコト及公ノ利益ニ反セザルコトヲ条件トス

丁 特許、實用新案、製造標若ハ商標ノ登録又ハ工業的意匠若ハ雛形ノ登録ノ記号又ハ標記ハ權利ノ認識ノ為ニハ之ヲ生産物ニ附スベキコトヲ要求セラルルコトナカルベシ

第五条ノ二

一 工業所有權保全ニ付規定セラレタル料金ノ支払ニ對シテハ少クトモ三月ノ恩惠期間ヲ与フベク其ノ場合ニ国内法令ガ割増料金ヲ賦課スルトキハ之ヲ支払フベキモノトス

二 發明特許ニ付テハ同盟國ハ又右恩惠期間ヲ少クトモ

六月ト為スカ又ハ料金ノ不納ニ依リ失權シタル特許ノ
回復ニ付規定スベキコトヲ約ス右何レノ措置モ国内法
令ニ依リ規定セラレタル条件ニ從フモノトス

第五條ノ三

左記ハ各同盟國ニ於テ特許權者ノ權利ヲ侵害スルモノト
認メラルルコトナカルベシ

一 同盟ノ他ノ國ノ船舶ガ一時又ハ偶然ニ自國ノ領水ニ
入リタル場合該船舶ニテノ船体及機械、船具、裝置其
ノ他ノ附屬物ニ於ケル右特許權者ノ特許ノ目的タル発
明ノ使用但シ右發明ハ該船舶ノ必要ニ對シテ専ラ使用
セラルベキモノトス

二 同盟ノ他ノ國ノ空中又ハ地上移動機關ガ一時又ハ偶
然ニ自國ニ入リタル場合該機關又ハ其ノ附屬物ノ構造
又ハ作用ニ於ケル右特許ノ目的タル發明ノ使用

第六條

甲 本國ニ於テ合式ニ登録セラレタル一切ノ製造標又ハ
商標ハ後ニ示サレタル留保ノ下ニ同盟ノ他ノ國ニ於テ
モ其ノ儘其ノ登録出願ヲ許容シ且之ヲ保護スベシ右ノ

國ハ確定登録ヲ為ス前ニ本國ニ於ケル登録ノ証明書ニ
シテ權限アル官憲ヨリ下付セラレタルモノヲ提出セシ
ムルコトヲ得ベシ

右証明書ニハ何等ノ公証ヲモ要セザルベシ

乙一 尤モ左記ハ之ヲ拒絕シ又ハ無効ト為スコトヲ得ベ
シ

(一) 保護ノ要求セラルル國ニ於ケル第三者ノ既得權ヲ
害スベキ性質ノ標章

(二) 特別顯著ノ性質ヲ有セザル標章或ハ生産物ノ種
類、品質、分量、用途、価格、出所若ハ生産ノ時期
ヲ示ス為商業上使用スルコトヲ得ル記号若ハ表示ヲ
以テ又ハ保護ノ要求セラルル國ノ商業上ノ通用語若
ハ該國ノ公正且不変ナル商慣習ニ於テ常用ト為リタ
ル記号若ハ表示ヲ以テ専ラ組成シタル標章（標章ノ
特別顯著ノ性質ヲ判別スルニ當リテハ一切ノ事情殊
ニ標章ノ使用期間ヲ斟酌スベキモノトス）

(三) 道德又ハ公ノ秩序ニ反スル標章殊ニ公衆ヲ欺瞞ス
ルガ如キ標章（標章ガ標章ニ関スル法令ノ規定ニ適
合セザルヲ唯一ノ理由トシテ之ヲ公ノ秩序ニ反スル

モノト認ムルコトヲ得ザルベキモノトス但シ該規定
自体ガ公ノ秩序ニ関スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

二 製造標又ハ商標ハ右標章ガ本国ニ於テ登録セラレ
タル態様ニ於ケル標章ノ特別顯著ノ性質ヲ變更セズ
且其ノ同一性ニ触レザル構成部分ニ於テノミ本国ニ

於テ保護セラルル標章ト異ルコトヲ唯一ノ理由トシ
テ同盟ノ他ノ国ニ於テ拒絶セラルルコトナカルベシ
出願人ガ現実且真誠ナル工業ノ又ハ商業ノ營業所ヲ

有スル同盟国並ニ出願人ガ斯ル營業所ヲ有セザルトキ
ハ其ノ住所ヲ有スル同盟国及出願人ガ同盟国内ニ住所
ヲ有セザルトキハ該出願人ニシテ同盟ノ一国ノ国民タ
ルニ於テハ其ノ国籍所属国ハ本国ト認メラルベシ

丁 製造標又ハ商標ガ本国ニ於テ、次デ同盟ノ他ノ一又
ハ多数ノ国ニ於テ合式ニ登録セラレタルトキハ右内国
標章ノ各ハ其ノ登録セラレタル日ヨリ本国ニ於ケル標
章ト独立ノモノト認メラルベシ但シ右標章ガ輸入国ノ
国内法令ニ適合スルコトヲ条件トス

戊 如何ナル場合ニ於テモ本国ニ於ケル標章ノ登録ノ更

新ハ該標章ノ登録セラレタル同盟ノ他ノ国ニ於テ登録
ヲ更新スルノ義務ヲ生ゼシムルコトナカルベシ

己 第四条ノ期間内ニ為サレタル標章ノ登録出願ハ本国
ニ於ケル登録ガ右期間經過後ニ於テ為サル場合ト雖
モ優先ノ利益ヲ失ハザルモノトス

第六條ノ二

一 同盟国ハ製造標又ハ商標ニシテ登録国ノ権限アル官
憲ガ本條約ノ利益ヲ享有スベキ者ノ標章トシテ且同一
又ハ類似ノ生産品ニ使用セラルルモノトシテ該登録国
ニ於テ広ク知ラレタリト認ムル標章ノ複製又ハ該標章
トノ混同ヲ生ゼシメ易キ模倣若ハ翻訳ヲ構成スルモノ
ノ登録ヲ職權ヲ以テ（該国ノ法令ガ之ヲ許ス場合ニ
ハ）又ハ利害關係者ノ請求ニ依リ拒絶シ又ハ無効ト為
スベキコトヲ約ス標章ノ要部ガ廣ク知ラレタル標章ノ
複製又ハ該標章ト混同ヲ生ゼシメ易キ模倣ヲ構成スル
場合亦同ジ

二 右標章ノ取消ヲ請求スル為少クトモ三年ノ期間ヲ与
フベシ右期間ハ標章登録ノ日ヨリ開始スベシ

三 惡意ヲ以テ登録セラレタル標章ノ取消ヲ請求スル為

ノ期間ハ定メラルルコトナカルベシ

第六條ノ三

一 同盟國ハ同盟國ノ國ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、同盟國ニ依リ採用セラルル監督用及証明用ノ官ノ記号及印章並ニ紋章學上ノ見地ニ於ケル此等ノ模倣ノ製造標若ハ商標トシテノ又ハ其ノ要部トシテノ登録ヲ拒絕シ又ハ無効トシ且權限アル官憲ノ許可ナキ使用ヲ適當ナル方法ニ依リ禁止スルコトヲ約ス

二 監督用及証明用ノ官ノ記号及印章ニ關スル右ノ禁止ハ此等ヲ含ム標章ガ同一又ハ類似ノ商品ニ使用セラルベキ場合ニ限り適用セラルベシ

三 右諸規定ノ適用ニ付テハ同盟國ハ「ベルヌ」ノ國際事務局ノ仲介ニ依リ該同盟國ガ絶對的ニ又ハ或制限内ニ於テ本條ノ保護ノ下ニ置クコトヲ希望シ又ハ希望スルコトアルベキ國ノ徽章、監督用及証明用ノ官ノ記号及印章ノ表並ニ該表ニ加ヘタル一切ノ爾後ノ變更ヲ相互ニ通知スルコトヲ約ス各同盟國ハ通知ヲ受ケタル該表ヲ適當ナル時期ニ於テ公衆ノ利用ニ資スベシ

四 同盟國ハ右通知ノ受領ノ時ヨリ十二月ノ期間内ニ該

同盟國ノ有スルコトアルベキ異議ヲ「ベルヌ」ノ國際事務局ノ仲介ニ依リ利害關係國ニ送付スルコトヲ得ベシ

五 國ノ徽章ニシテ廣ク知ラレタルモノニ付テハ第一項ニ定ムル措置ハ千九百二十五年十一月六日後登録セラレタル標章ニノミ適用セラルベシ

六 國ノ徽章ニシテ廣ク知ラレザルモノ並ニ官ノ記号及印章ニ付テハ右諸規定ハ第三項ニ定ムル通知ノ受領後二月ヲ超エテ登録セラレタル標章ニノミ適用セラルベシ

七 惡意ノ場合ニ於テハ同盟國ハ國ノ徽章、記号及印章ヲ含ム標章ニシテ千九百二十五年十一月六日前登録セラレタルモノヲモ取消スノ權能ヲ有スベシ

八 各國ノ國民ニシテ自國ノ國ノ徽章、記号及印章ノ使用ヲ許可セラルルモノハ右國ノ徽章、記号及印章ガ他國ノ其レト類似スル場合ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得ベシ

九 同盟國ハ同盟ノ他ノ國ノ國ノ紋章ノ許可ナキ商業上ノ使用ガ生産物ノ出所ニ付誤謬ヲ生ゼシムルガ如キ場

合ニハ該使用ヲ禁止スルコトヲ約ス

十 前諸規定ハ第六條乙第一項第三号ノ適用ニ依リ國ノ紋章、旗章、勳章其ノ他ノ徽章又ハ同盟ノ一國ノ採用セル官ノ記号及印章ヲ許可ナクシテ包含セシメタル標章ヲ拒絶シ又ハ無効ト為ス權能ノ各國ニ依ル行使ヲ妨グルコトナシ

第六條ノ四

一 同盟ノ一國ノ法令ニ依レバ標章ノ讓渡ガ該標章ノ屬スル企業又ハ營業ノ移轉ト同時ニ為サル場合ニ於テノミ効力アルトキハ右効力ノ認メラルル為ニハ企業又ハ營業ノ該國ニ在ル部分ガ讓渡セラレタル標章ヲ附シタル生産物ヲ該國ニ於テ製造シ又ハ販売スルノ独占權ト共ニ讓受人ニ移轉セラルルヲ以テ足ル

二 右規定ハ標章ニシテ其ノ讓受人ニ依ル使用ガ事實上公衆ヲ（殊ニ右標章ヲ附シタル生産物ノ原產地、性質又ハ品位ニ関シテ）誤謬ニ陥ラシムルガ如キモノノ讓渡ヲ有効ト認ムル義務ヲ同盟國ニ課スルモノニ非ズ

第七條

製造標又ハ商標ノ附セラルベキ生産物ノ性質ハ如何ナル

場合ニ於テモ標章登録ノ妨害ト為ルコトナシ

第七條ノ二

一 同盟國ハ団体ニシテ其ノ存在ガ本國ノ法令ニ違反セザルモノニ屬スル団体標章ノ登録出願ヲ許容シ且保護ヲ為スベキコトヲ約ス右団体が工業的又ハ商業的營業所ヲ有セザル場合ト雖モ亦同ジ

二 各國ハ団体標章ガ保護セラルルニ付テノ特別條件ヲ定ムベク且右標章ガ公ノ利益ニ反スル場合ニハ保護ヲ拒絶スルコトヲ得ベシ

三 尤モ右標章ノ保護ハ団体ニシテ其ノ存在ガ本國ノ法令ニ違反セザルモノニ對シテハ右団体が保護ノ請求セラルル國ニ於テ設立セラレ居ラザルコト又ハ該國ノ法令ニ從ヒテ構成セラレ居ラザルコトノ理由ニ依リ拒絶セラルルコトナシ

第八條

商号ハ製造標又ハ商標ノ一部ヲ成スト否トニ拘ラズ出願又ハ登記ヲ要スルコトナクシテ同盟ノ一切ノ國ニ於テ保護セラルベシ

第九條

一 製造標若ハ商標又ハ商号ヲ不正ニ附シタル生産物ハ右標章又ハ商号ガ法律上ノ保護ヲ受クルノ權利ヲ有スル同盟国ニ輸入ノ際差押ヘラルベシ

二 差押ハ又右不正附著ノ行ハレタル国内又ハ右生産物ノ輸入セラレタル国内ニ於テ行ハルベシ

三 差押ハ検事、他ノ權限アル官憲又ハ自然人若ハ法人タル利害關係者ノ請求ニ依リ各国ノ国内法令ニ從ヒ行ハルベシ

四 官憲ハ通過ノ場合ニハ差押ヲ行フコトヲ要セズ

五 国ノ法令ガ輸入差押ヲ認メザル場合ニハ輸入禁止又ハ国内差押ヲ以テ右差押ニ代フベシ

六 国ノ法令ガ輸入差押、輸入禁止及国内差押ヲ認メザル場合ニ於テハ之ガ為該法令ノ變更セラルルニ至ル迄ハ該国ノ法令ガ同様ノ場合ニ内国民ニ認ムル訴權及手續ヲ以テ右措置ニ代フベシ

第十条

一 前条ノ規定ハ原産地ノ表示トシテ虚偽ニ一定ノ地名又ハ国名ヲ附シタル一切ノ生産物ニ對シ該表示ガ詐欺ノ意思ヲ以テ仮設又ハ僭用ノ商号ニ附加セラレタル場

合ニ於テ之ヲ適用スベシ

二 右生産物ノ生産、製造又ハ商業ニ從事スル生産者、製造者又ハ商人ニシテ原産地トシテ詐稱セラレタル土地、該地ノ所在スル地方若ハ詐稱セラレタル国又ハ原産地ノ詐稱ノ使用セラレタル国ニ居住スルモノハ其ノ自然人タルト法人タルト問ハズ一切ノ場合ニ於テ之ヲ利害關係者ト認ムベシ

第十条ノ二

一 同盟国ハ不正競争ニ對シ同盟国民ニ有効ナル保護ヲ与フルコトヲ要ス

二 工業上又ハ商業上ノ誠実ナル慣習ニ反スル一切ノ競争行為ハ不正競争ノ行為ヲ構成ス

三 特ニ左記ハ之ヲ禁止スベシ

(一) 如何ナル方法ニ依ルヲ問ハズ競争者ノ營業施設、生産物又ハ工業上若ハ商業上ノ活動ト混同ヲ生ゼシムルガ如キ一切ノ行為

(二) 競争者ノ營業施設、生産物又ハ工業上若ハ商業上ノ活動ノ信用ヲ害スルガ如キ商業上ニ於ケル虚偽ノ主張

第十條ノ三

一 同盟國ハ第九條、第十條及第十條ノ二ニ掲ゲラルル一切ノ行為ヲ有効ニ防止スル為同盟ノ他ノ國ノ國民ニ對シ適當ナル法律上ノ救済ヲ確保スルコトヲ約ス

二 同盟國ハ又利害關係アル工業者、生産者又ハ商人ヲ代表スル組合及団体ニシテ其ノ存在ガ其ノ本国ノ法令ニ違反セザルモノヲシテ保護ノ要求セラルル國ノ法令ガ自國ノ組合及団体ニ許容スル程度ニ於テ第九條、第十條及第十條ノ二ニ掲ゲラルル行為ヲ防止スル為訴訟ヲ提起シ又ハ行政官憲ニ請求スルコトヲ得シムベキ措置ヲ規定スルコトヲ約ス

第十一條

一 同盟國ハ其ノ一國ノ領域内ニ開設セラルル官設又ハ官許ノ國際博覽會ニ出品セラルル生産物ニ関シ其ノ國內法令ニ從ヒ、特許ヲ受ケ得ベキ發明、實用新案、工業の意匠又ハ雛形及製造標又ハ商標ニ仮保護ヲ与フベシ

二 右仮保護ハ第四條ノ期間ヲ延長スルコトナカルベシ後ニ優先權ガ主張セラルルトキハ各國ノ官庁ハ右期間

ヲ生産物ノ博覽會搬入ノ日より開始セシムルコトヲ得ベシ

三 各國ハ陳列品ノ同一性及搬入日ノ証拠トシテ其ノ必要ト認ムル証明書類ヲ要求スルコトヲ得ベシ

第十二條

一 各同盟國ハ工業所有權ニ關スル特別ノ部局並ニ發明特許、實用新案、工業の意匠又ハ雛形及製造標又ハ商標ヲ公衆ニ知ラシムル為ノ中央陳列所ヲ設置スルコトヲ約ス

二 右部局ハ定期刊行ノ公報ヲ發行スベシ右部局ガ規則的ニ公示スベキモノ左ノ如シ

(イ) 与ヘラレタル特許ノ權利者ノ名及特許發明ノ簡明ナル表示

(ロ) 登録セラレタル標章ノ複製

第十三條

一 工業所有權保護國際事務局ナル名称ヲ以テ「ベルヌ」ニ設立セラレタル國際事務局ハ瑞西連邦政府ノ下ニ置カレ該政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス

二 國際事務局ノ公用語ハ仏蘭西語トス

三 國際事務局ハ工業所有權ノ保護ニ関スル一切ノ情報ヲ蒐集シテ之ヲ集録シ且公表ス該局ハ同盟ニ関スル共同利益事項ノ研究ヲ為シ又諸國ノ官庁ニ依リ提供セラレタル書類ヲ参照シテ同盟ノ目的ニ関スル問題ニ付テノ仏蘭西語ノ定期刊行物ヲ編纂ス

四 右刊行物ノ部数ハ國際事務局ノ発行スル一切ノ書類ト同様左ニ記載スル經費分担ノ單位數ニ比例シテ同盟國ノ官庁ニ分配セラルベシ右官庁又ハ団体若ハ個人ニ依リ請求セラルル右部數以外ノ定期刊行物及書類ニ對シテハ別ニ代価ヲ支払フベシ

五 國際事務局ハ工業所有權ニ付テノ國際事務ニ関スル問題ニ付同盟國ノ必要トスルコトアルベキ特殊ノ情報ヲ之ニ供給スル為何時ニテモ該同盟國ノ請求ニ応ズルコトヲ要ス國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之ヲ同盟ノ一切ノ國ニ送付ス

六 國際事務局ノ經常經費ハ同盟國ニ供リ共同シテ負擔セラルベシ該經費ハ新ナル定アル迄ハ毎年十二万瑞西「フラン」ノ額ヲ超過スルコトヲ得ザルベシ右ノ額ハ必要アル場合ニハ第十四条ニ掲ゲラルル會議ノ一ノ全

會一致ノ決議ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得ベシ

七 經常經費ハ全權會議又ハ主管庁會議ノ事業ニ関スル費用及會議ノ決定ニ依リ為サル特別事業又ハ出版ガ必要トスルコトアルベキ費用ヲ包含セズ右ノ費用ハ年額二万瑞西「フラン」ヲ超過スルコトヲ得ザルモノトシ第八項ノ規定ニ從ヒ國際事務局ノ事務ノ為ニ同盟國ノ支払フ分担金ニ比例シテ同盟國間ニ分賦セラルベシ

八 右經費總額ニ對スル各國ノ分担額ヲ定ムル為同盟國及將來同盟ニ加入スベキ國ヲ六等ニ区分シ各等ハ左ノ一定單位數ノ比例ヲ以テ分担ス

第一等 二十五單位

第二等 二十單位

第三等 十五單位

第四等 十單位

第五等 五單位

第六等 三單位

右系数ニ各等ノ國數ヲ乘ジ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ經費總額ヲ除スベシ其ノ商ヲ一單位ノ經費額トス

九 各同盟国ハ加入ノ際自国ノ加ハラント欲スル等級ヲ指定スベシ但シ各同盟国ハ他ノ等級ニ列セラレンコトヲ希望スル旨ヲ爾後宣言スルコトヲ得ベシ

十 瑞西連邦政府ハ国際事務局ノ支出ヲ監督シ必要ナル立替ヲ為シ且毎年度ノ出納計算書ヲ作成シテ之ヲ他ノ一切ノ官庁ニ送付スベシ

第十四条

一 本条約ハ同盟ノ制度ヲ完全ナラシムベキ改良ヲ加ヘンガ為時時之ニ改正ヲ施スベシ

二 右目的ノ為順次同盟ノ一国ニ於テ同盟国代表間ニ会議ヲ行フベシ

三 会議ガ開カルベキ国ノ官庁ハ国際事務局ノ協力ニ依リ該会議ノ準備ヲ為スベシ

四 国際事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ討論ニ参加スト雖モ議決ニ加ハラズ

第十五条

同盟国ハ本条約ノ規定ニ牴觸セザル限り其ノ相互間ニ個別的ニ工業所有權ノ保護ニ関スル特別取極ヲ為スノ權利ヲ夫々留保スルモノトス

第十六条

一 本条約ニ参加セザル国ハ其ノ請求ニ依リ之ニ加入スルコトヲ得ベシ

二 右加入ハ外交上ノ手續ニ依リ瑞西連邦政府ニ之ヲ通告スベク該政府ハ之ヲ他ノ一切ノ政府ニ通告スベシ

三 右加入ハ当然本条約ニ規定スル一切ノ條款ヘノ加入ト一切ノ利益ノ享受トヲ伴フベク且瑞西連邦政府ガ他ノ同盟国ニ対シテ為シタル通告ノ發送後一月ニシテ其ノ効力ヲ生ズベシ但シ右加入請求ニ於テ其ノ後ノ日ガ指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条ノ二

一 各同盟国ハ本条約ガ其ノ殖民地、保護領、委任統治地域若ハ其ノ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セラルル旨ヲ瑞西連邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ベク又本条約ハ瑞西連邦政府ニ依リ同盟ノ他ノ国ニ対シテ為サレタル通知ノ發送後一月ニシテ右通告中ニ掲ゲラレタル一切ノ地域ニ適用セラルベシ但シ右通告ニ於テ其ノ後ノ日ガ指定セラレタルトキハ此ノ限

ニ在ラズ右通告ナキトキハ本条約ハ右地域ニ適用セラレザルベシ

二 各同盟国ハ本条約ガ前項ニ定ムル通告ノ目的ト為リタル地域ノ全部又ハ一部ニ対シ適用セラレザルニ至ル旨ヲ瑞西連邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ベク本条約ハ瑞西連邦政府ニ宛テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ掲ゲラレタル地域ニ於テ適用セラレザルニ至ルベシ

三 本条第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西連邦政府ニ対シテ為サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟国ニ通告スベシ

第十七条

本条約ニ掲グル相互的約束ノ履行ハ必要アルトキハ同盟国ガ適用スルコトヲ要スル該同盟国憲法所定ノ手續及規則ノ実行ヲ前提トス右ハ同盟国ニ於テ成ルベク速ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第十七条ノ二

一 本条約ハ之ヲ廢棄シタル日ヨリ一年ノ期間ノ滿了ニ至ル迄無期限ニ其ノ効力ヲ有スベシ

二 右廢棄ハ瑞西連邦政府ニ宛テ之ヲ為スベシ該廢棄ハ自國ノ名ニ於テ之ガ為サレタル國ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズベク同盟ノ他ノ國ニ付テハ本条約ハ其ノ効力ヲ存続スルモノトス

第十八条

一 本条約ハ批准セラルベク其ノ批准書ハ遅クトモ千九百三十八年七月一日迄ニ「ロンドン」ニ於テ寄託セラルベシ本条約ハ自國ノ名ニ於テ批准ガ為サレタル國ノ間ニ於テハ右期日後一月ニシテ実施セラルベシ但シ其ノ前ニ於テ本条約ガ少クトモ六國ノ名ニ於テ批准セラレタル場合ニハ本条約ノ此等ノ國ノ間ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄託ガ瑞西連邦政府ニ依リ此等ノ國ニ通告セラレタル後一月ニシテ又其ノ後自國ノ名ニ於テ批准ガ為サルル國ニ付テハ各其ノ批准ガ通告セラレタル後一月ニシテ実施セラルベシ

二 前項ニ定ムル期間内ニ自國ノ名ニ於テ批准書ガ寄託セラレザル國ハ第十六条ノ規定ニ依リ加入スルコトヲ得ベシ

三 本条約ハ其ノ適用セラルル國ノ間ノ關係ニ於テハ千

八百八十三年ノ「パリ」同盟条約及爾後ノ改正諸条約ニ代ルベシ

四 本条約ノ適用ナキモ千九百二十五年「ヘーグ」ニ於テ改正セラレタル「パリ」同盟条約ノ適用セラルル国ニ関シテハ右同盟条約ガ引続キ効力ヲ有スベシ

五 同様ニ本条約及「ヘーグ」ニ於テ改正セラレタル「パリ」同盟条約ノ何レモ適用セラレザル国ニ関シテハ千九百十一年「ワシントン」ニ於テ改正セラレタル「パリ」同盟条約ガ引続キ効力ヲ有スベシ

第十九条

本条約ハ一通ノ本書ニ署名シ該本書ハ之ヲ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」連合王国政府ノ記録ニ寄託スベシ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」連合王国政府ハ認証謄本一通ヲ各同盟国政府ニ交付スベシ

〔以下略〕

Supplementary Provisions

(Date of Enforcement)

1. This Law shall come into force from such a day to be prescribed in a Cabinet Ordinance as will not exceed the limit of six months counted from the date of promulgation of this Law. Provided, however, that the provisions of Article 36 shall come into force as from the date of promulgation hereof.

(Law for Establishment of Ministry of International Trade and Industry partially amended)

2. The Law for Establishment of the Ministry of International Trade and Industry (Law No.275 of 1952) shall partially be amended as follows:

The following one item shall be added next Article 4, para. 1, item No.24-2:

24-3. To designate and supervise certification agencies as provided for in the Export Commodities Design Law (Law No.106 of 1959).

The word "design" (isho) appearing in Article 8, para. 1, item No.13-2 shall be so revised as to read "design" (dezain).

The word "Design Encouragement Deliberation Council" (isho) appearing in the table to Article 25, para. 1 shall be amended to "Design Encouragement Deliberation Council" (dezain), and the word "design" (isho) to "design" (dezain).

Translated by

Yuasa and Sakamoto Law & Patent Office

Tokyo, Japan

Article 45. Any person who, in contravention of the provisions of Article 29, para. 1, has divulged, or plagiarized, any secret information that came to his knowledge in the course of performance of his duties shall be punished with a penal servitude with hard labor not exceeding one year or a fine not exceeding thirty thousand yen.

Article 46. Any person falling under any of the following items shall be punished with a fine not exceeding thirty thousand yen:

- (1) Any person who has failed to submit a report as provided for in Article 37, para. 1, or who has made a false report;
- (2) Any person who has refused, obstructed, or evaded the inspection mentioned in Article 38, para. 1.

Article 47. In cases where there has been any of the contraventions mentioned under the following items, the officers or employees of the certification agency who have committed such act of contravention shall be punished with a fine not exceeding thirty thousand yen:

- (1) When the business of registration and certification has been wholly discontinued without obtaining the approval mentioned in Article 26, para. 1;
- (2) When they have failed to make entries as provided for in Article 32, or made false entries;
- (3) When they have failed to submit a report as provided for in Article 37, para. 2, or made a false report;
- (4) When they have refused, obstructed, or evaded the inspection mentioned in Article 38, para. 2.

Article 48. In cases where a representative of a corporation, or an agent, employee or other workers of a corporation or of an individual person has, in respect of the business of such corporation or individual person, committed an act in contravention of the provisions of Article 43 or of Article 46, in addition to punishing the person who perpetrated the act, a fine prescribed in each of the relevant Articles shall be imposed upon such corporation or individual person.

(Fees)

Article 42. Persons mentioned in the left column of the following table shall pay to the certification agency such a fee not exceeding the amount given respectively in the right column of the same table as is prescribed in a Cabinet Ordinance for each item of the specified goods:

Person bound to Pay	Amount
1. Person applying for registration	¥500 per case
2. Person who has obtained registration	¥6,000 per case
3. Person applying for renewal of the effective term of registration	¥3,000 per case
4. Person applying for certification	3/1000 of export price of specified goods subjected to certification concerned.

2. Fees payable by a person who obtained registration shall be paid within fifteen days of the day on which he received the notice mentioned in Article 6, para. 3.

Chapter VI Penal Provisions

Article 43. Any person who has exported the specified goods in contravention of the order issued under Article 39 shall be punished with a penal servitude with hard labor not exceeding three years or a fine not exceeding three hundred thousand yen.

2. Attempts of the offense provided in the preceding paragraph shall be punished.

Article 44. In cases where there has been contravention of the order for suspension of the business of registration and certification under the provisions of Article 31, para. 1, the officers or employees of the certification agency who have committed such act of contravention shall be punished with a penal servitude with hard labor not exceeding one year or a fine not exceeding one hundred thousand yen.

4. The authority to make spot inspection under the provisions of para. 1 or para. 2 shall not be construed to have been granted for the purpose of criminal investigation.

(Order for Suspension of Export)

Article 39. The Minister of International Trade and Industry may order a person who has exported the specified goods in contravention of the provisions of Article 15 to suspend exportation of such items of the specified goods as are designated by the Minister for a period not exceeding one year.

(Hearings)

Article 40. When intending to take action under the provisions of Article 31, para. 1, the Minister of International Trade and Industry shall give notice at a reasonable time in advance to the certification agency which is subjected to such action and in case he intends to take action under the provisions of the preceding Article, to a person who is subjected to such action, and hold hearings in public.

2. The advance notice referred to in the preceding paragraph shall contain the time and place as well as the outline of the case in question.

3. In holding the hearing, persons to be subjected to such action and parties interested shall be given an opportunity to present evidence and state their opinions in respect of the case.

(Filing of Objection)

Article 41. Any person not satisfied with any action taken by the Minister of International Trade and Industry or by the certification agency under the provisions of this Law may file with the Minister of International Trade and Industry a written objection stating to that effect. In such a case, objections to the action taken by the certification agency shall be filed through the certification agency which took the action in question.

2. Upon acceptance of objection, the Minister of International Trade and Industry shall, after having held hearings in public after the manner provided for in the preceding Article, give his decision in writing and forward a copy thereof to the person who filed objection:

(Reference to Import and Export Transactions Deliberation Council)

Article 36. The Minister of International Trade and Industry shall, when intending to have drafts drawn up for enactment, amendment or rescission of the Cabinet Ordinance mentioned in Article 2, para. 2, refer the matter to the Import and Export Transactions Deliberation Council.

(Collection of Reports)

Article 37. The Minister of International Trade and Industry may cause persons who obtain registration or certification or persons engaged in the business of exporting the specified goods to file a report on the items, design, quantity, destination, location or time of shipment of the specified goods concerned or on trademarks to be affixed on such specified goods, to such an extent as is required for the enforcement of this Law.

2. The Minister of International Trade and Industry may cause the certification agency to file a report on the state of its business or accounts, to such an extent as is required for the enforcement of this Law.

(Spot Inspection)

Article 38. The Minister of International Trade and Industry may cause his officials to make entry into the office, place of undertakings, or a warehouse of persons who obtain certification or of persons engaged in the business of exporting the specified goods, or the place of storage of the specified goods owned by these persons and to inspect the specified goods, the books, documents and other things, to such an extent as is required for the enforcement of this Law.

2. The Minister of International Trade and Industry may cause his officials to make entry into the office or place of undertakings of the certification agency and to inspect the state of business, or the books, documents and other things, to such an extent as is required for the enforcement of this Law.

3. The officials who make spot inspection in accordance with the provisions of the preceding two paragraphs shall carry a certificate showing their official status and produce the same to the persons concerned.

that in the cases mentioned under item No.2 or item No.3, such registration and certification shall be so restricted as to be within the extent of suspension or discontinuance of the business concerned or of suspension of the business concerned:

- (1) In cases where a certain type of goods has been designated as the specified goods, if no application is made under Article 20 in respect of the specified goods concerned, or if it is impossible to effect designation as provided for in Article 3, para. 1 in respect of any of such applications;
- (2) If the certification agency has suspended or discontinued its business of registration and certification with approval as provided for in Article 26, para. 1;
- (3) If the certification agency has been cancelled its designation or ordered to suspend its business of registration and certification, under the provisions of Article 31, para. 1.

2. For purposes of application of the provisions of Chapter II and Chapter III and also of Article 42, para. 1 to cases of registration and certification being effected by the Minister of International Trade and Industry under the provisions of the preceding paragraph, "the body designated by the Minister of International Trade and Industry (hereinafter called the 'certification agency')" referred to in Article 3, para. 1 and "the certification agency" appearing in para. 2 of the same Article, Article 4, Article 5, para.2, Article 6, paras. 1 and 3, Article 7, Articles 10 to 13 inclusive, Article 15, Article 16 and Article 42, para. 1 shall read "the Minister of International Trade and Industry"

3. When effecting registration and certification under the provisions of para. 1, item No.2 or item No. 3, the Minister of International Trade and Industry shall give public notice to that effect in the Official Gazette.

4. Transitory measures necessary for cases of registration and certification being effected by the Minister of International Trade and Industry under the provisions of para.1, item No.2 or item No.3 shall be prescribed in a Cabinet Ordinance.

in compliance with the rules of business of which approval was obtained as provided for in Article 25, para.1;

(3) When it has failed to obey orders issued under the provisions of Article 25, para.3 or the preceding Article;

(4) When it has obtained designation by an unjust means.

2. In cases where the Minister of International Trade and Industry has cancelled designation or ordered suspension of the business of registration and certification in accordance with the provisions of the preceding paragraph, he shall give public notice to that effect in the Official Gazette.

(Entries in Books)

Article 32. The certification agency shall keep books and enter therein such particulars relative to registration and certification as are prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry.

(Contact with Inspection Organ)

Article 33. In cases where the specified goods of which certification is to be effected are the designated goods mentioned in Article 2, para. 1 of the Export Inspection Law, the certification agency shall keep close contact with the governmental agencies which conduct export inspection of the specified goods concerned or the designated inspection agency mentioned in Article 7 of the same Law, and thereby promote the smooth operation of its business.

(Assistance of the State)

Article 34. In case it is considered necessary for promoting smooth operation of the registration and certification business of the certification agency, the State shall use endeavors for securing necessary references, giving guidance in examination and furnishing other assistances.

Chapter V Miscellaneous Provisions

(Registration and Certification effected by Minister of International Trade and Industry)

Article 35. The Minister of International Trade and Industry shall, in any of the cases mentioned below, effect registration and certification of the design of the specified goods concerned and trademarks to be affixed thereon; provided, however,

business year, and obtain approval of the Minister of International Trade and Industry. The same shall apply in cases where it is intended to effect changes thereof.

2. The certification agency shall, within three months after termination of each business year, prepare a business report and a settlement of accounts for the business year concerned, and submit them to the Minister of International Trade and Industry.

(Appointment and Dismissal of Officers, etc.)

Article 28. The appointment and dismissal of officers of the certification agency or of persons who take charge of examination of designs or trademarks shall not become effective unless approved by the Minister of International Trade and Industry.

(Duties to Preserve Secrecy, etc.)

Article 29. The officers or staff members of the certification agency or persons who were once in these posts shall not divulge, nor plagiarize, any secret information which has come to their knowledge in connection with registration or certification.

2. The officers and staff members of the certification agency who engage in the business of registration or certification shall be deemed to be officers engaging in official duties in accordance with laws and ordinances, for purposes of applying the Criminal Code (Law No. 45 of 1907) and other penal provisions.

(Supervisory Orders)

Article 30. The Minister of International Trade and Industry may issue to the certification agency orders necessary for supervision of its businesses to such an extent as is necessary for the enforcement of this Law.

(Cancellation of Designation, etc.)

Article 31. In cases where the certification agency comes under any of the following items, the Minister of International Trade and Industry may cancel the designation mentioned in Article 3, para. 1, or order suspension of the whole or a part of the business of registration and certification, designating a period not exceeding one year:

- (1) When it has contravened the provisions of this Law;
- (2) When it has effected registration or certification not

when the report provided for in the preceding paragraph has been filed, give public notice to that effect in the Official Gazette.

(Duty to Examine)

Article 24. In cases where it has been requested to effect registration or certification, the certification agency shall examine it without delay, except in cases where there exists just cause.

2. The examination referred to in the preceding paragraph shall be made by the persons mentioned in Article 22, item No. 2.

(Rules of Business)

Article 25. The certification agency shall prescribe the rules relative to registration and certification (hereinafter called the "rules of business", and obtain approval of the Minister of International Trade and Industry. The same shall also apply in cases where it is intended to effect changes therein.

2. The matters to be provided for in the rules of business shall be prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry.

3. In cases where it is considered that the rules of business of which the approval mentioned in para. 1 was granted has become unfit for just and fair execution of registration and certification, the Minister of International Trade and Industry may order revision of such rules of business.

(Suspension or Discontinuance of Business)

Article 26. The certification agency shall not suspend or discontinue the whole or a part of its business of registration and certification, unless it obtains approval of the Minister of International Trade and Industry.

2. When the Minister of International Trade and Industry has granted the approval mentioned in the preceding paragraph, he shall publicly notify to that effect in the Official Gazette.

(Plan of Undertakings, etc.)

Article 27. The certification agency shall, prior to the commencement of each business year, draw up a plan of undertakings and a budget of income and expenditure for the current

- (3) That for implementation of registration and certification, one or more offices are maintained in each of the areas prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry;
 - (4) That it is a juristic person established in accordance with the provisions of Article 34 of the Civil Code (Law No.89 of 1896), of which the constitution of its officers and members is not likely to obstruct a just and fair execution of registration and certification;
 - (5) That in cases where it engages in businesses other than that of registration and certification, the conducting of such businesses is not likely to cause the registration and certification to tend unjust and unfair;
 - (6) That it has sufficient financial basis required for carrying out the business of registration and certification with exactitude and smoothness;
 - (7) That the effecting of designation does not obstruct exact and smooth execution of registration and certification of designs of the specified goods applied for and of certification of trademarks affixed on the specified goods.
- (Public Notice of Designation, etc.)**

Article 23. The Minister of International Trade and Industry shall, when he has made the designation mentioned in Article 3, para. 1, publicly notify in the Official Gazette the name and address of the certification agency, the classification prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry mentioned in the same paragraph, and the location of the office or offices where registration and certification are effected.

2. In cases where it is intended to change the location of the office where registration and certification are effected, the certification agency shall obtain approval of the Minister of International Trade and Industry.

3. In cases where its name or address has been changed, the certification agency shall, without delay, file a report thereof with the Minister of International Trade and Industry.

4. The Minister of International Trade and Industry shall, when he has granted the approval mentioned in para. 2 or

Chapter IV Certification Agency

(Designation)

Article 20. The designation referred to in Article 3, para. 1 shall be effected for each division of the classification prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry, upon application by bodies intending to carry out registration and certification.

(Tests for Non-qualification)

Article 21. Bodies falling under any of the following items shall not be eligible to the designation referred to in Article 3, para. 1:

- (1) Any body which, having committed the crime provided for in this Law or the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law (Law No. 228 of 1949), the Import and Export Transactions Law or the Export Inspection Law (Law No. 97 of 1957), was punished, and of which two years have not yet elapsed since the day the punishment was executed or the body ceased to be amenable to execution of the punishment;
- (2) Any body of which the designation has been cancelled under the provisions of Article 31, para. 1, and of which two years have not yet elapsed since the date of cancellation;
- (3) Any body having among its managing officers a person who falls under item No. 1.

(Standards for Designation)

Article 22. The Minister of International Trade and Industry shall not effect designation unless he considers that an application for designation under Article 3, para. 1 conforms to each of the following items:

- (1) That references necessary for effecting registration and certification are available at hand;
- (2) That persons equipped with such knowledge and experience as will meet requirements prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry will actually examine designs or trademarks, and the number of such persons will not be less than the number prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry;

(2) Where the use of the trademark concerned does not constitute infringements upon the right of trademark (inclusive of the right of mark and the right of corporate mark) belonging to another person.

2. In cases where the design or trademark applied for is a design or trademark which, in respect of the country of destination to which the specified goods concerned are to be exported, is a design or trademark recorded in accordance with the provisions of Article 4 or a design or trademark which is similar thereto, the certification agency shall not effect certification with respect to the design and trademark concerned, notwithstanding the provisions of the preceding paragraph; provided, however, that this shall not apply in cases where with respect to exporting the specified goods concerned to the country of destination concerned, consent has been obtained from the holder of the right of industrial property rights provided for in Article 4, item No.1 or from the specific persons referred to under item No.2 of the same Article.

(Effective Term of Certification)

Article 17. The effective term of certification shall be a term prescribed in a Cabinet Ordinance with respect to each of the types of specified goods, not exceeding six months from the date of certification.

(Provisions not applying)

Article 18. The provisions of Article 15 shall not apply in cases where a person who temporarily leaves Japan takes with himself and exports such specified goods as are needed for himself and meant for his own use and in other cases prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry.

(Delegation to Ordinances of Ministry of International Trade and Industry)

Article 19. In addition to what is provided for in this Chapter, the procedures of application for certification and other necessary procedural matters relative to certification shall be prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry.

the case of a licensee of the utility model or design in question, only those acts which fall within the extent of the license in question);

(b) Where the design concerned is one which has been registered, and the specified goods of the design concerned have undergone the acts of the person in whose favor the design concerned has been registered (including a person who has obtained from the person in whose favor the design concerned has been registered his consent to engaging in the manufacture, processing, sale and other acts with a view to exporting the specified goods of the design concerned) such as the manufacture, processing, sale and other acts (in the case of a person who has obtained from the person in whose favor the registration has been effected a consent to engaging in the manufacture, processing, sale and other acts with a view to exporting the specified goods of the design concerned, only those acts which fall within the extent of the consent in question);

(c) Where the design concerned is one widely recognized among consumers in Japan as the one used by a specific person, and the specified goods of the design concerned have undergone the acts of the specific person (inclusive of persons who have obtained from such specific person a consent to engaging in the manufacture, processing, sale and other acts with a view to exporting the specified goods of the design concerned) such as the manufacture, processing, sale and other acts (in the case of a person who has obtained from the said specific person a consent to engaging in the manufacture, processing, sale and other acts with a view to exporting the specified goods of the design concerned, only those acts which fall within the extent of the consent in question);

(d) In addition to the cases mentioned above under (a) to (c), where the design concerned is one which does not correspond to any of the designs mentioned under items No.2 to 4 inclusive and item No.6 of Article 3, para.2.

Chapter, the procedures of application for registration, forms of the registration ledger and other necessary procedural matters pertaining to registration shall be prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry.

Chapter III Certification of Designs, etc.

(Certification)

Article 15. In cases where a certain type of goods has been designated as specified goods, the goods concerned shall, after two months have elapsed from the day on which they were designated as specified goods, not be exported, unless and after there has been certification effected by the certification agency in accordance with the classification prescribed in an Ordinance of Ministry of International Trade and Industry as provided for in Article 3, para.1, with respect to the design of the goods concerned and trademarks to be affixed thereon (inclusive of trademarks affixed on the packings of the goods concerned; hereinafter the same under Article 22, item No.7, Article 35, para.1, and Article 37, para.1).

(Standards for Certification)

Article 16. In cases where it is considered that an application for certification mentioned in the preceding Article (hereinafter to be referred to simply as "certification") falls under respective items mentioned below, the certification agency shall effect certification with respect to the design and trademarks covered by the application:

(1) When the design concerned comes under any of the following items:

(a) Where the design concerned is one which is identical with or similar to that of a registered utility model or of a registered design, and the specified goods of the design concerned have undergone the acts of the holder of the right of the utility model in question (including the licensee of the utility model in question) or of the holder of the right of the design in question (including the licensee of the design in question) such as the manufacture, processing, sale and other acts (in

entitled to the registration provided for in Article 3, para. 1;

(4) If the person for whom registration was effected fails to make payment as provided for in Article 42, para. 2 within the period of time prescribed in the same paragraph;

(5) If, in case the registered design is identical with or similar to that of the registered utility model or the registered design belonging to the person for whom registration was effected, the effective term of the utility model right or of the design right in question has expired.

2. When cancelling registration under the provisions of the preceding paragraph, the certification agency shall notify to that effect, with the statement of reasons, the person for whom registration was effected, and give him an opportunity to submit a written opinion, designating a reasonable period of time.

3. When it has cancelled registration in accordance with the provisions of para. 1, the certification agency shall notify to that effect, with the statement of reasons, the person of whom the registration has been cancelled,

Article 12. Any person may, when he considers that there exist the reasons for cancellation provided for under item No. 2 or item No. 3, para. 1 of the preceding Article with respect to the registered design or the person for whom registration was effected, file with the certification agency a demand for cancellation of such registration together with the statement of reasons.

2. When there has been the demand mentioned in the preceding paragraph, the certification agency shall decide whether or not it cancels the registration, and notify the demandant to that effect, stating the reasons.

(Deletion of Registration)

Article 13. In cases where the registration has lost its effect, or where demand for deletion of registration has been filed by the person for whom the registration was made, the certification agency shall delete the registration in question.

(Mandate to Ministry of International Trade and Industry Ordinance)

Article 14. In addition to what is provided for in this

Article 8. The effective term of registration shall be three years from the day on which the registration was effected.

2. The effective term of registration mentioned in the preceding paragraph may be renewed upon application; provided, however, that no renewal may be made in excess of fifteen years from the day on which the registration was effected.

(Effect of Registration succeeded to)

Article 9. In cases where succession or amalgamation has taken place with respect to the person for whom registration was effected, the successor or the corporation which continues to exist after amalgamation or the corporation which has been established through amalgamation shall, with respect to the design so registered, succeed to the position of the person for whom the registration was effected.

(Change of Entries in Registration Ledger, etc.)

Article 10. The person for whom registration has been effected shall, when there has been change in the particulars mentioned in Article 6, para. 2, item No. 1, file a report to that effect with the certification agency within ten days.

2. Any person who succeeded to the position of the person for whom registration was effected by virtue of the provisions of the preceding Article shall, within ten days, file a report to that effect with the certification agency, together with a document showing such facts.

3. In cases where a report has been filed in accordance with the provisions of the preceding two paragraphs, the certification agency shall change the entries in the registration ledger.

(Cancellation of Registration)

Article 11. The certification agency may cancel the registration concerned, in cases where the case comes under any of the following items:

- (1) If it has become clear that registration was effected in contravention of the provisions of Article 3 or of Article 5;
- (2) If the registered design has come to fall under item No. 1 to item No. 3 inclusive or item No. 5 of Article 3, para. 2;
- (3) If the person for whom registration was effected has come to forfeit the qualifications of the person who is

istent from the beginning.

(Registration and Notice)

Article 6. The certification agency shall, in case it considers that the application for registration falls under each of the following items, effect registration of the design applied for;

(1) The applicant for registration is qualified as a person entitled to registration as provided for in Article 3, para. 1;

(2) The design covered by the application for registration does not come under any of the reasons for rejection of registration provided for in Article 3, para. 2;

(3) In cases where applications for registration compete, the design applied for is entitled to being registered in accordance with the provisions of the preceding Article.

2. Registration shall be effected by entering in the registration ledger the following particulars:

(1) The full name or appellation and address of the applicant for registration, and in the case of a corporation, the full name of its representative;

(2) The date of application for registration, and the application number;

(3) The date of registration and the registration number;

(4) The details of design.

3. When it has effected registration, the certification agency shall notify to that effect the person for whom the registration has been effected.

(Decision for Rejection of Registration and Notice)

Article 7. The certification agency shall, when it considers that the application for registration does not come under any of the items mentioned in para. 1 of the preceding Article, make a decision to that effect and notify the applicant thereof, together with the statement of reasons.

2. When making the decision mentioned in the preceding paragraph, the certification agency shall notify the applicant to that effect with the statement of reasons and give him an opportunity to submit a written opinion, designating a reasonable period of time.

(Effective Term of Registration)

- (4) Designs belonging to another person which have been registered under the preceding paragraph, or designs similar thereto;
- (5) Designs which have been recorded in accordance with the provisions of the next following Article, or designs similar thereto;
- (6) Another person's designs which have been widely recognized among consumers in Japan as designs used by specific persons, or designs similar thereto.

(Recording of Designs, etc.)

Article 4. The certification agency shall, in respect of the specified goods it handles, keep record of the designs and trademarks mentioned below according to the distinction of the countries of destination to which the specified goods concerned are to be exported:

- (1) Designs or trademarks tending to infringe upon the industrial property rights protected by laws or ordinances of the country of destination;
- (2) Designs or trademarks which have been widely recognized among consumer in the country of destination as those used by specific persons in foreign countries.

(Where Applications for Registration compete)

Article 5. In cases where there have been two or more applications for registration filed on different days with respect to one and the same or a similar design, only the first applicant shall be entitled to have such design registered under Article 3, para. 1 (hereinafter to be referred to simply as "registration").

2. In cases where there have been two or more applications for registration filed on the same day with respect to one and the same or a similar design, only one applicant who has been decided upon by drawing lots conducted in a fair and just manner by the certification agency shall be entitled to have such design registered.

3. When an application for registration has been withdrawn, or when the decision mentioned in Article 7, para. 1 has been made on an application for registration, the application for registration shall, in applying the provisions of the preceding two paragraphs, be deemed to have been nonex-

provided for in the Import and Export Transactions Law (Law No. 299 of 1952).

Chapter II Registration of Designs

(Registration of Designs)

Article 3. Any person who is engaged in Japan in the business of manufacture, processing, collecting, sale or export of the specified goods may, in accordance with the classification prescribed in an Ordinance of the Ministry of International Trade and Industry, have registered the design of the specified goods related to his business by filing an application with the body designated by the Minister of International Trade and Industry (hereinafter called the "certification agency").

2. The certification agency shall not effect the registration referred to in the preceding paragraph, if and when the design covered by the application mentioned in the same paragraph (hereinafter called the "application for registration") falls under any of the following items:

- (1) Designs which have been publicly known in Japan prior to the application for registration (exclusive of utility models which have been registered under Article 1 of the Utility Models Law (Law No. 97 of 1921) (hereinafter called the "registered utility model"), or designs which are the same as utility models relative to the right provided for in Article 73, para. 3 of the Patent Law (Law No. 96 of 1921) which applies *mutatis mutandis* by virtue of Article 26 of said Utility Models Law or the same as designs registered under Article 1 of the Design Law (Law No. 93 of 1921) (hereinafter called the "registered design"), designs which have been registered under the preceding paragraph, and designs which are widely recognized among consumers in Japan as designs used by specific persons), or designs similar thereto;
- (2) Designs which are identical with or similar to registered utility models or registered designs of another person;
- (3) A design, the use of which constitutes infringement upon another person's right of trademark (inclusive of the right of mark and the right of corporate mark);

EXPORT COMMODITIES DESIGN LAW

(Law No.106 of April 6, 1959)

Contents:

- Chapter I. General Provisions (Article I and Article 2)
- Chapter II. Registration of Designs (Article 3 to Article 14)
- Chapter III. Certification of Designs, etc. (Article 15 to Article 19)
- Chapter IV. Certification Agency (Article 20 to Article 34)
- Chapter V. Miscellaneous Provisions (Article 35 to Article 42)
- Chapter VI. Penal Provisions (Article 43 to Article 48)
- Supplementary Provisions

Chapter I General Provisions

(Object)

Article 1. This Law shall have for its object the registration and certification of designs of export commodities, and also the certification of trademarks affixed on export commodities, with a view to preventing imitations thereof and thereby contributing toward sound development of export trade.

(Definition)

Article 2. A "design" within the meaning of this Law shall be the shape, pattern or color, or combinations thereof of an article, or the state of change thereof in case the change takes place because of functions possessed by the article, which can be distinguished by appearance.

2 "Specified goods" within the meaning of this Law shall be those goods designated in a Cabinet Ordinance, of which it is specially necessary to prevent imitation of the designs for purposes of export trade, and of which it is considered difficult to accomplish this object with the lawful joint acts

あとがき

本書の執筆は、第一部第一章を新井、第二章を高田、第三章および第二部第一、二、三章を三十尾、第四、五、六章および附則を植松が担当し、全体の統一には楠岡があたつた。



輸出品デザイン法

解釈と実務

昭和35年1月10日 印刷

定価 300円

昭和35年1月15日 発行

編者 輸出品デザイン法研究会
代表 楠 岡 豪

発行者 新日本法規出版株式会社
代表者 河合善次郎

印刷所 新日本法規出版株式会社印刷部

発行所 新日本法規出版株式会社

本社	東京都新宿区西大久保	2-185
総合営業所	名古屋市南区南園町	2-52
営業所	大阪市東区石町	2-10
	福岡市荒戸町	88
	仙台市北鍛冶町	39-2
	広島市上柳町	62
	札幌市北十五条西四丁目	
出張所	高松市天神前	1-3
	金沢市彦三七番丁	55-12

